
Ⅲ 小学生保護者調査

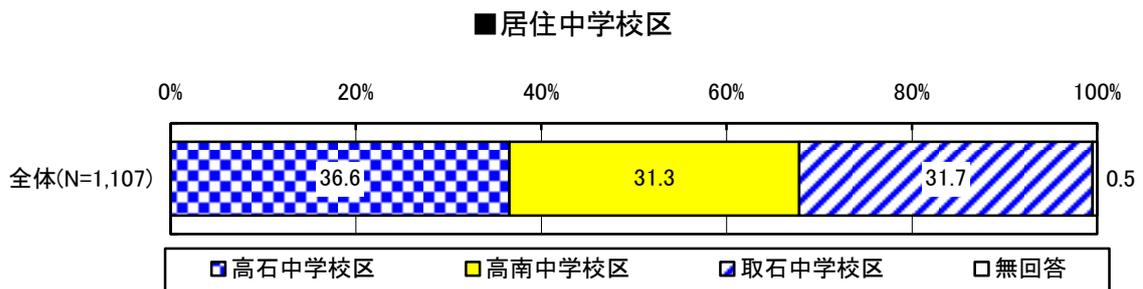
1 家族構成や保護者の就労状況

(1) 子どもと家族の状況

① 居住中学校区

問1 お住まいの地域の中学校区名はどちらですか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

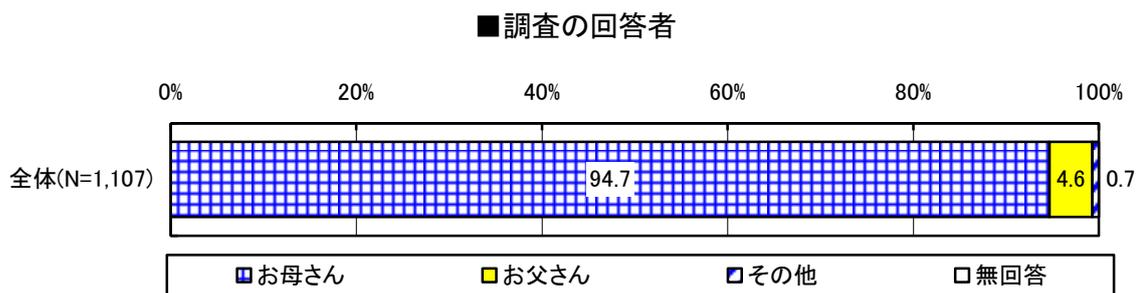
- 居住中学校区の構成は、「高石中学校区」が36.6%で最も高く、「高南中学校区」(31.3%)、と「取石中学校区」(31.7%)が同程度となっています。



② 調査の回答者

問2 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。小学生のお子さんからみた関係で、あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

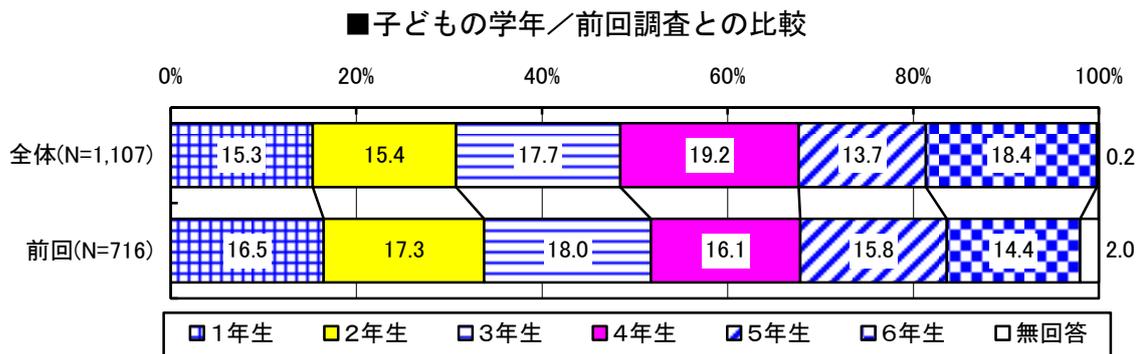
- 調査の回答者は、「お母さん」が94.7%で、就学前よりさらに高くなり、「お父さん」が4.6%、「その他」が0.7%となっています。



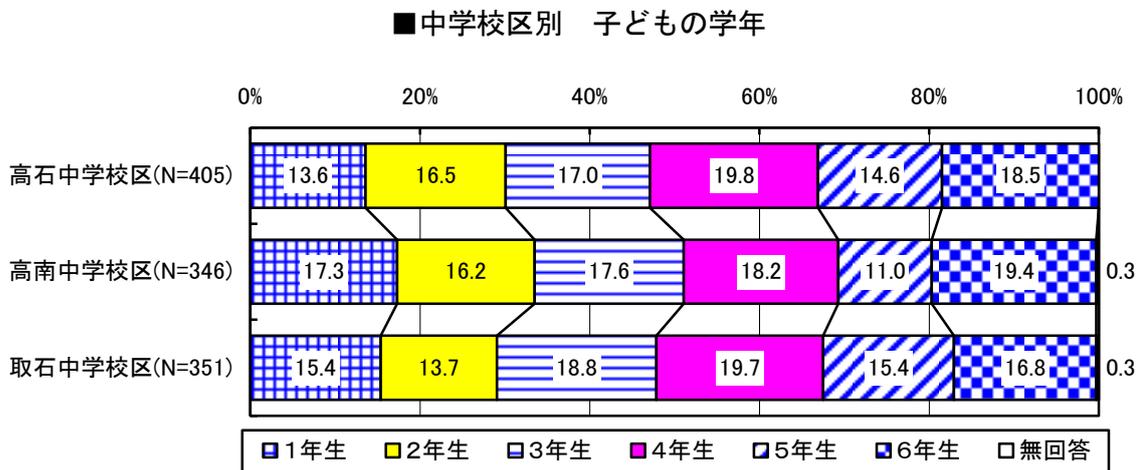
③ 子どもの学年

問3 小学生のお子さんの学年について、あてはまる番号1つだけ○をつけてください。なお、この場合の小学生のお子さんとは、この調査票を持ち帰ったお子さんのことをいいます。以降の質問で小学生のお子さんについてとあるのも同様です。

- 子どもの学年構成では、「4年生」が19.2%で最も高く、「5年生」が13.7%で最も低いものの、他の学年は大差ありません。また、1年生から3年生の【低学年】が48.4%、4年生以上の【高学年】が51.3%で、若干【高学年】が高くなっています。
- 前回調査は、【低学年】のほうが高く、今回は逆になっています。



- 中学校区別では、高石中学校区及び取石中学校区では「4年生」が高く、高南中学校区は「6年生」が高くなっています。また、高石中学校区及び取石中学校区は、【高学年】のほうが高く、高南中学校区は【低学年】のほうが高くなっています。

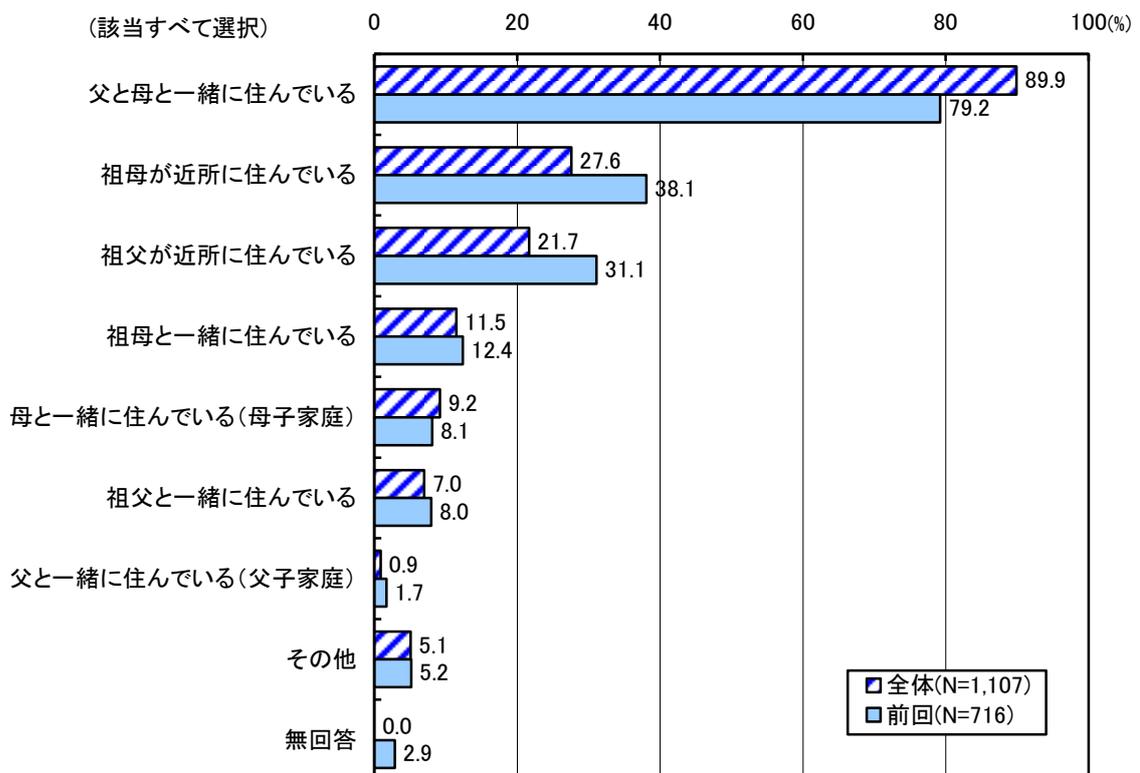


④ 同居の世帯類型

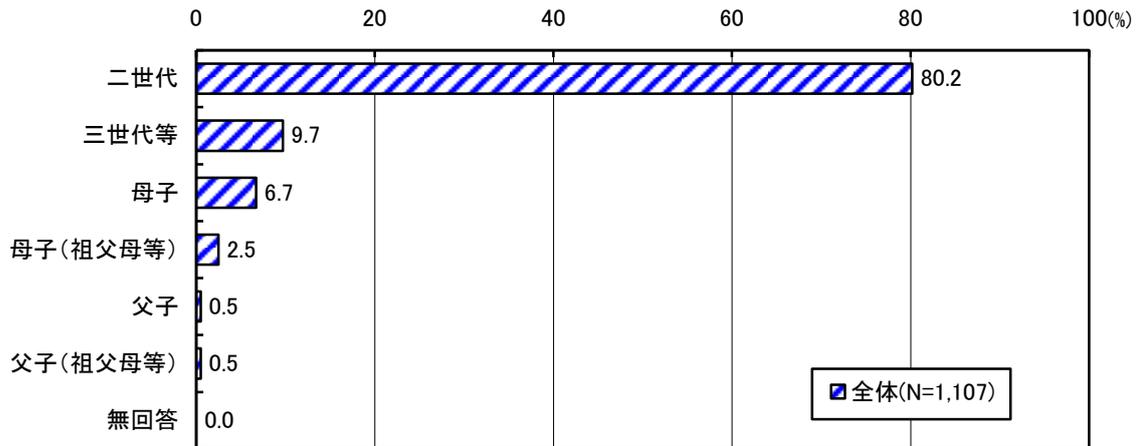
問4 小学生のお子さんが一緒に住んでいる人はどなたですか。また、近所に祖父母が住んでいますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。選択肢は小学生のお子さんからみた関係です。

- 同居の状況は、「父と母と一緒に住んでいる」率は89.9%で、前回調査より10.7ポイント高くなっています。また、「祖母が近所に住んでいる」が27.6%、「祖父が近所に住んでいる」が21.7%で、いずれも前回調査より低くなっています。
- 同居の家族を類型化すると、両親と子どもの「二世帯」が80.2%、両親と祖父母等との同居の「三世帯等」が9.7%となっています。また、ひとり親家庭は、「母子家庭」が6.7%、祖父母等との同居の「母子家庭」が2.5%、「父子家庭」が0.5%、祖父母等との同居の「父子家庭」が0.5%で、合わせて10.2%となっています。
- 中学校区別の同居世帯類型では、どこの中学校区も「二世帯」がおよそ80%となっていますが、「三世帯等」は高石中学校区が12.6%で、他の中学校区より高くなっています。また、「ひとり親」世帯の率は、高南中学校区が11.8%、取石中学校区が11.1%、高石中学校区が7.4%となっています。

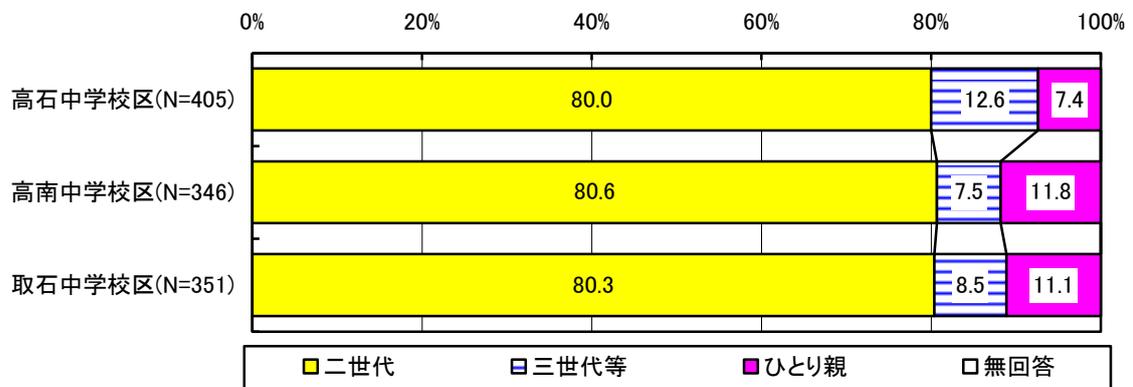
■同居・近居状況／前回調査との比較



■同居の世帯類型



■中学校区別 同居世帯類型

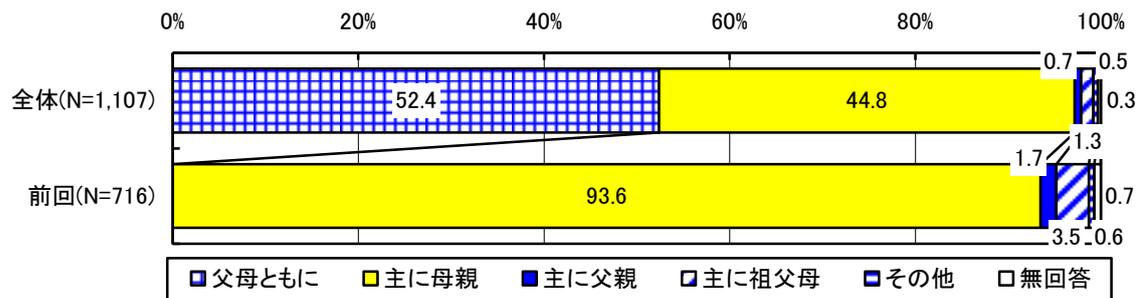


⑤ 子育てや教育を主に行っている方

問5 小学生のお子さんの子育てや教育を主に行っている方はどなたですか。あてはまる番号に1だけ○をつけてください。選択肢は小学生のお子さんからみた関係です。

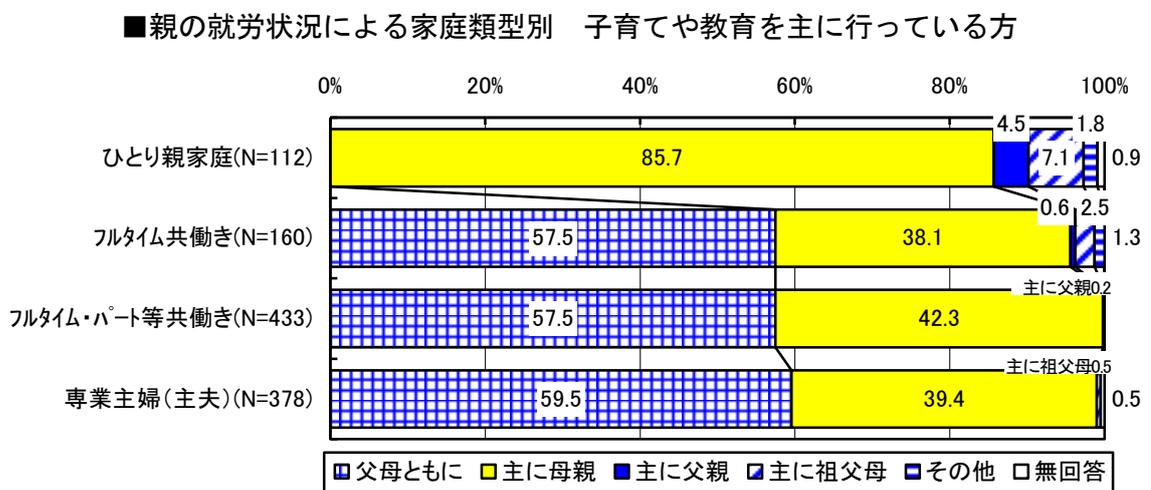
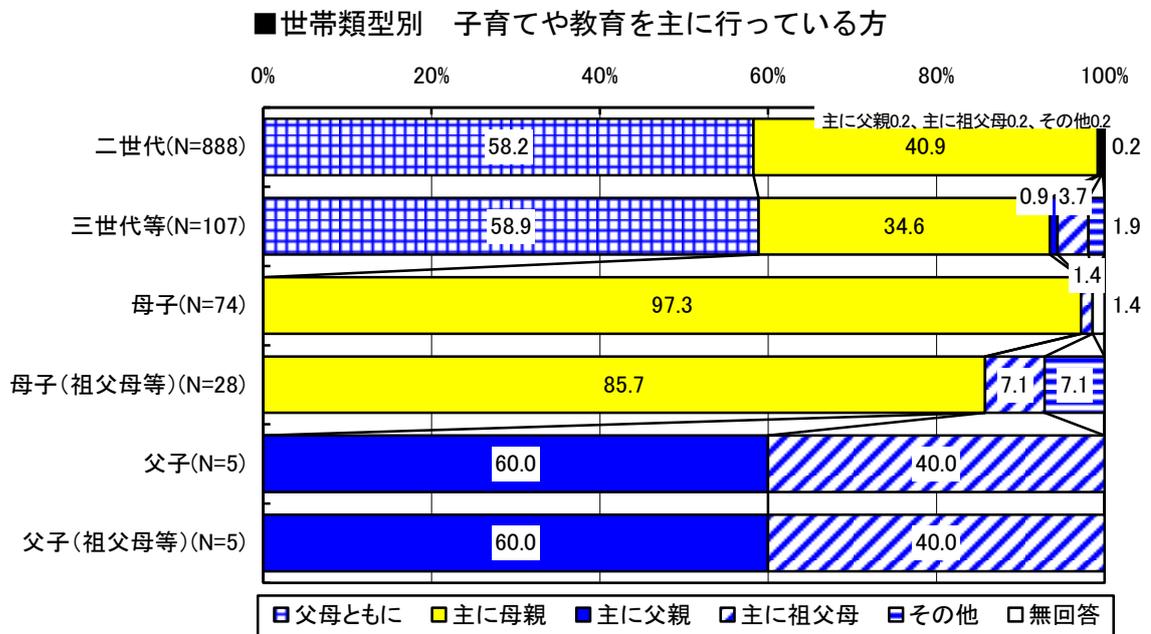
- 小学生の子どもの子育てや教育を主に行っている人は、「父母ともに」が52.4%で、「主に母親」の44.8%を上回っています。

■子育てや教育を主に行っている方／前回調査との比較



注) 前回は、質問が子どもの身の回りの世話などを主に行っている方で、また、「父母ともに」の選択肢がありません。

- 世帯類型別では、「父母ともに」は二世帯及び三世帯ではおよそ60%となっています。また、ひとり親家庭のうち、父子家庭は回答数が少なく、一概には言えませんが、母子家庭に比べて「主に祖父母」が高くなっています。
- 親の就労状況による家庭類型別では、「父母ともに」は、就学前子ども保護者調査とは異なり、両親の就労状況によらずに、およそ60%となっています。



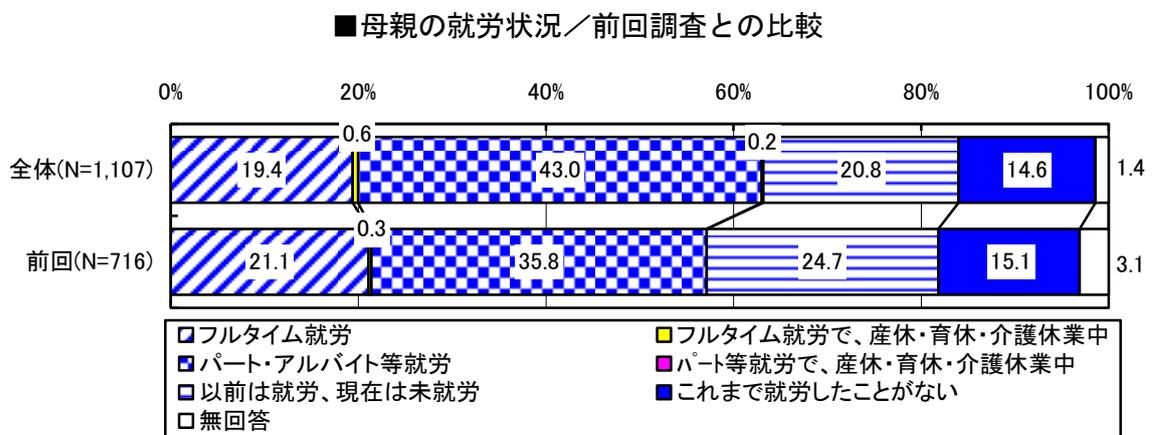
注)パート等共働き(N=3)、共に未就労(N=3)は、回答数が少ないため省略しています。

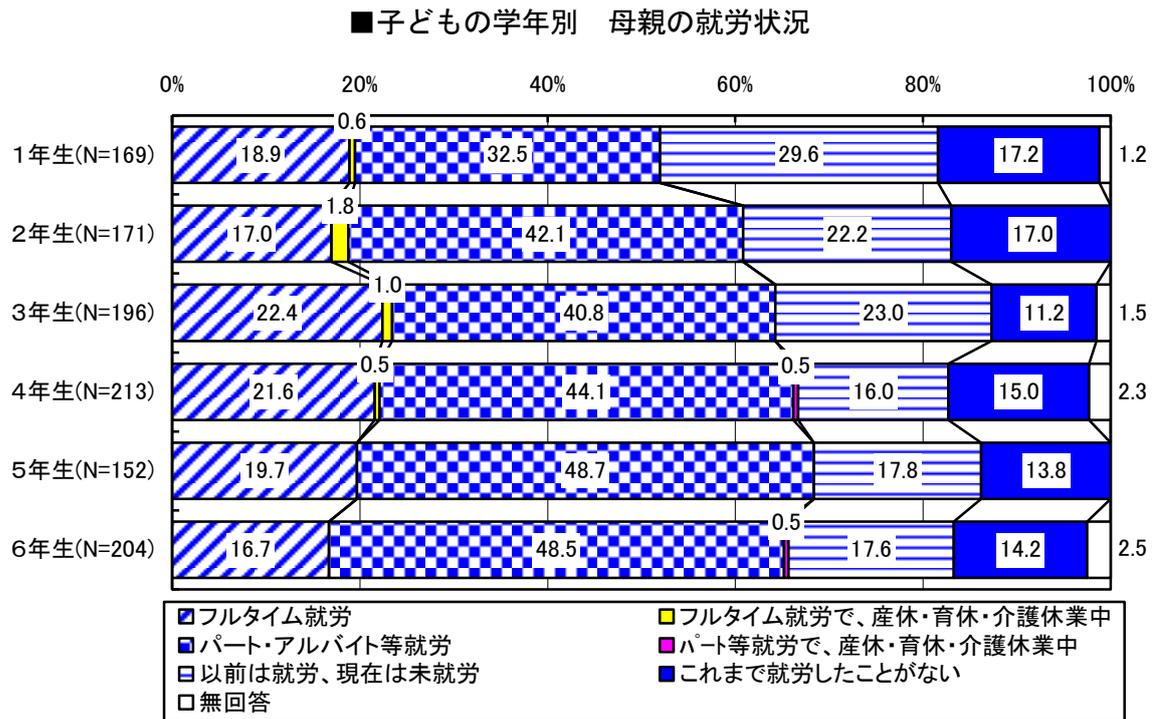
(2) 母親、父親の就労状況

① 母親の就労状況

問6 小学生のお子さんの「母親」の働いている状況についておうかがいします。自営業や自営業を手伝っている場合も含まれます。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。【父子家庭の場合は記入不要です。⇒問7へ】

- 母親の就労状況では、「フルタイム就労で産休・育休・介護休業中ではない」が19.4%、「フルタイム就労で産休・育休・介護休業中である」が0.6%で、合わせて【フルタイム就労】が20.0%で、前回調査と大差ありません。また、「パート・アルバイト等就労で産休・育休・介護休業中ではない」が43.0%、「パート・アルバイト等就労で産休・育休・介護休業中である」が0.2%で、合わせて【パート・アルバイト等就労】が43.2%となっていて、前回調査の35.8%より7.4ポイント高くなっています。
- 一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が20.8%、「これまで就労したことがない」が14.6%で、合わせて【現在、未就労】が35.4%となっていて、前回調査の39.8%より低下しています。
- 子どもの学年別では、【フルタイム就労】と【パート・アルバイト等就労】を合わせた就労率は、おおむね学年が上がるにしたがい上昇し、1年生の52.0%が、5年生は38.4%、6年生は65.2%となっています。

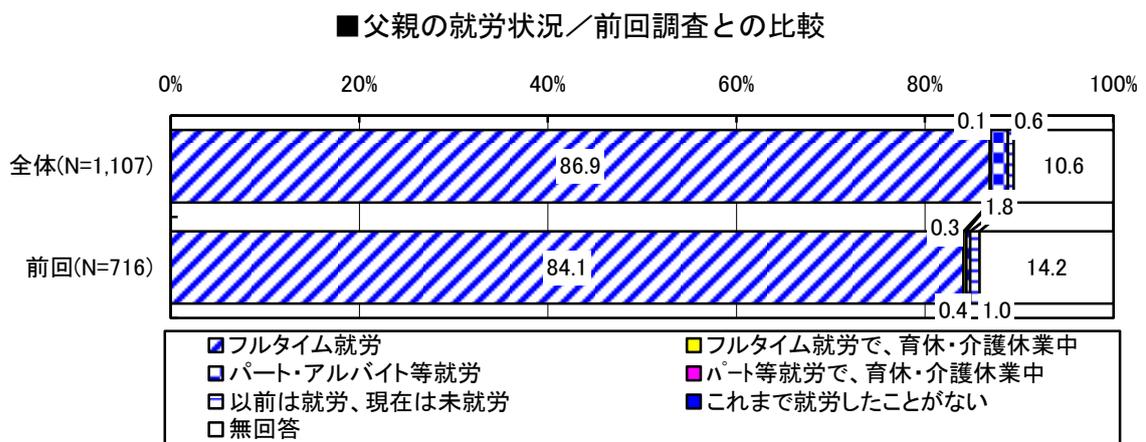




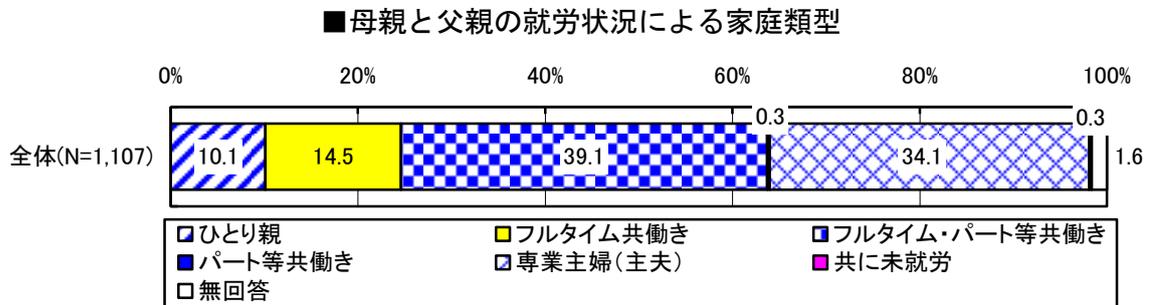
② 父親の就労状況

問7 小学生のお子さんの「父親」の働いている状況についておうかがいします。自営業や自営業を手伝っている場合も含まれます。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。【母子家庭の場合は記入不要です。⇒問7へ】

- 父親の就労状況では、「フルタイム就労で育休・介護休業中ではない」が86.9%で、前回調査よりわずかながら高くなっています。



- 親の就労状況による家庭類型では、「フルタイム・パート等共働き」が38.1%、「専業主婦（主夫）」が34.1%、「フルタイム共働き」が14.5%で、「フルタイム共働き」は就学前の24.9%より低下し、代わって「フルタイム・パート等共働き」が2倍以上と高くなっています。

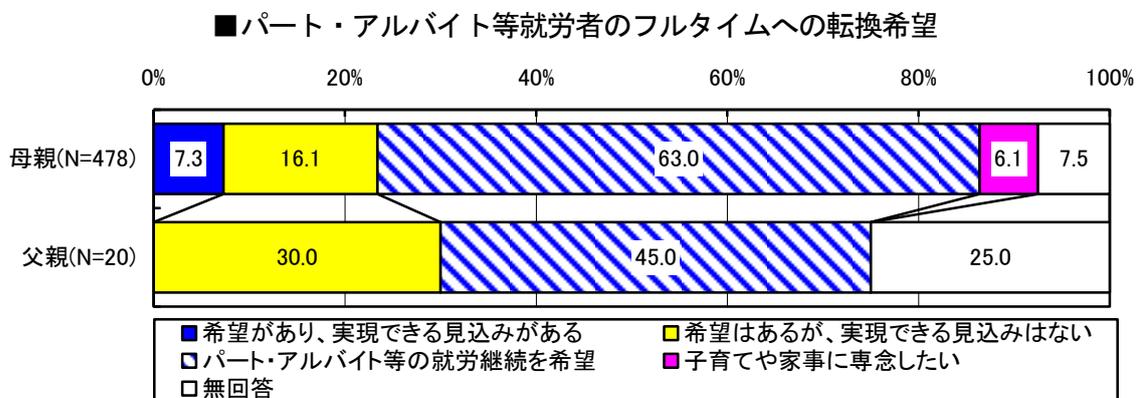


(3) 母親、父親の就労意向

① パート・アルバイト等就労者のフルタイムへの転換希望

問8 問6または問7で母親、父親のどちらか、または両方が「3.」または「4.」を選択した、パート・アルバイトなどで働いている方（休業中の方も含まます）におうかがいします。フルタイムへの転換希望はありますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。それ以外の方は問9へお進みください。
 (1) 母親 (2) 父親

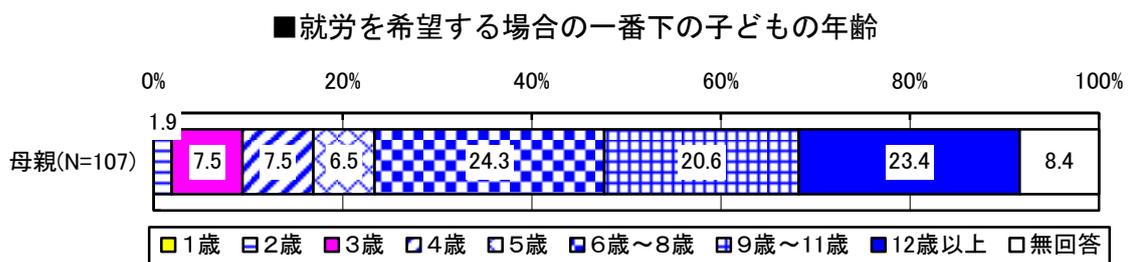
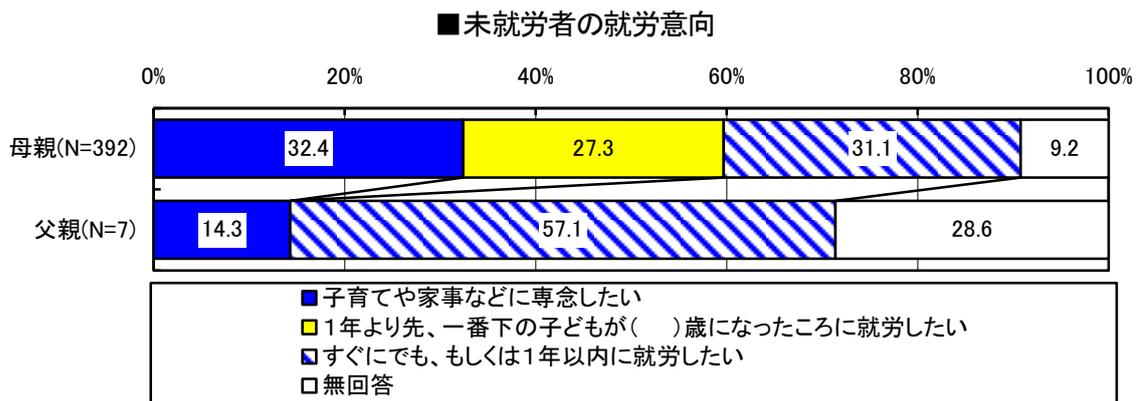
- 母親は、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が63.0%で最も高く、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が16.1%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が7.3%などとなっています。
- 父親は、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が45.0%、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が30.0%となっています。



② 未就労者の就労意向

問9 問6または問7で母親、父親のどちらか、または両方が「5.」または「6.」を選択した、仕事をお持ちでない方におうかがいします。働きたいという希望はありますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけ、()内に具体的な数字を入れてください。それ以外の方は問10へお進みください。
(1) 母親 (2) 父親

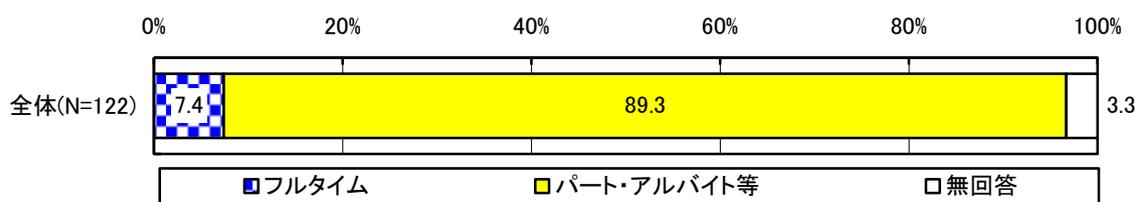
- 現在、未就労の人の就労意向では、母親の場合、「1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい」が27.3%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が31.1%、「子育てや家事などに専念したい」が32.4%で、就労希望が合わせて58.4%になります。
- 「1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい」を選択した母親の場合、一番下の子どもの年齢は、「6歳～8歳」の24.3%や「12歳以上」の23.4%、「9歳～11歳」の20.6%などが分散しています。「3歳」及び「4歳」がそれぞれ7.5%、「5歳」が6.5%で、3歳未満は「2歳」が1.9%と低くなっています。



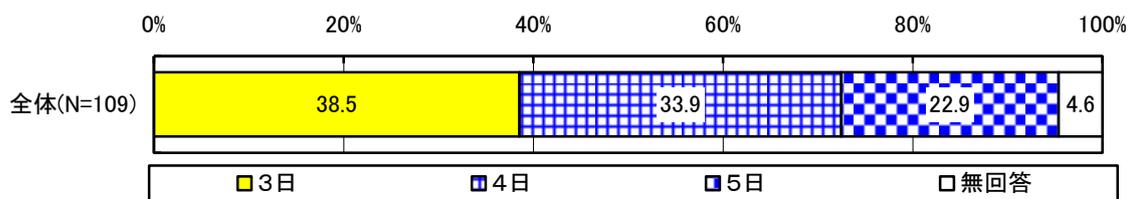
注) 父親は該当なし

- 「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択した母親の希望する就労形態は、「フルタイム」が7.4%、「パート・アルバイト等」が89.3%となっています。
- 「パート・アルバイト等」を希望する場合、1週当たりの就労日数は「3日」が38.5%、「4日」が33.9%、「5日」が22.9%となっています。
- 1日当たりの時間は、「4時間台」が42.2%で最も高くなっています。

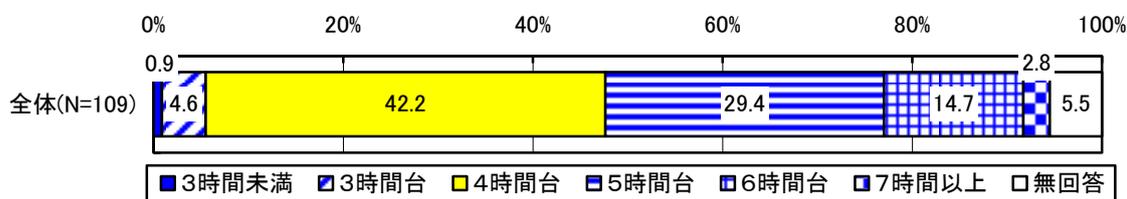
■ 母親ですぐにでも就労を希望する場合の就労形態



■ 1週当たりの就労日数



■ 1日当たりの就労時間

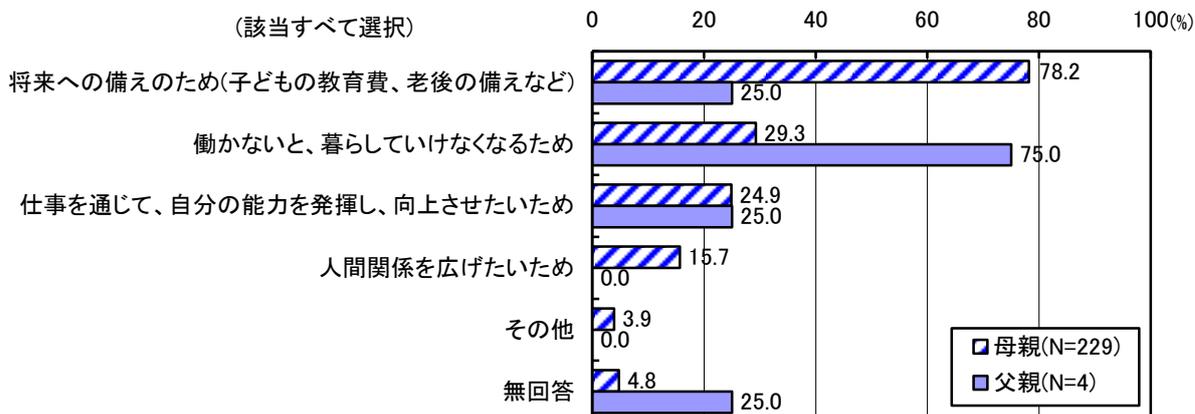


③ 就労希望者の働きたい理由

問9-1 問9の(1)母親または(2)父親で「2.」「3.」を選択した、今後働きたいと考えておられる方におうかがいします。働きたい理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 働きたい理由の第1位は、母親が「将来への備えのため(子どもの教育費、老後の蓄えなど)」で78.2%、父親が「働かないと、暮らしていけなくなるため」で75.0%となっています。

■ 就労希望者の働きたい理由



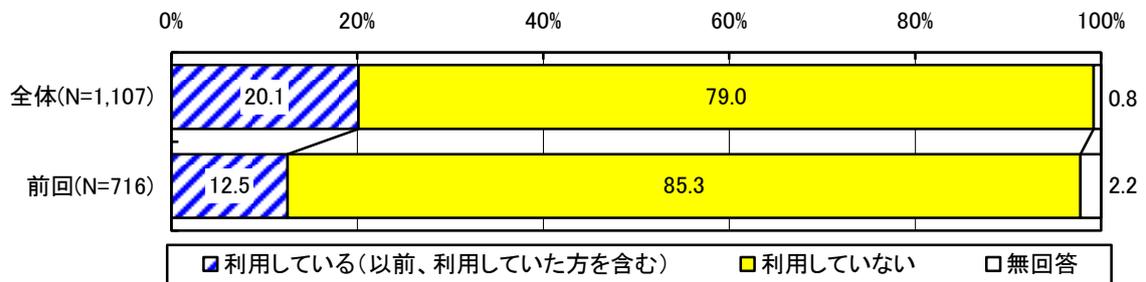
2 放課後児童クラブの利用状況と利用意向

① 放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の利用状況

問10 小学生のお子さんは、平日（月曜日から金曜日）に、現在、放課後児童クラブ（あおぞら児童会）を利用されていますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

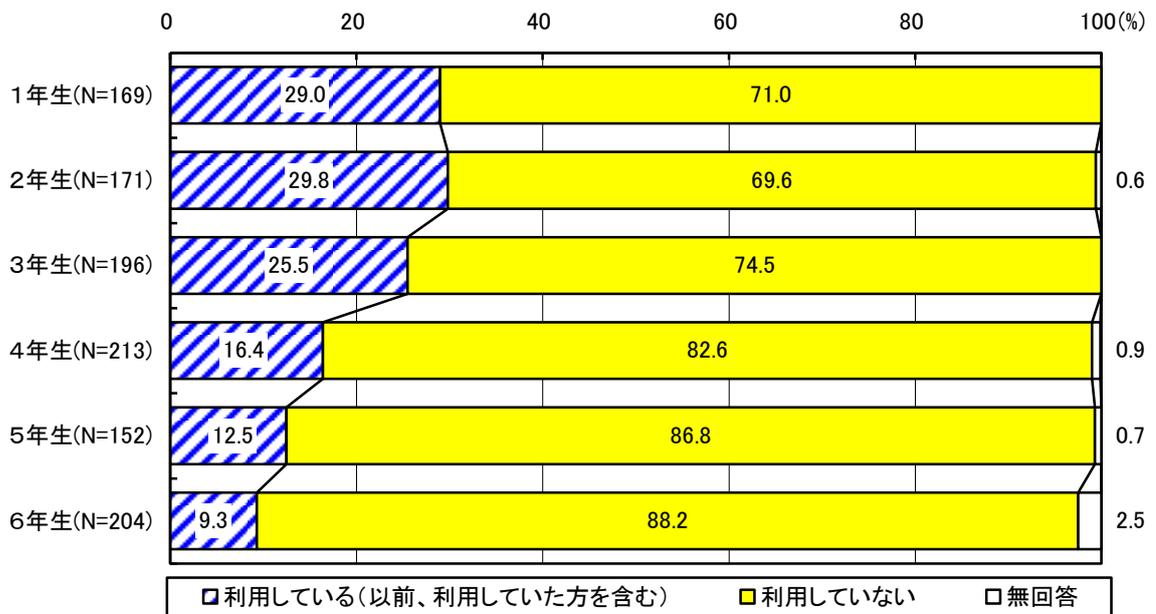
- 放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の利用状況は、「利用している」が20.1%で、前回調査に比べて7.6ポイント高くなっています。
- 子どもの学年別では、おおむね学年が上がるにしたがい、利用率は低くなり、1年生や2年生のそれぞれ29.0%、29.8%が、6年生では9.3%となっています。

■放課後児童クラブの利用状況／前回調査との比較



注) 前回は「利用している」(12.2%)と「調整して利用できた(育児休業を切り上げるなど)」(0.3%)を合算

■子どもの学年別 放課後児童クラブの利用状況



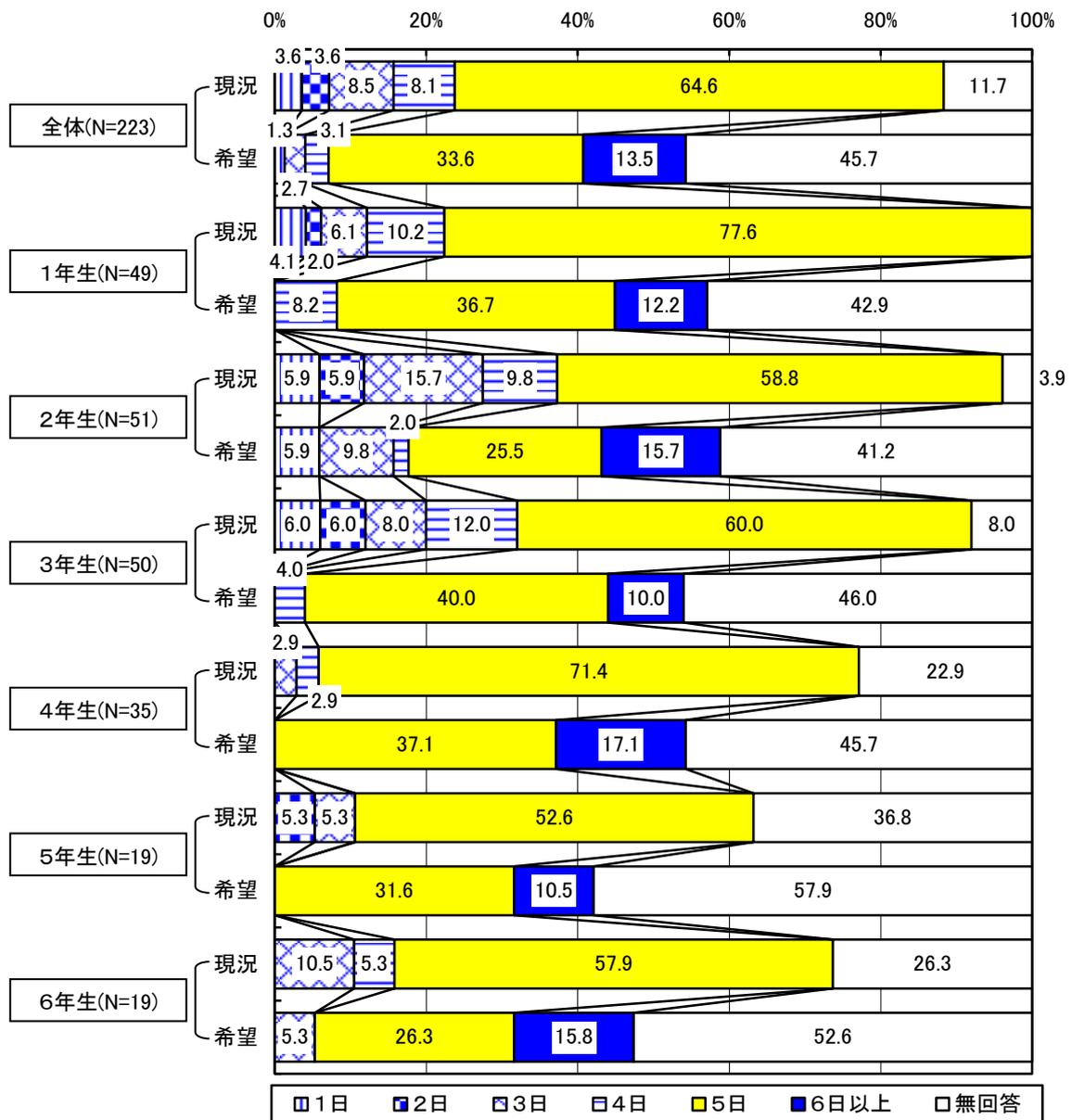
② 放課後児童クラブの利用日数等

問11 問10で「1. 利用している」を選択した方におうかがいします。現在利用している放課後児童クラブ（あおぞら児童会）について、もっとも多いパターンとして、1週間に何日利用し、また、1日当たり何時間（何時まで）利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。（ ）内に具体的な数字をご記入ください。時間は、必ず（18:00）のように24時間制でご記入ください。

（1）現在 （2）希望

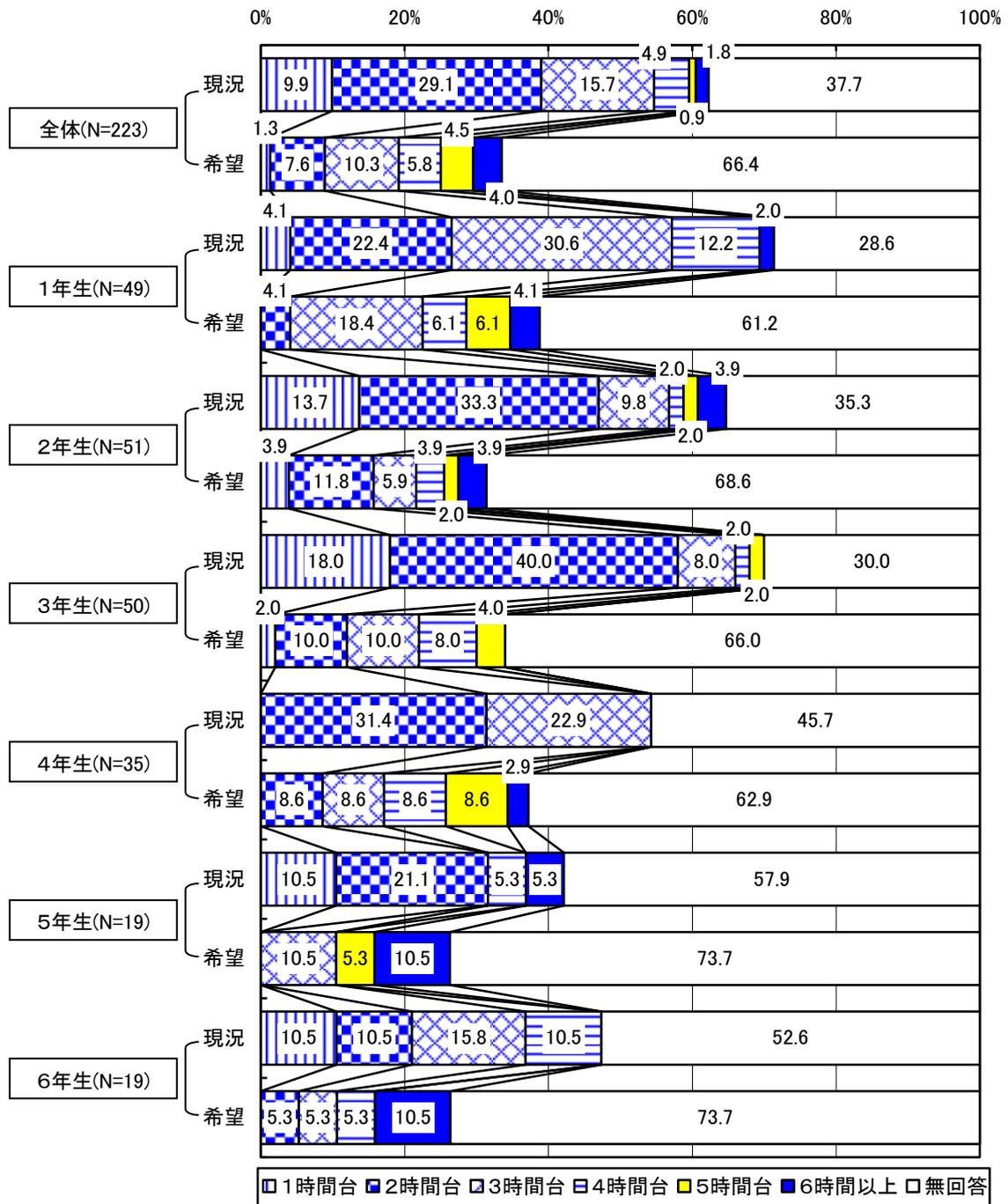
- 放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の1週当たりの利用日数は、どの学年も「5日」が最も高いものの、週の半分までの【3日以下】が合わせて、1年生は12.2%、2年生は27.5%、3年生は20.0%、4年生は2.9%、5年生は10.6%、6年生は10.5%となっています。

■子どもの学年別 1週当たりの利用日数と希望日数

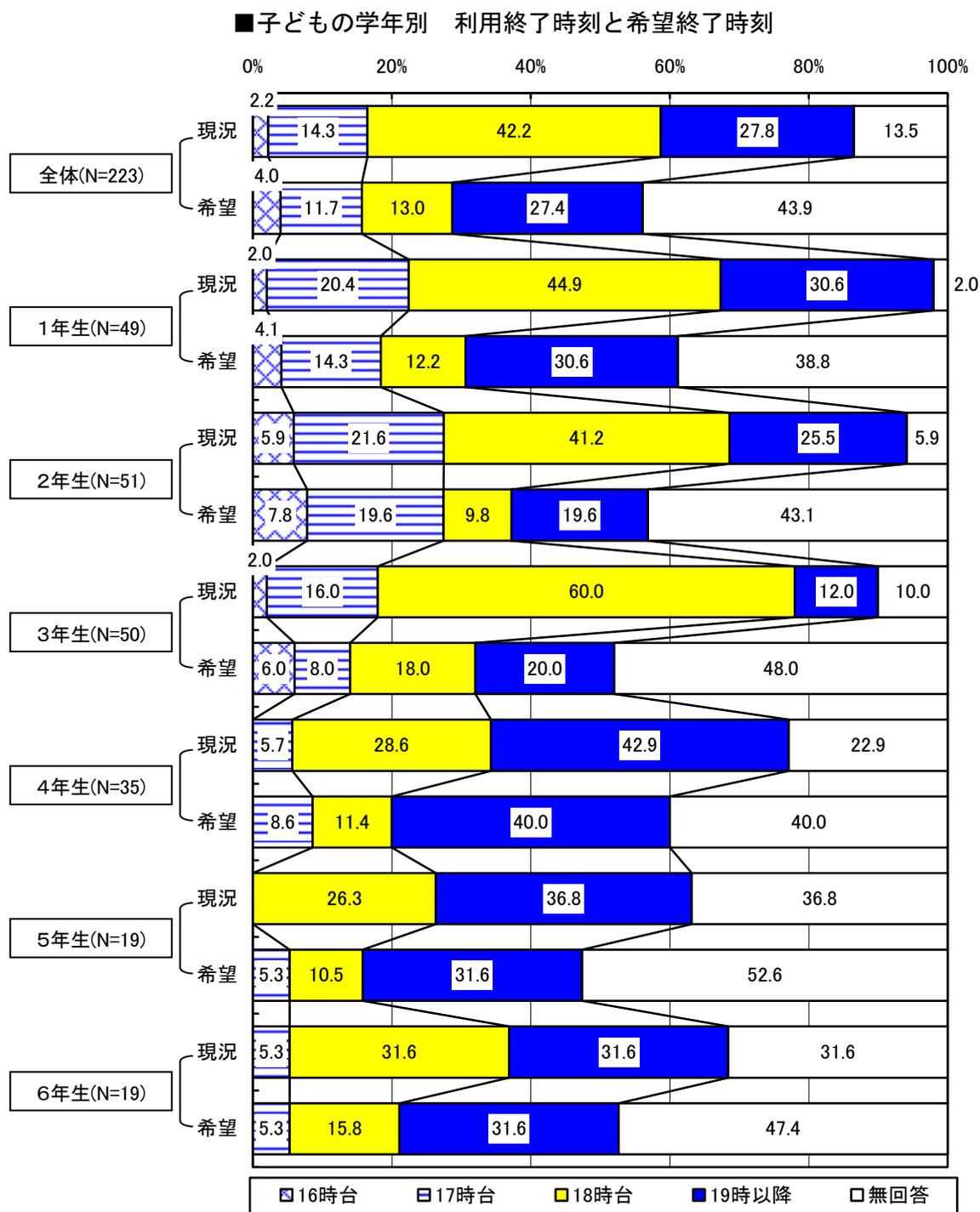


- 放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の1日当たりの利用時間数は、1年生や6年生が「3時間台」でそれぞれ30.6%、15.8%と最も高く、2年生～5年生は「2時間台」がそれぞれ最も高くなっています。

■子どもの学年別 1日当たりの利用時間数と希望時間数



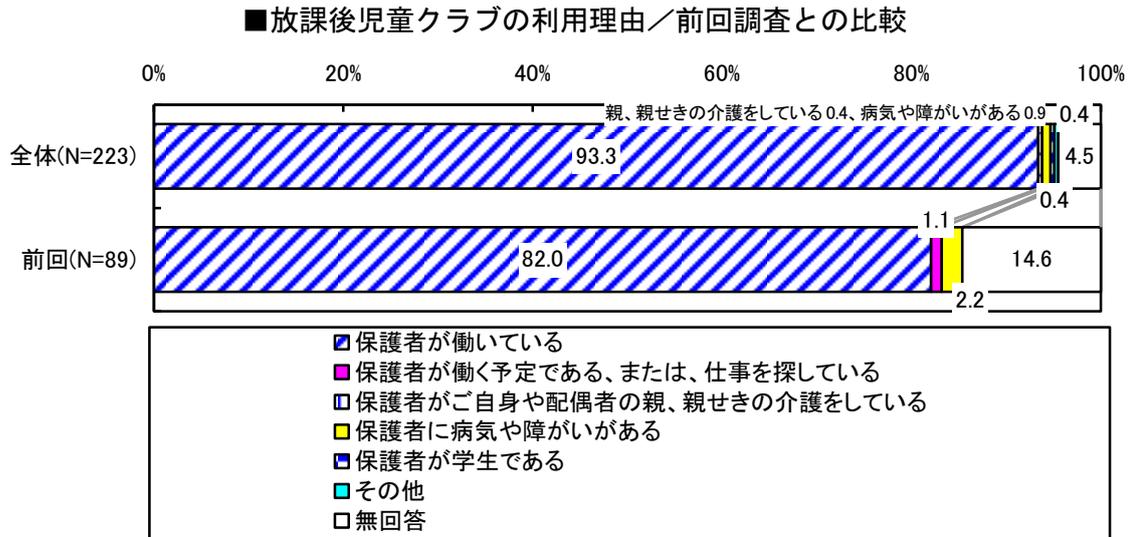
- 放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の利用終了時間は、3年生までは「18時台」が最も高く、4年生以降は「19時以降」が高くなる傾向があります。



③ 放課後児童クラブ（あおぞら児童会）を利用している理由

問11-1 問10で「1. 利用している」を選択した方に引き続きおうかがいします。放課後児童クラブ（あおぞら児童会）を利用されている理由について、もっともあてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

- 放課後児童クラブを利用している理由は、「保護者が働いている」が93.3%で最も高くなっています。



④ 放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の土曜日の利用意向

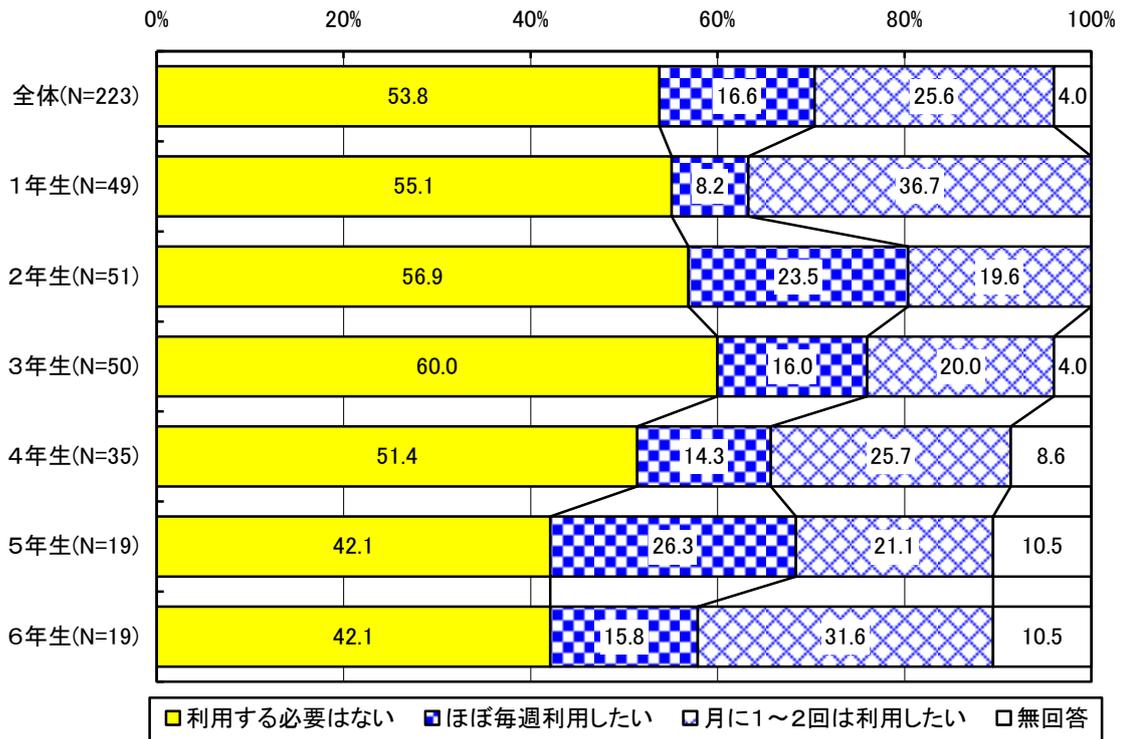
問11-2 問10で「1. 利用している」を選択した方に引き続きおうかがいします。土曜日、日曜日・祝日に、放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の利用希望がありますか。（仕事や介護などによる定期的な利用で、一時的な利用は除きます。）あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

希望がある場合は、（ ）内に具体的な数字をご記入ください。時間は、必ず（18:00）のように24時間制でご記入ください。なお、利用にあたっては、一定の利用料が発生します。

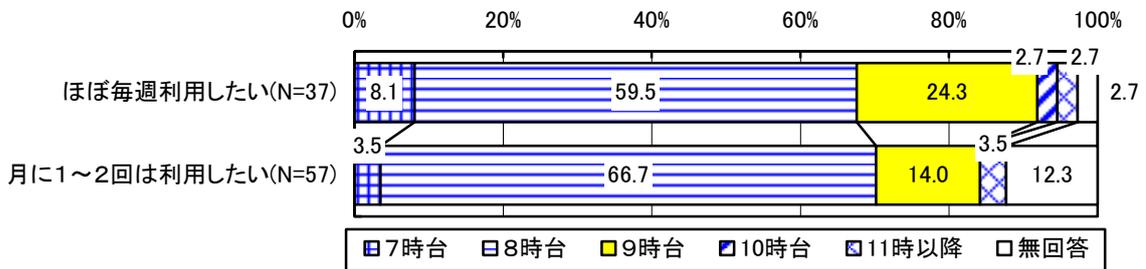
- (1) 土曜日 (2) 日曜日・祝日

- 放課後児童クラブの土曜日の利用について、学年別では、「ほぼ毎週利用したい」は2年生及び5年生が20%を超えて高く、1年生が8.2%で最も低くなっています。
- 土曜日に「ほぼ毎週利用したい」人の希望開始時間は、「8時台」が59.5%、「9時台」が24.3%などとなっています。「月に1～2回は利用したい」人の希望開始時間も「8時台」が66.7%で最も高くなっています。
- 土曜日に「ほぼ毎週利用したい」人の希望終了時間は、「19時以降」が32.4%で最も高く、「月に1～2回は利用したい」人の希望終了時間は、「18時台」が24.6%、「19時以降」が21.1%、「17時台」が19.3%などと分散しています。

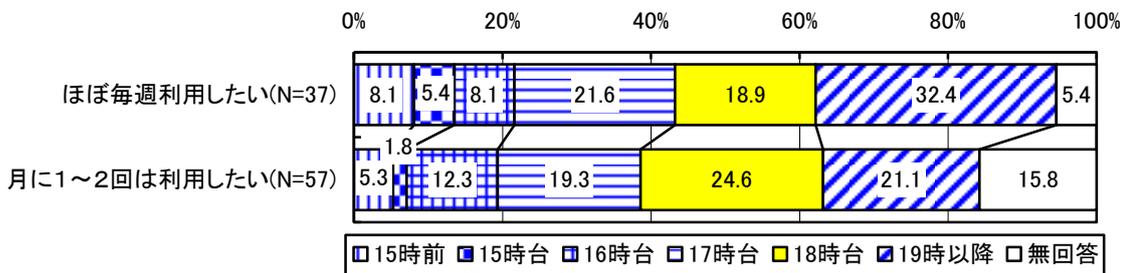
■子どもの学年別 土曜日の利用意向



■土曜日の利用希望別 希望開始時刻



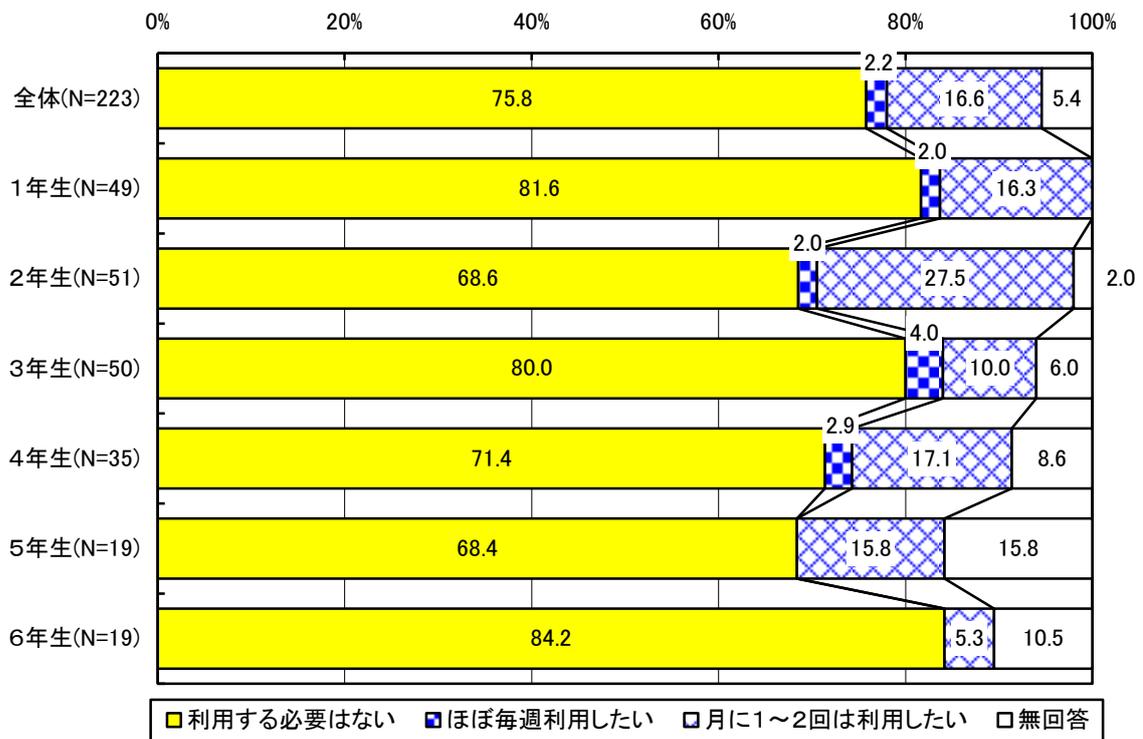
■土曜日の利用希望別 希望終了時刻



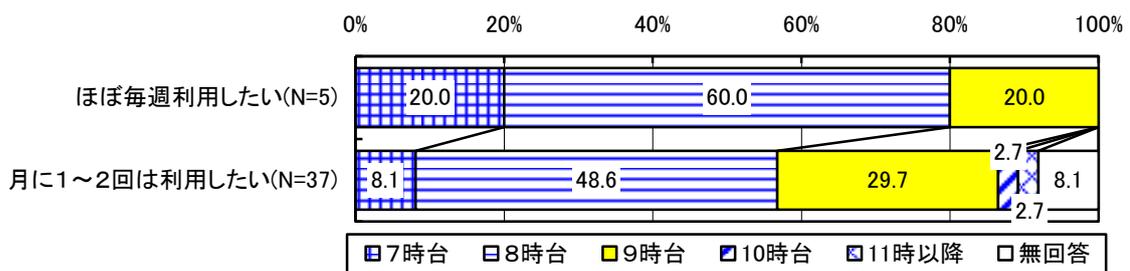
④ 放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の日曜日・祝日の利用意向

- 放課後児童クラブの日曜日・祝日の利用について、学年別では、5年生及び6年生を除く学年で2.0～4.0%の希望となっています。また、「月に1～2回は利用したい」は2年生が27.5%と高く、6年生が5.3%で最も低くなっています。
- 日曜日・祝日に「ほぼ毎週利用したい」人の希望開始時間は、「8時台」が60.0%、「7時台」及び「9時台」がそれぞれ20.0%となっています。「月に1～2回は利用したい」人の希望開始時間も「8時台」が48.6%で最も高く、「9時台」が29.7%などとなっています。
- 日曜日・祝日に「ほぼ毎週利用したい」人の希望終了時間は、「19時以降」が80.0%、「17時台」が20.0%となっています。「月に1～2回は利用したい」人の希望終了時間は、「18時台」が29.7%、「17時台」及び「19時以降」がそれぞれ24.3%などとなっています。

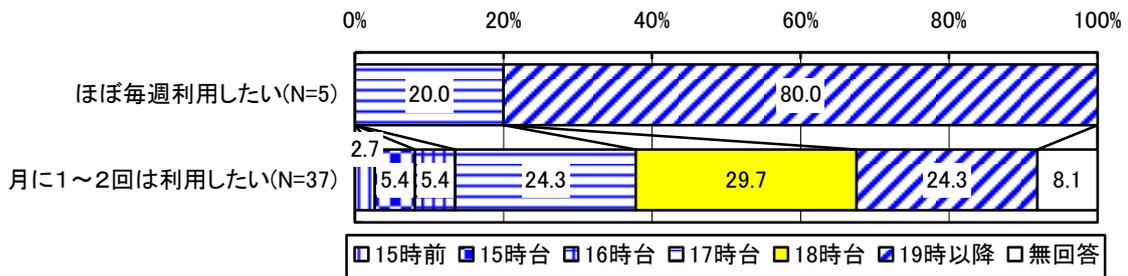
■子どもの学年別 日曜日・祝日



■日曜日・祝日の利用希望別 希望開始時刻



■日曜日・祝日の利用希望別 希望終了時刻

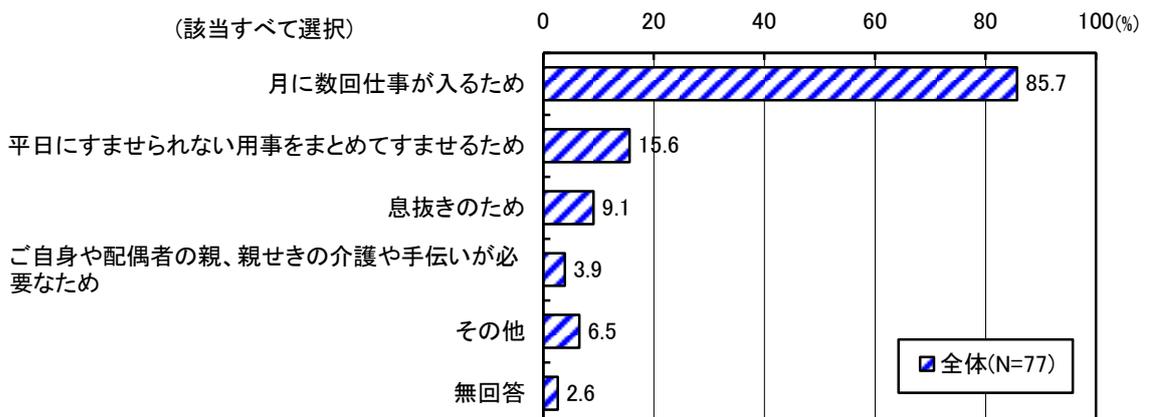


⑤ 土曜日、日曜日・祝日に、たまに利用したい理由

問11-3 問11-2の(1)土曜日または(2)日曜日・祝日で、「3. 月に1～2回は利用したい」を選択した方におうかがいします。毎週ではなく、たまに利用したい理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。それ以外の方は問11-4へお進みください。

- 放課後児童クラブを土曜日、日曜日・祝日にたまに利用したい理由は、「月に数回仕事が入るため」が85.7%で第1位となっています。また、「平日にすませられない用事をまとめてすませるため」が15.6%、「息抜きのため」が9.1%などとなっています。
- 子どもの学年別では、どの学年も「月に数回仕事が入るため」が第1位となっています。その他の理由で「息抜きのため」は、2年生が26.3%で最も高くなっています。
- 世帯類型別や家庭類型別では、どの世帯も「月に数回仕事が入るため」が第1位となっています。また、フルタイム共働き家庭では、「平日にすませられない用事をまとめてすませるため」が22.9%と他の家庭より高くなっています。

■土曜日、日曜日・祝日に、たまに利用したい理由



■子どもの学年別 土曜日、日曜日・祝日に、たまに利用したい理由

	回答数	月に数回仕事が入るため	平日にすませられない用事を まとめてすませるため	介護や手伝いが必要なため	ご自身や配偶者の親、親せきの 介抜きのため	息抜きのため	その他	無回答
1年生	21	90.5	19.0	4.8	9.5	4.8	—	—
2年生	19	73.7	21.1	5.3	26.3	5.3	5.3	—
3年生	13	92.3	15.4	—	—	7.7	—	—
4年生	10	70.0	20.0	10.0	—	10.0	10.0	—
5年生	7	100.0	—	—	—	14.3	—	—
6年生	7	100.0	—	—	—	—	—	—

注) 網掛け 第1位 第2位

■世帯類型・家庭類型別 土曜日、日曜日・祝日に、たまに利用したい理由

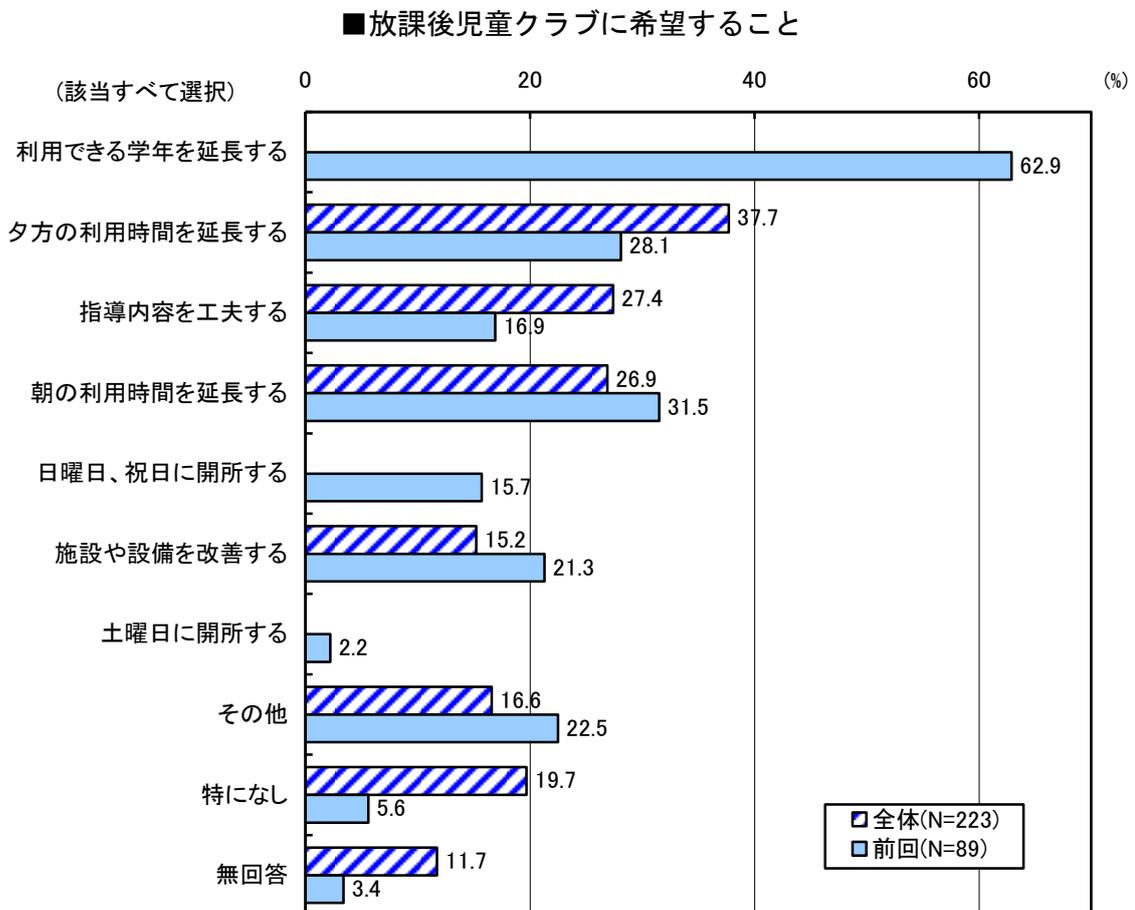
	回答数	月に数回仕事が入るため	平日にすませられない用事を まとめてすませるため	介護や手伝いが必要なため	ご自身や配偶者の親、親せきの 介抜きのため	息抜きのため	その他	無回答
世帯類型	二世代	54	90.7	18.5	3.7	9.3	3.7	—
	三世代等	6	66.7	16.7	—	16.7	33.3	—
	母子家庭	16	81.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3
家庭類型	ひとり親家庭	17	76.5	5.9	5.9	5.9	5.9	11.8
	フルタイム共働き	35	91.4	22.9	5.7	5.7	5.7	—
	フルタイム・パート等共働き	24	87.5	12.5	—	12.5	8.3	—

注) 父子家庭(N=1)及び専業主婦(主夫)(N=1)は回答数が少ないため省略、
パート等共働き及び共に未就労は該当なし

⑥ 放課後児童クラブ（あおぞら児童会）に希望すること

問11-4 問10で「1. 利用している」を選択した方に引き続きおうかがいします。現在通っている放課後児童クラブ（あおぞら児童会）にどのようなことを希望しますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 放課後児童クラブを利用している人が、放課後児童クラブに希望することとしては、「夕方の利用時間を延長する」が第1位で37.7%、次いで「指導内容を工夫する」が27.4%、「朝の利用時間を延長する」が26.9%などとなっています。前回調査と共通の項目の中で、「夕方の利用時間を延長する」や「指導内容を工夫する」は高くなっていて、一方、「朝の利用時間を延長する」は低下しています。
- 子どもの学年別では、4年生以外は「夕方の利用時間を延長する」が第1位で、4年生は「指導内容を工夫する」となっています。
- 同居家族による世帯類型別では、どの世帯も「夕方の利用時間を延長する」が第1位となっていますが、三世帯等は同率で「朝の利用時間を延長する」が、母子家庭は「指導内容を工夫する」が同率で第1位となっています。
- 親の就労状況による家庭類型別の第1位は、ひとり親家庭及びフルタイム共働き家庭では「夕方の利用時間を延長する」が、グルタイム・パート等共働き家庭は「朝の利用時間を延長する」となっています。



■子どもの学年別 放課後児童クラブに希望すること

	回答数	朝の利用時間を延長する	夕方の利用時間を延長する	施設や設備を改善する	指導内容を工夫する	その他	特になし	無回答
1年生	49	34.7	42.9	16.3	20.4	20.4	16.3	10.2
2年生	51	27.5	27.5	9.8	21.6	17.6	27.5	5.9
3年生	50	24.0	28.0	14.0	22.0	16.0	24.0	14.0
4年生	35	28.6	48.6	22.9	51.4	8.6	11.4	14.3
5年生	19	15.8	36.8	10.5	26.3	21.1	21.1	15.8
6年生	19	21.1	57.9	21.1	31.6	15.8	10.5	15.8

注) 網掛け 第1位 第2位

■世帯類型・家庭類型別 放課後児童クラブに希望すること

		回答数	朝の利用時間を延長する	夕方の利用時間を延長する	施設や設備を改善する	指導内容を工夫する	その他	特になし	無回答
世帯類型	二世帯	172	30.2	39.5	19.2	27.9	17.4	18.0	9.9
	三世帯等	12	41.7	41.7	—	16.7	16.7	25.0	8.3
	母子家庭	36	8.3	30.6	2.8	30.6	13.9	27.8	13.9
家庭類型	ひとり親家庭	39	7.7	28.2	2.6	28.2	12.8	25.6	20.5
	フルタイム共働き	93	36.6	57.0	21.5	34.4	23.7	11.8	5.4
	フルタイム・パート等共働き	82	28.0	22.0	14.6	17.1	11.0	25.6	13.4
	専業主婦(主夫)	8	—	12.5	12.5	50.0	12.5	25.0	25.0

注) 網掛け 第1位 第2位

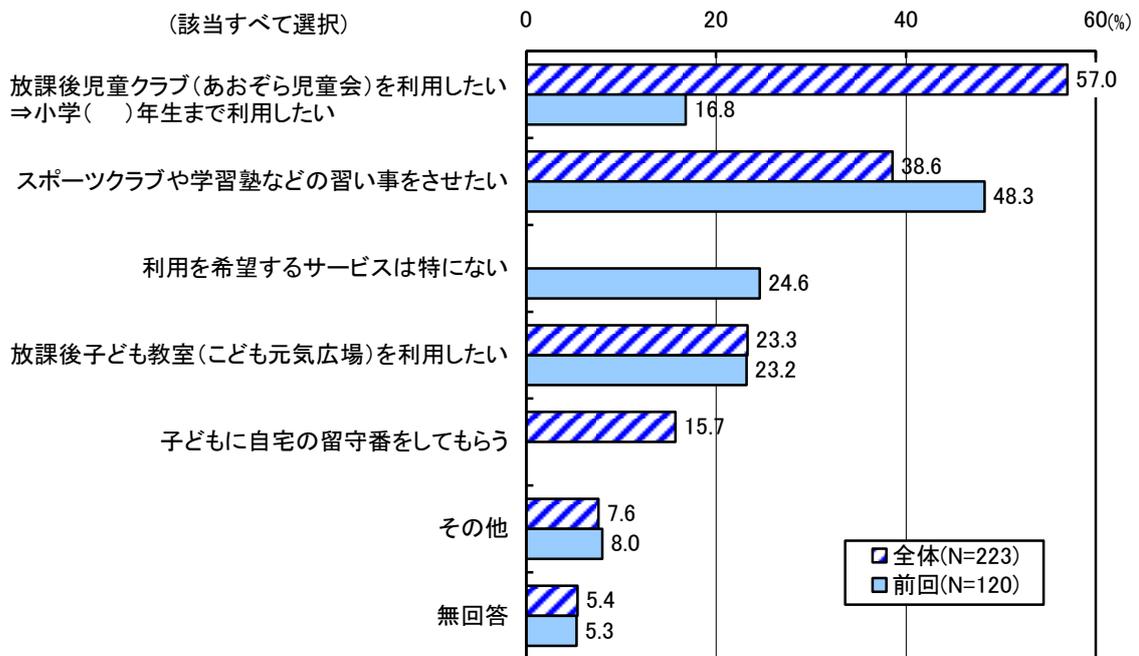
注) 父子家庭(N=3)は無回答のため省略、パート等共働き及び共に未就労は該当なし

⑦ 小学4年生以降の放課後の過ごし方の希望

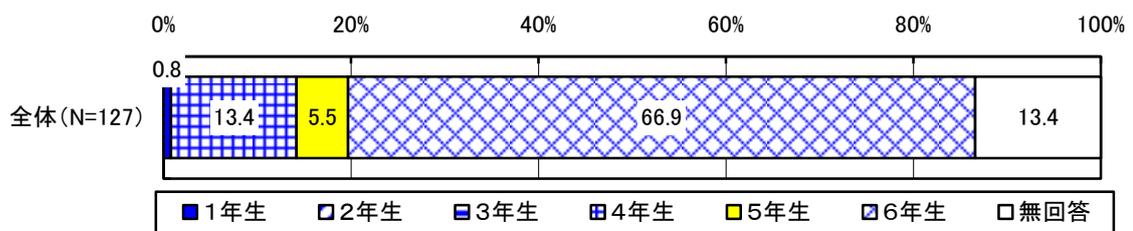
問11-5 問10で「1. 利用している」を選択した方に引き続きおうかがいします。小学4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。「1.」を選択した場合は、()内に具体的な数字をご記入ください。

- 小学4年生以降の放課後の過ごし方の希望としては、「放課後児童クラブを利用したい」が57.0%で第1位、次いで「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」が38.6%、「放課後子ども教室（こども元気広場）」を利用したい」が23.3%などとなっています。前回調査に比べて「放課後児童クラブを利用したい」が3倍以上となっています。
- 放課後児童クラブの利用を希望する学年は、「6年生」が66.9%で最も高く、「4年生」が13.4%、「5年生」が5.5%などとなっています。

■小学4年生以降の放課後の過ごし方の希望



■放課後児童クラブの利用を希望する学年

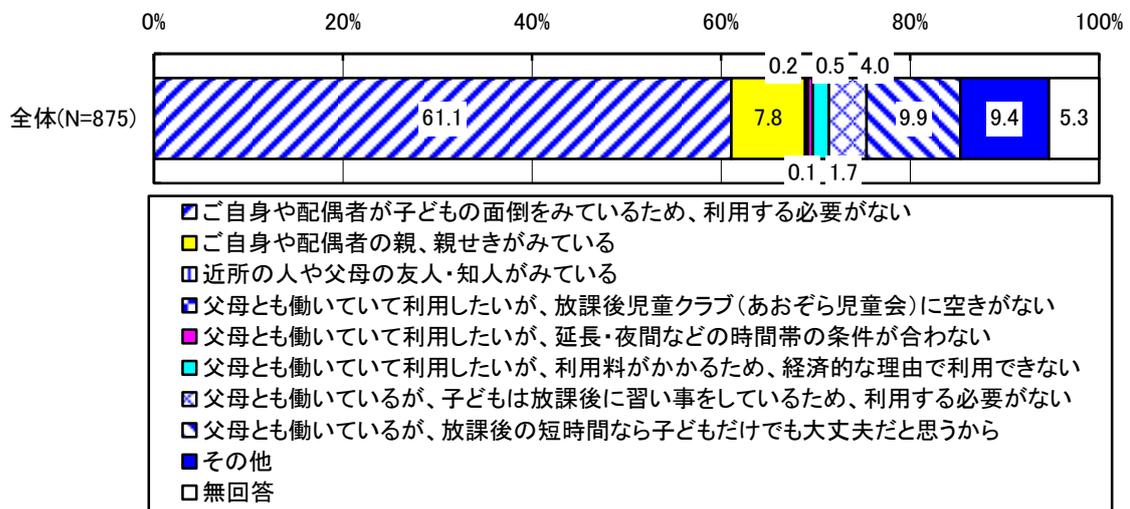


⑧ 放課後児童クラブ（あおぞら児童会）を利用していない主な理由

問12 問10で「2. 利用していない」を選択した方におうかがいします。放課後児童クラブ（あおぞら児童会）を利用していない理由は何ですか。もっともあてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

- 放課後児童クラブ（あおぞら児童会）を利用していない主な理由は、「ご自身や配偶者が子どもの面倒をみているため、利用する必要がない」が61.1%で最も高く、その他では「父母とも働いているが、放課後の短時間なら子どもだけで大丈夫だと思うから」が9.9%などとなっています。
- 学年別では、「父母とも働いているが、放課後の短時間なら子どもだけで大丈夫だと思うから」が5年生や6年生では15%台となっています。

■放課後児童クラブを利用していない主な理由



■子どもの学年別 放課後児童クラブを利用していない主な理由

学年	回答数	ご自身や配偶者が子どもの面倒をみているため、利用する必要がない	ご自身や配偶者の親、親せきがみている	近所の人や父母の友人・知人がみている	父母とも働いていて利用したいが、放課後児童クラブ(あおぞら児童会)に空きがない	父母とも働いていて利用したいが、延長・夜間などの時間帯の条件が合わない	父母とも働いていて利用したいが、利用料がかかるため、経済的な理由で利用できない	父母とも働いているが、子どもは放課後に習い事をしているため、利用する必要がない	父母とも働いているが、放課後の短時間なら子どもだけでも大丈夫だと思うから	その他	無回答
1年生	120	75.8	9.2	0.8	—	—	2.5	2.5	1.7	5.0	2.5
2年生	119	70.6	10.9	—	—	—	1.7	2.5	4.2	4.2	5.9
3年生	146	56.8	8.2	—	—	1.4	1.4	4.1	12.3	8.9	6.8
4年生	176	60.8	6.8	—	—	0.6	2.3	4.5	8.0	13.6	3.4
5年生	132	54.5	7.6	—	—	0.8	1.5	2.3	15.2	12.1	6.1
6年生	180	53.3	5.6	0.6	0.6	—	1.1	6.7	15.6	10.0	6.7

注) 網掛け 第1位 第2位

- 同居の家族による世帯類型別では、二世帯及び三世帯等世帯では、「ご自身や配偶者が子どもの面倒をみているため、利用する必要がない」が第1位、母子世帯では「その他」が第1位となっています。
- 親の就労状況による家庭類型別では、ひとり親家庭及びフルタイム共働き家庭では「その他」が第1位、フルタイム共働き家庭では「ご自身や配偶者の親、親せきがみている」が同率で第1位となっています。フルタイム・パート等共働きや専業主婦（主夫）家庭では、「ご自身や配偶者が子どもの面倒をみているため、利用する必要がない」が子どもの面倒をみているため、利用する必要がない」が第1位となっています。

■世帯類型・家庭類型別 放課後児童クラブを利用していない主な理由

		回答数	ご自身や配偶者が子どもの面倒をみているため、利用する必要がない	ご自身や配偶者の親、親せきがみている	近所の人や父母の友人・知人がみている	放課後児童クラブ（おおぞら児童会）に空きがない	父母とも働いていて利用したいが、延長・夜間などの時間帯の条件が合わない	父母とも働いていて利用したいが、延長・夜間などの時間帯の条件が合わない	父母とも働いていて利用したいが、利用料がかかるため、経済的な理由で利用できない	父母とも働いているが、子ども放課後に習い事をするため、利用する必要がない	父母とも働いているが、放課後の短時間なら子どもだけでも大丈夫だと思うから	その他	無回答
世帯類型	二世帯	711	65.7	4.5	0.1	0.1	0.4	1.4	4.2	10.5	8.3	4.6	
	三世帯等	92	60.9	23.9	—	—	—	—	2.2	3.3	4.3	5.4	
	母子世帯	66	15.2	19.7	—	—	1.5	7.6	4.5	13.6	25.8	17.4	
	父子世帯	6	33.3	16.7	16.7	—	—	—	—	—	33.3	—	
家庭類型	ひとり親家庭	72	16.7	19.4	1.4	—	1.4	6.9	4.2	12.5	26.4	11.1	
	フルタイム共働き	67	16.4	19.4	—	—	1.5	3.0	13.4	17.9	19.4	9.0	
	フルタイム・パート等共働き	348	47.7	8.3	—	0.3	0.6	1.7	6.3	18.7	10.9	5.5	
	専業主婦（主夫）	366	89.9	3.0	0.3	—	—	0.3	0.3	—	3.0	3.3	

注) 網掛け 第1位

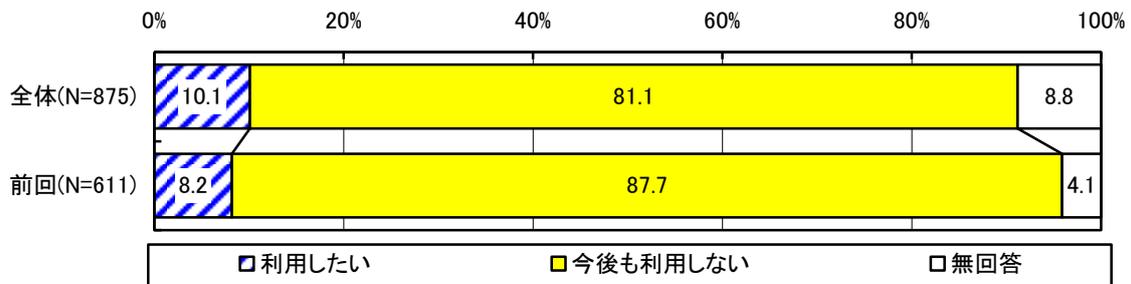
注) パート等共働き(N=3)及び共に未就労(N=3)は回答数が少ないため省略

⑨ 放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の今後の利用意向

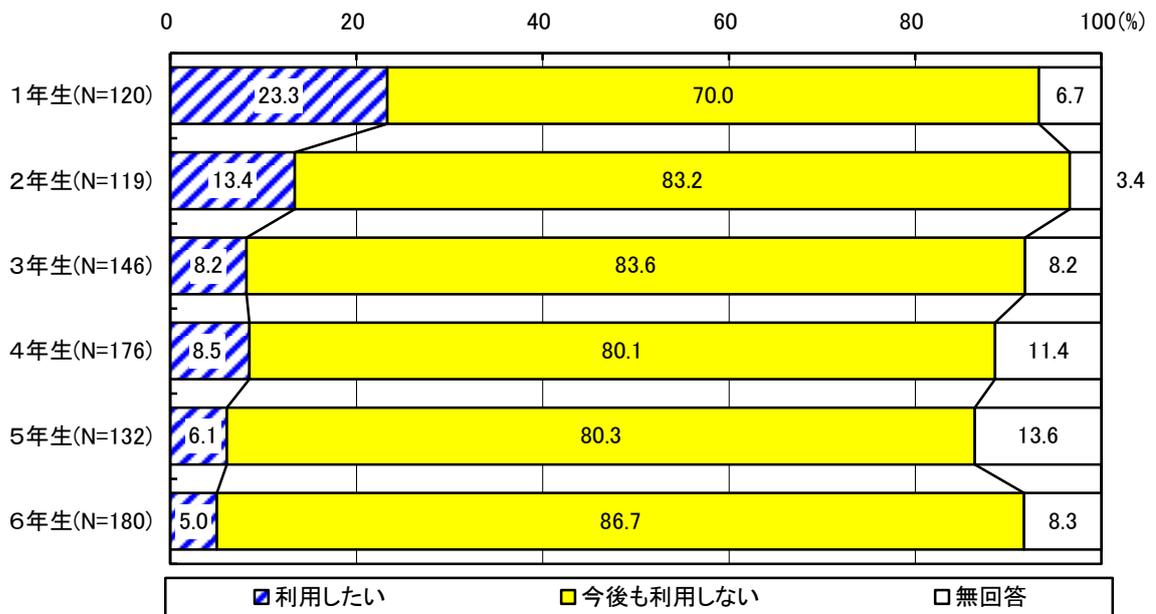
問12-1 問10で「2. 利用していない」を選択した方に引き続きおうかがいします。小学生のお子さんについて、今後、父母とも働く予定があるなどの理由で、放課後児童クラブ（あおぞら児童会）を利用したいとお考えですか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。
希望がある場合は、() 内に具体的な数字をご記入ください。時間は、必ず(18:00)のように24時間制でご記入ください。なお、利用にあたっては、一定の利用料が発生します。

- 放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の今後の利用意向は、全体では「利用したい」率が10.1%で、前回調査の8.2%より若干高くなっています。
- 子どもの学年別では、「利用したい」率は1年生が23.3%で最も高く、おおむね学年が上がるにしたがい低下し、6年生が5.0%で最も低くなっています。

■放課後児童クラブの今後の利用意向／前回調査との比較

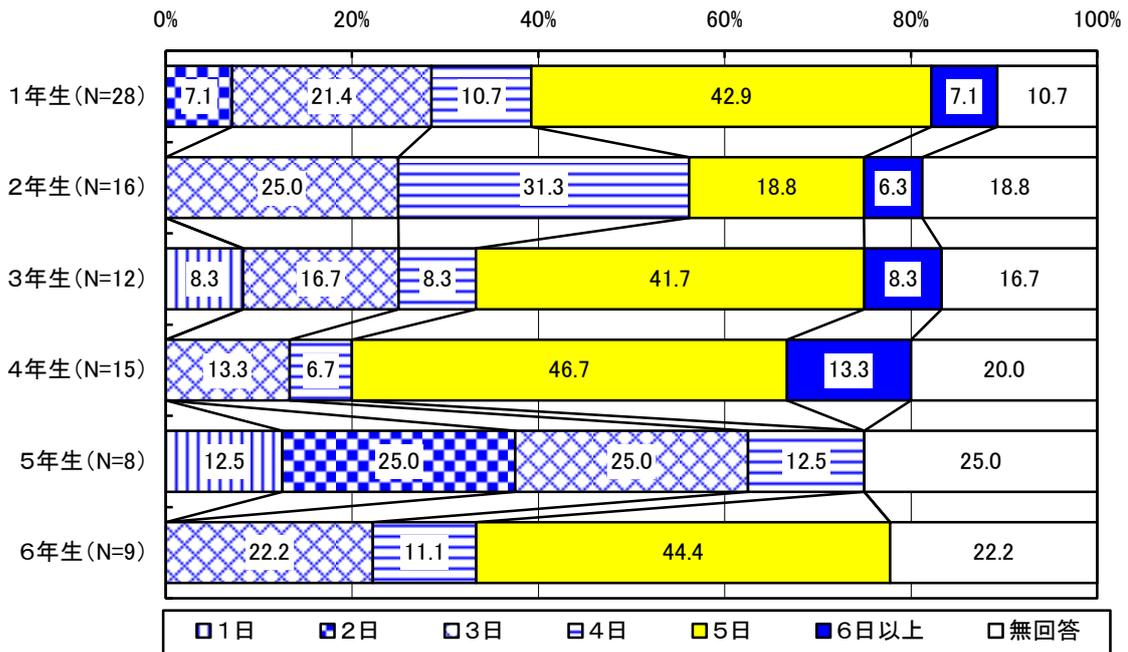


■子どもの学年別 放課後児童クラブの今後の利用意向

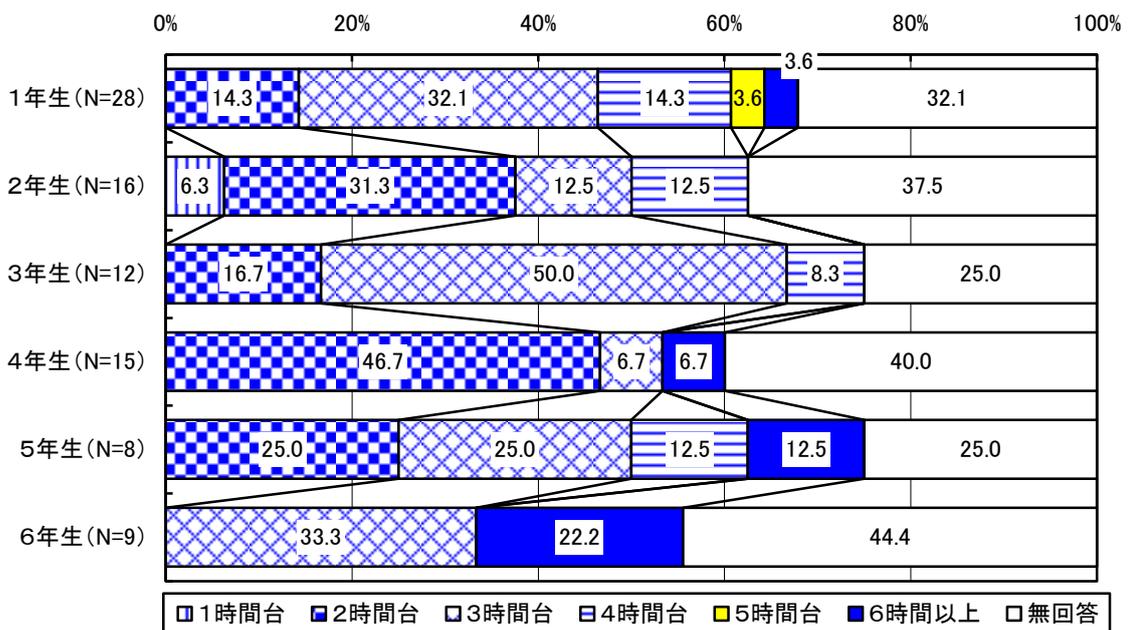


- 1週当たりの利用希望日数では、「6日以上」は1年生から4年生までは希望がありますが、5年生及び6年生は希望がありません。週の半分以下の【3日以内】は、5年生が62.5%で最も高く、1年生が28.5%、2年生及び3年生がそれぞれ25.0%、6年生が22.2%、4年生が13.3%となっています。
- 1日当たりの希望時間数は、1年生及び3年生、6年生は「3時間台」が最も高く、2年生及び4年生は「2時間台」が最も高く、5年生は「2時間台」と「3時間台」が同率となっています。

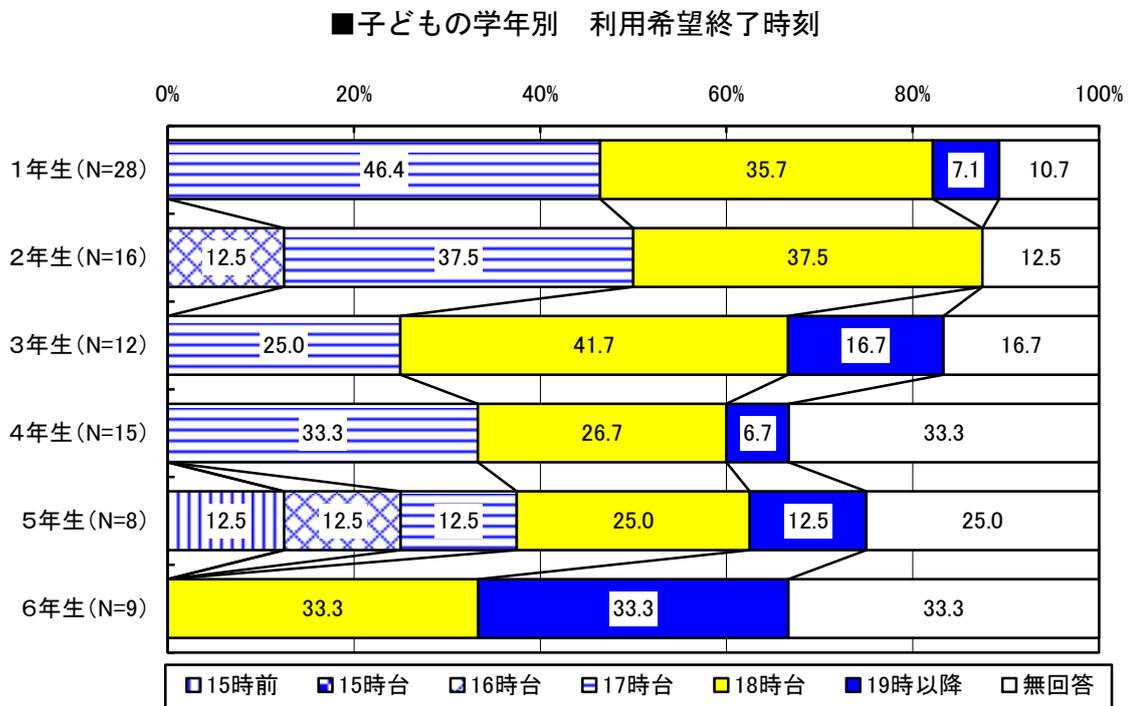
■子どもの学年別 1週当たりの利用希望日数



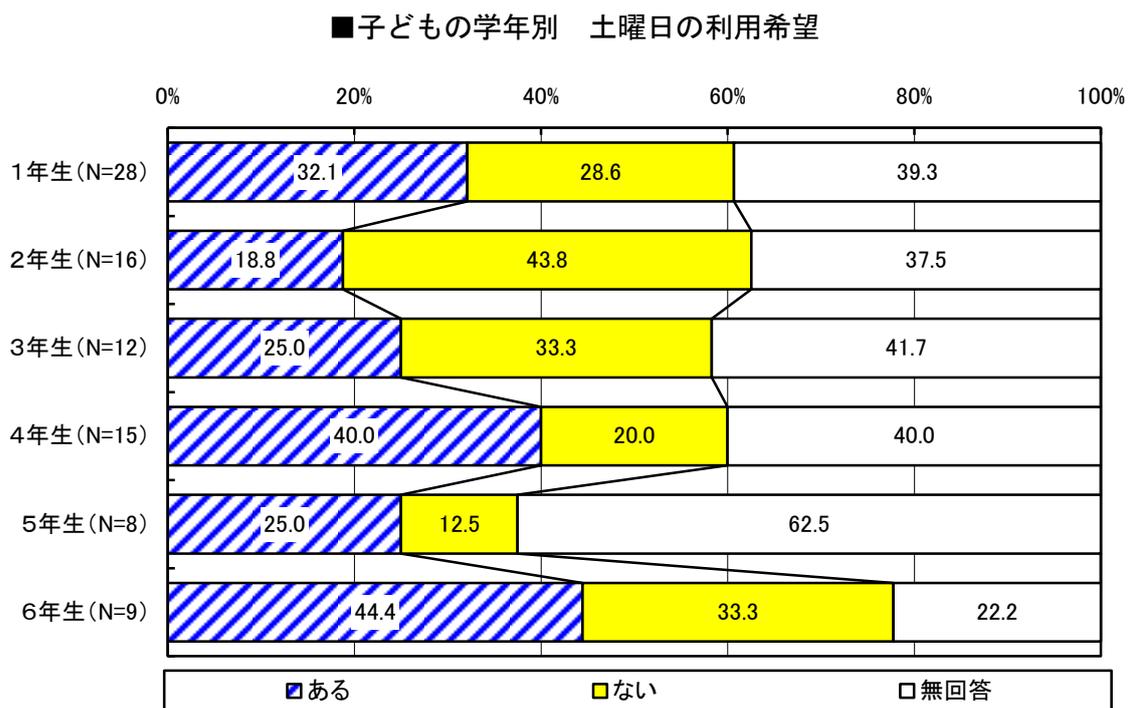
■子どもの学年別 1日当たりの利用希望時間数



- 利用希望終了時刻は、1年生及び4年生は「17時台」が最も高く、2年生は「17時台」と「18時台」が同率、3年生及び5年生は「18時台」、6年生は「18時台」及び「19時以降」が同率でそれぞれ最も高くなっています。

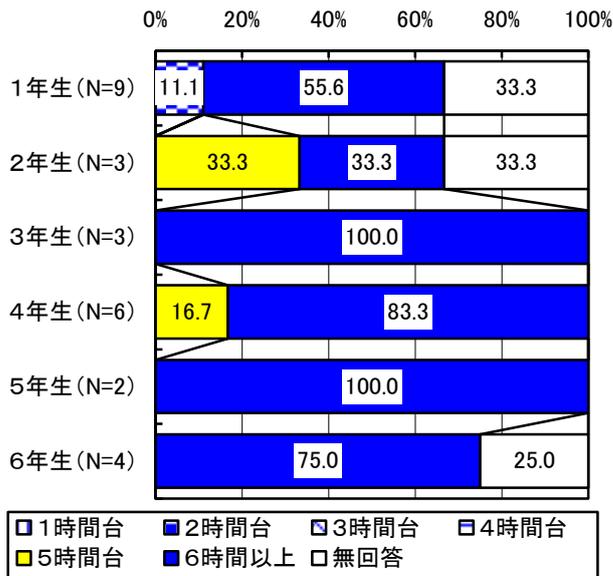


- 子どもの学年別に土曜日の利用希望をみると、「ある」率は6年生が44.4%で最も高く、次いで4年生が40.0%、1年生が32.1%、2年生及び5年生がそれぞれ25.0%、2年生が18.8%となっています。

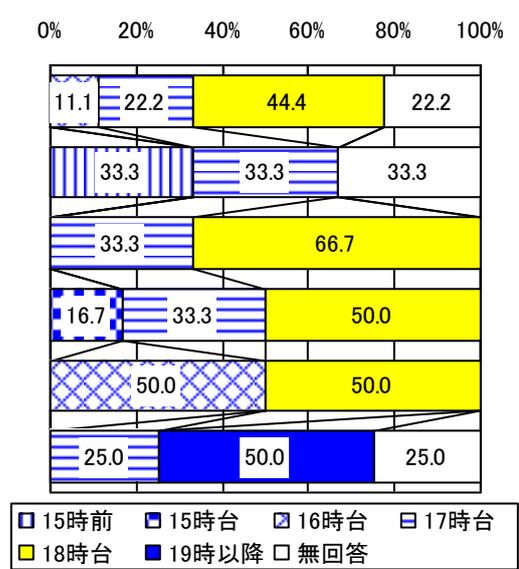


- 土曜日の1日当たりの利用希望時間数は、どの学年も「6時間以上」が最も高くなっています。ただし、2年生は「5時間台」と同率となっています。
- 土曜日の利用希望終了時刻は、1年生、3年生、4年生は「18時台」の率が最も高く、2年生は「15時前」と「17時台」が同率、5年生は「16時台」と「18時台」が同率、6年生は「19時以降」の率が高くなっています。

■子どもの学年別 土曜日の1日当たりの利用希望時間数

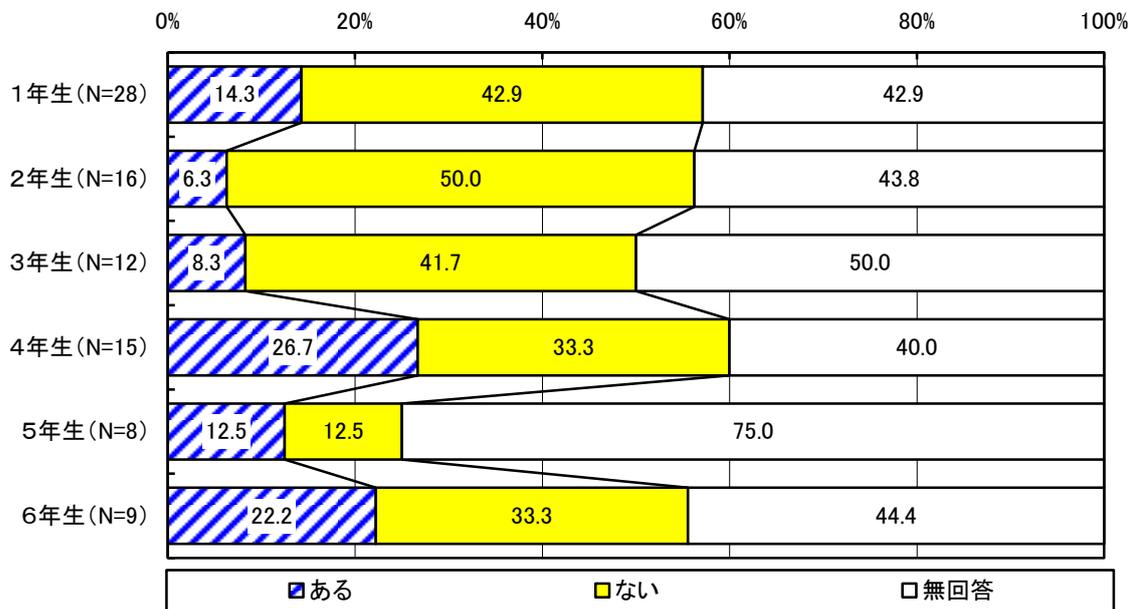


■子どもの学年別 土曜日の利用希望終了時刻



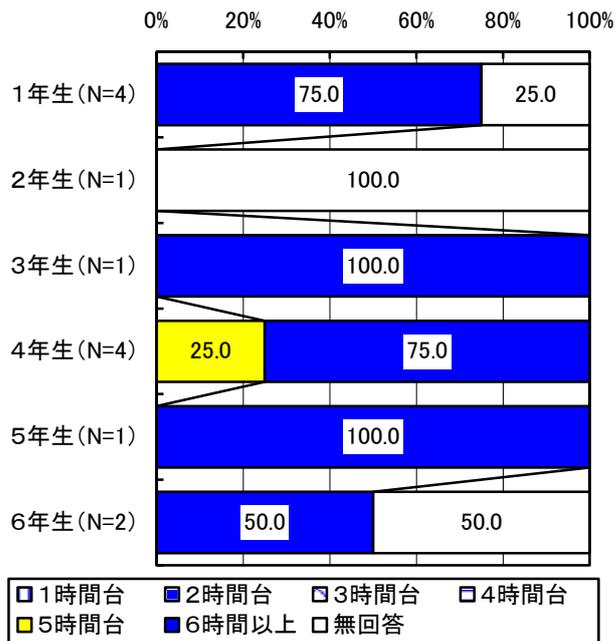
- 日曜日・祝日の利用希望が「ある」率は、4年生が26.7%で最も高く、6年生が22.2%、1年生が14.3%、5年生が12.5%、3年生が8.3%、2年生が6.3%で最も低くなっています。

■子どもの学年別 日曜日・祝日の利用希望

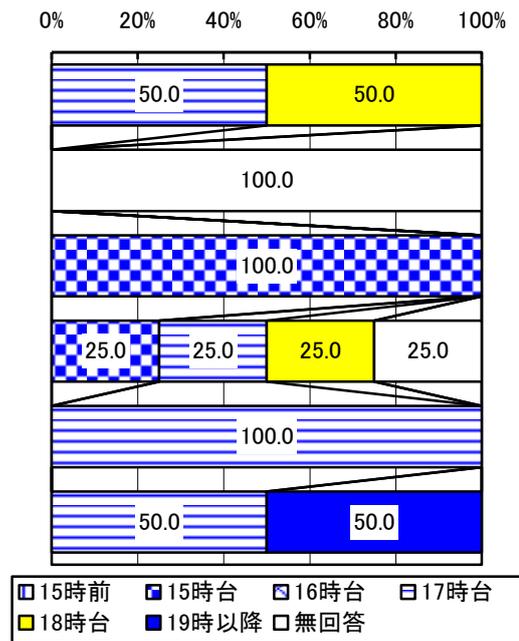


- 日曜日・祝日の1日当たりの利用希望時間数は、2年生以外は「6時間以上」が最も高くなっています。
- 日曜日・祝日の利用希望終了時間は、1年生は「16時台」及び「18時台」が同率、3年生は「15時台」、4年生は「15時台」及び「16時台」「18時台」が同率、5年生は「17時台」、6年生は「17時台」及び「19時以降」が同率となっています。

■子どもの学年別 日曜日・祝日の1日当たりの利用希望時間数



■子どもの学年別 日曜日・祝日の利用希望終了時刻



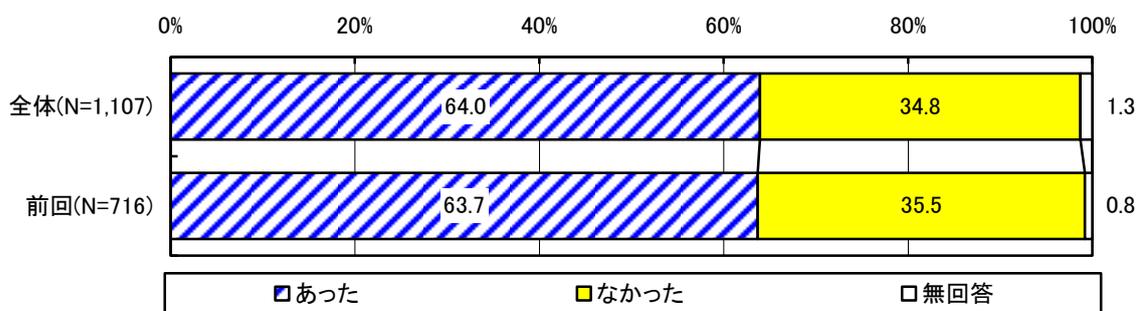
3 子どもの病気時の対応や一時預かりについて

① この1年間に、子どもが病気やけがで小学校を休んだこと

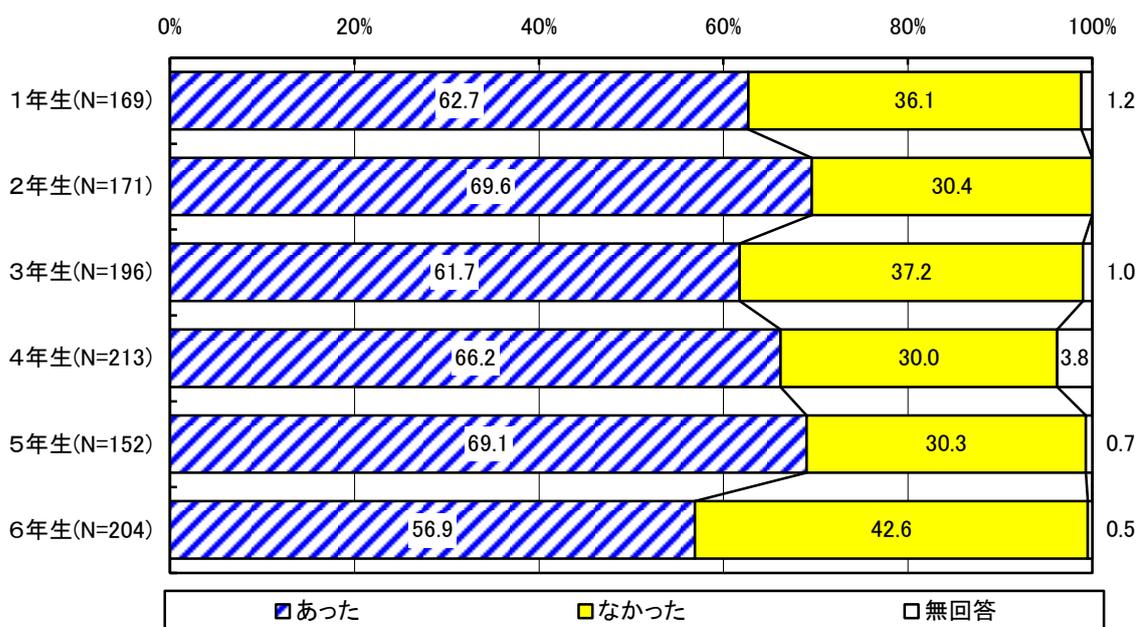
問13 小学生のお子さんが病気になったときの対応についておうかがいします。この1年間に、小学生のお子さんが病気やけがで、小学校を休まなければならなかったことはありますか。

- この1年間に、子どもが病気やけがで小学校を休んだことが「あった」率は、全体で64.0%で、前回調査の63.7%とほぼ同率となっています。
- 子どもの学年別「あった」率は、2年生が69.6%で最も高く、5年生が69.1%、4年生が66.2%、1年生が62.7%、3年生が61.7%、6年生が最も低く56.9%となっています。

■この1年間に、子どもが病気やけがで小学校を休んだこと
／前回調査との比較



■子どもの学年別 この1年間に、子どもが病気やけがで小学校を休んだこと

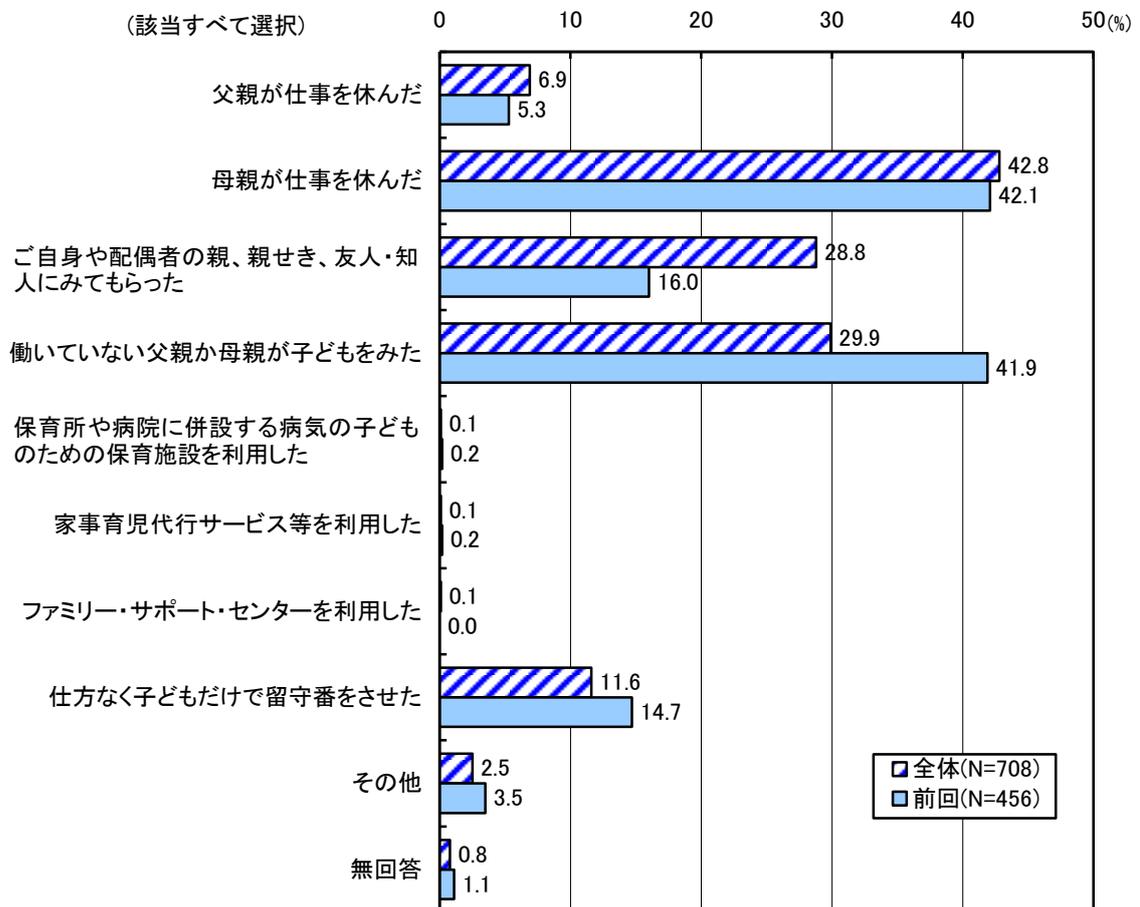


② この1年間の対処方法

問13-1 問13で「1. あった」を選択した方におうかがいします。この1年間で、小学生のお子さんが病気で小学校を休まなければならなかった場合の対処方法とその日数は何日くらいですか。あてはまる番号すべてに○をつけ、その日数について（ ）内に具体的な数字をご記入ください。（半日程度についても1日としてカウントしてください）

- この1年間の対処方法は、「母親が休んだ」が42.8%で最も高く、次いで「働いていない父親か母親が子どもをみた」が29.9%、「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった」が28.8%、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が11.6%などとなっています。

■ 「あった」と回答した人の、この1年間の対処方法／前回調査との比較



■対処方法別・子どもの学年別 1年間に休んだ日数の平均

対処方法	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1. 父親が仕事を休んだ	5件	5件	9件	12件	7件	9件
	2.2日	1.4日	1.9日	2.1日	1.1日	1.6日
2. 母親が仕事を休んだ	40件	46件	54件	61件	41件	44件
	3.8日	3.4日	2.3日	2.9日	2.5日	2.5日
3. ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった	34件	30件	40件	33件	30件	21件
	4.8日	3.6日	2.0日	3.2日	3.0日	2.1日
4. 働いていない父親か母親が子どもをみた	35件	43件	33件	31件	24件	24件
	3.7日	3.1日	3.7日	4.2日	3.9日	2.6日
5. 保育所や病気の子どものための保育施設を利用した	0件	0件	0件	0件	0件	1件
	0日	0日	0日	0日	0日	3.0日
6. ベビーシッターを利用した	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	0日	0日	0日	0日	0日	0日
7. ファミリー・サポート・センターを利用した	0件	0件	1件	0件	0件	0件
	0日	0日	2.0日	0日	0日	0日
8. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	3件	4件	10件	17件	20件	21件
	6.3日	1.8日	2.0日	1.7日	2.3日	2.2日
9. その他	0件	3件	2件	3件	2件	3件
	0日	1.7日	1.0日	2.3日	2.0日	1.3日

注)件数は、日数回答件数で、平均も日数回答件数による

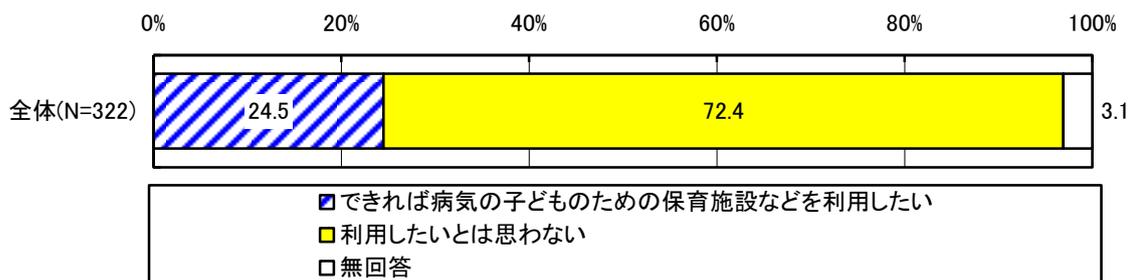
③ 病気の子どものための保育施設等の利用意向

問13-2 問13-1で「1.」「2.」を選択した、小学生のお子さんの病気のため仕事を休んだ方におうかがいします。そのときに「できれば病気の子どものための保育施設などを利用したい」と思われましたか。あてはまる番号に1つだけ○をつけ、希望がある方は()内に具体的な数字をご記入ください。

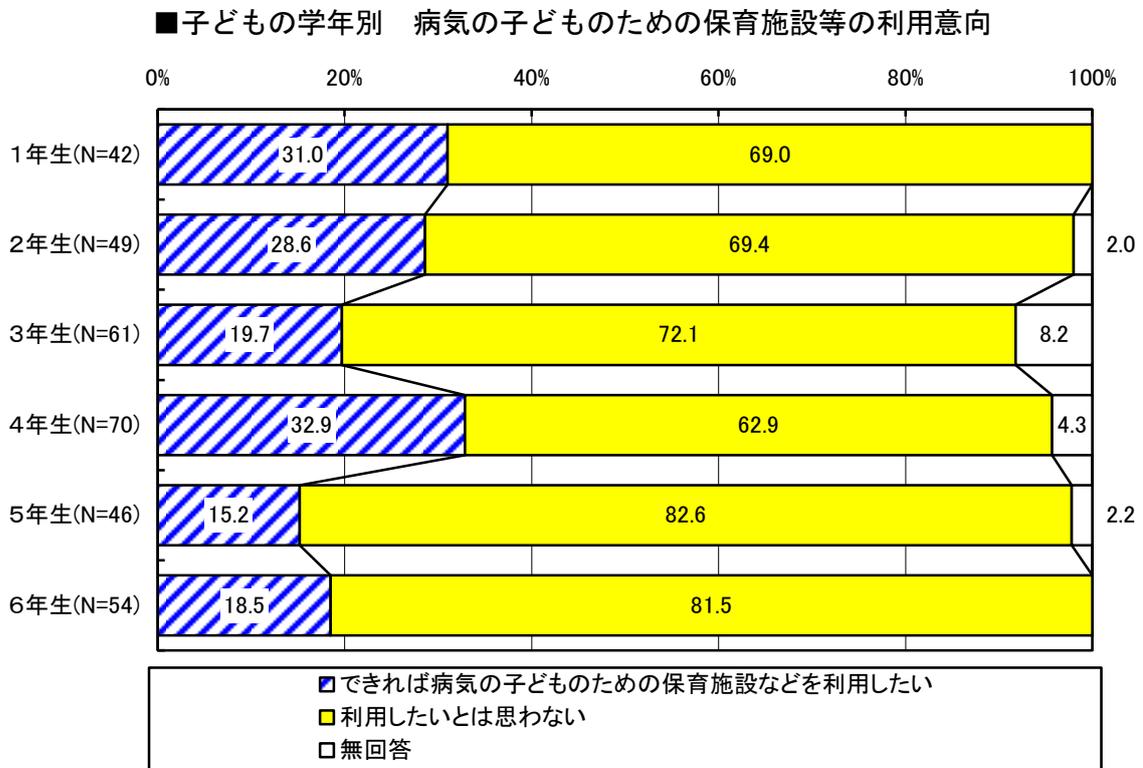
なお、病気の子どものための保育施設などの利用には、一定の利用料がかかり、また、利用前にかかりつけ医の診察を受け、その診断書を施設に提出するなどの手続きが必要な場合があります。

- 父親あるいは母親が仕事を休んだ人の場合、「できれば病気の子どものための保育施設などを利用したい」は24.5%で、就学前の半分以下となっています。

■病気の子どものための保育施設等の利用意向



- 子どもの学年別では、「できれば病気の子どものための保育施設などを利用したい」は、4年生が32.9%で最も高く、次いで1年生が31.0%。2年生が28.6%、3年生が19.7%、6年生が18.5%、5年生が15.2%となっています。



■子どもの学年別 利用したい日数

対処方法	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
できれば病気の子どものための保育施設などを利用したい	12件	12件	8件	17件	5件	8件
	5.5日	4.0日	4.8日	4.4日	5.6日	6.9日

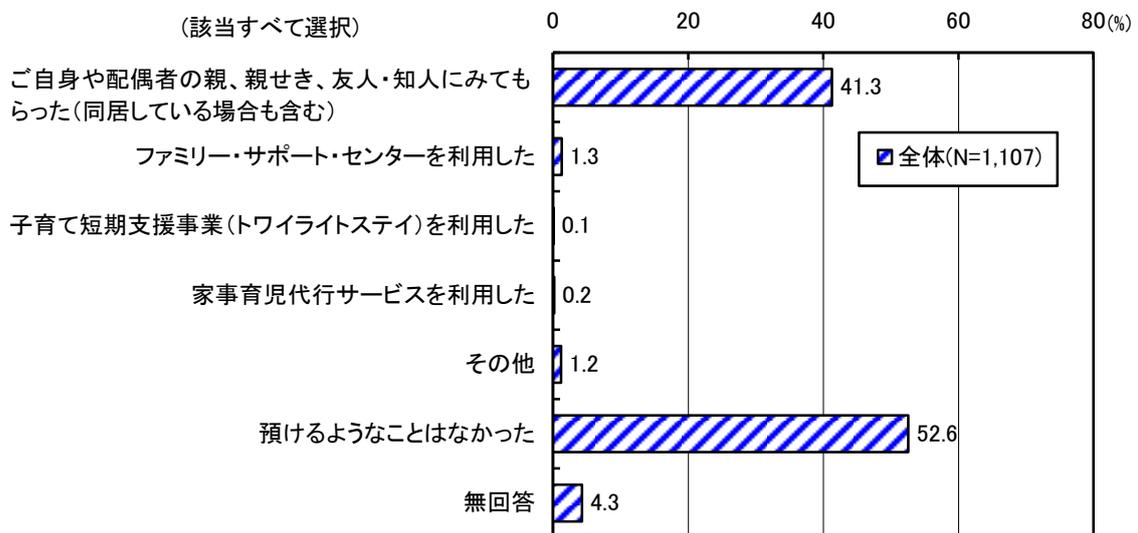
注) 件数は、日数回答件数で、平均も日数回答件数による

④ 家族以外に一時的に預けたこと

問14 すべての方におうかがいします。私用、ご自身や配偶者の親の通院、不定期な仕事などを理由として、小学生のお子さんを家族以外の誰かに一時的に預けたことはありましたか。（子どもが病気のときの保育施設などの利用は除きます。）あてはまる答の番号すべてに○をつけ、1年間のおおよその利用日数について（ ）内に具体的な数字をご記入ください。

- 保護者の用事で子どもを預かる事業の不定期な利用をしたことが「ある」率は、「預けるようなことはなかった」の52.6%及び無回答を除くと43.1%となります。その中には「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」が41.3%、「ファミリー・サポート・センターを利用した」が1.3%などとなっています。

■ 家族以外に一時的に預けたこと



■ 対処方法別・子どもの学年別 1年間に預けた日数の平均

対処方法	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1. ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった	49件	59件	54件	47件	36件	32件
	11.6日	13.6日	8.9日	14.7日	6.7日	8.0日
2. ファミリー・サポート・センターを利用した	3件	1件	3件	2件	0件	3件
	30.3日	10.0日	19.7日	3.0日	0日	3.0日
3. 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)を利用した	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	0日	0日	0日	0日	0日	0日
4. 家事育児代行サービスを利用した	0件	1件	0件	0件	0件	0件
	0日	2.0日	0日	0日	0日	0日
5. その他	0件	1件	2件	0件	1件	2件
	0日	3.0日	4.5日	0日	2.0日	22.0日

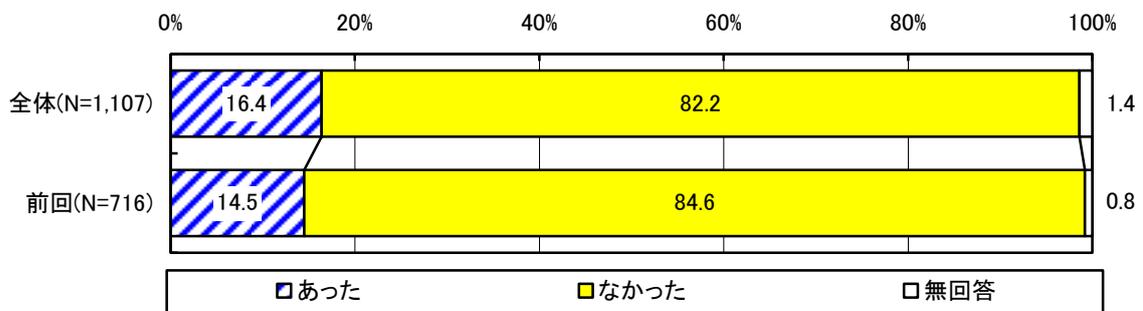
注) 件数は、日数回答件数で、平均も日数回答件数による

⑤ この1年間に、子どもを泊りがけで預けたこと

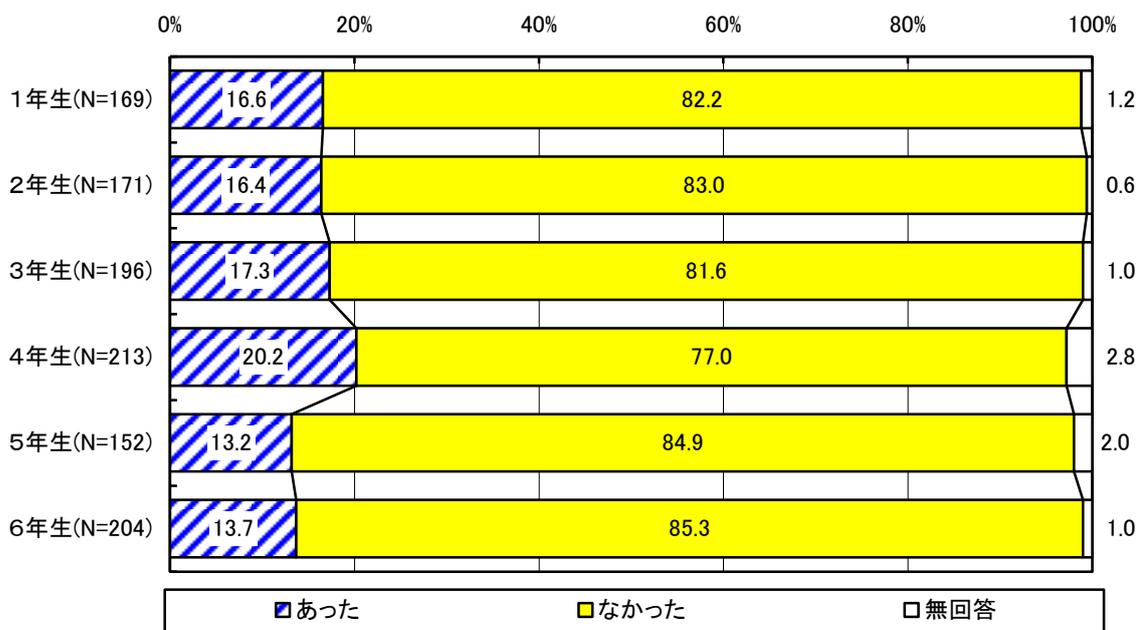
問15 この1年間に、冠婚葬祭、家族の病気などの保護者の用事により、小学生のお子さんを「泊りがけで」家族以外にみてもらわないといけないことはありましたか。
(預け先が見つからなかった場合も含まれます。)
あったか、なかったかについて、あてはまる記号すべてに○をつけてください。
あった場合、その対処方法ごとに () 内に泊数をご記入ください。

- この1年間に、保護者の用事などにより子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかったことが「あった」率は、16.4%で、前回調査より若干高くなっています。
- 子どもの学年別では、「あった」率は、4年生が20.2%で最も高く、3年生が17.3%、1年生が16.6%、2年生が16.4%、6年生が13.7%、5年生が13.2%で最も低くなっています。

■この1年間に、子どもを泊りがけで預けたこと／前回調査との比較



■子どもの学年別 この1年間に、子どもを泊りがけで預けたこと



⑥ この1年間の対処方法

- 「あった」と回答した人の、この1年間の対処方法は、「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」が86.7%で最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」が12.7%、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が2.2%、「子育て短期支援事業を利用した」及び「その他」がそれぞれ0.6%となっています。

■ 「あった」と回答した人の、この1年間の対処方法



■ 対処方法別・子どもの学年別 1年間に宿泊した日数の平均

対処方法	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
ア. 親族・知人にみてもらった	14件	15件	18件	24件	9件	18件
	7.3日	5.2日	2.4日	7.5日	9.3日	2.2日
イ. 子育て短期支援事業を利用した	0件	0件	1件	0件	0件	1件
	0日	0日	90.0日	0日	0日	0日
ウ. 2以外のサービスを利用した	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	0日	0日	0日	0日	0日	0日
エ. 仕方なく子どもを同行させた	1件	3件	2件	5件	1件	0件
	4.0日	4.7日	3.0日	3.0日	3.0日	0日
オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	0件	0件	2件	0件	0件	1件
	0日	0日	1.5日	0日	0日	15.0日
カ. その他	0件	0件	0件	0件	1件	0件
	0日	0日	0日	0日	1.0日	0日

注) 件数は、日数回答件数で、平均も日数回答件数による

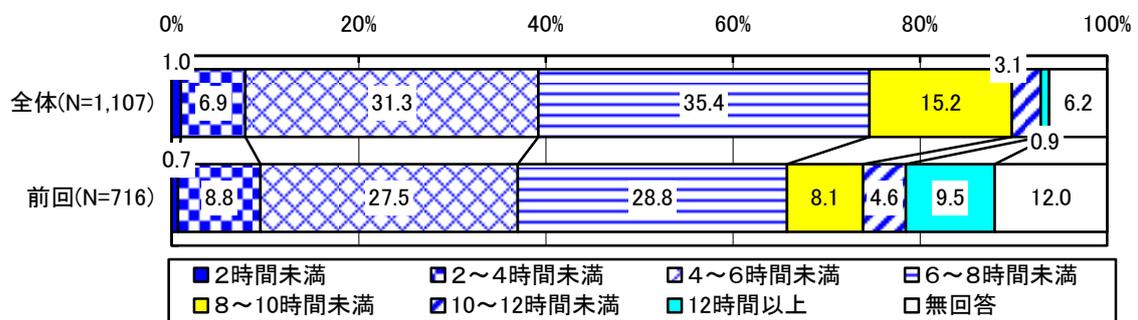
4 仕事と子育ての両立について

① 子どもと一緒に過ごす時間

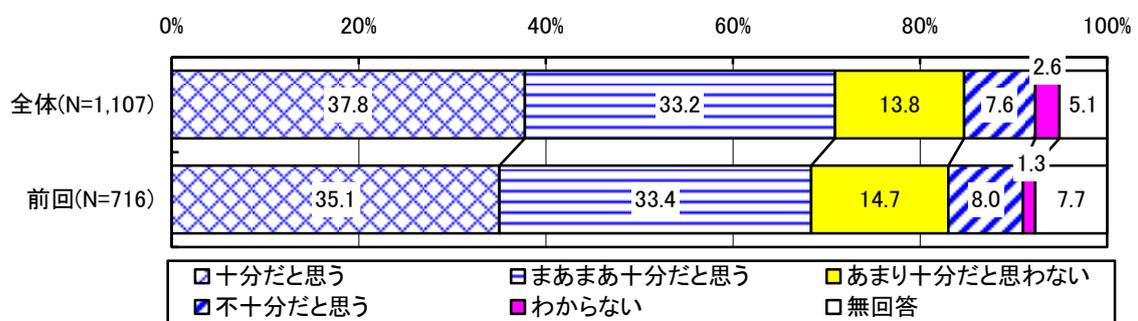
問16 1日当たり子どもと一緒に過ごす時間はどのくらいですか。1週間の平均的な時間を（ ）内にご記入ください。また、その時間は十分だと思いますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。なお、夜間の睡眠時間は含みません。
(1) 母親 (2) 父親

- 母親が1日あたりに子どもと一緒に過ごす時間は、「6～8時間未満」が35.4%で最も高く、「4～6時間未満」が31.3%、「8～10時間未満」が15.2%などとなっています。前回調査に比べて【10時間未満】の率が高くなっています。
- 母親が子どもと一緒に過ごす時間については、「十分だと思う」が37.8%、「まあまあ十分だと思う」が33.2%で、合わせて【十分】が71.0%となっています。また、「あまり十分だと思わない」が13.8%、「不十分だと思う」が7.6%で、合わせて【不十分】が21.4%となっています。前回調査と比べてそれぞれの項目に大差ありません。
- 親の就労状況による家庭類型別では、【十分】はフルタイム共働き家庭が35.6%で最も低く、ひとり親が39.3%、フルタイム・パート等共働きが79.5%、専業主婦（主夫）が85.4%で、専業主婦（主夫）が最も高くなっています。

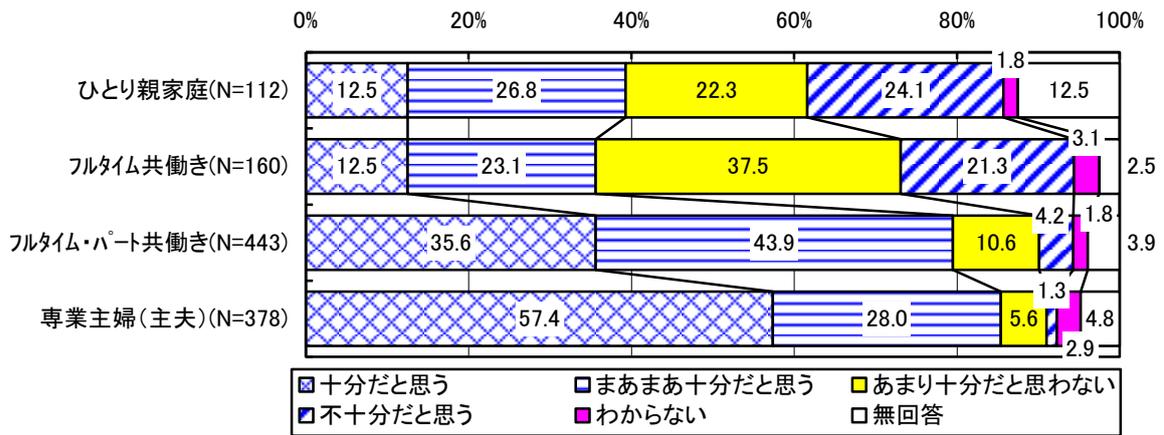
■ 母親が子どもと一緒に過ごす時間／前回調査との比較



■ 母親が子どもと一緒に過ごす時間について／前回調査との比較



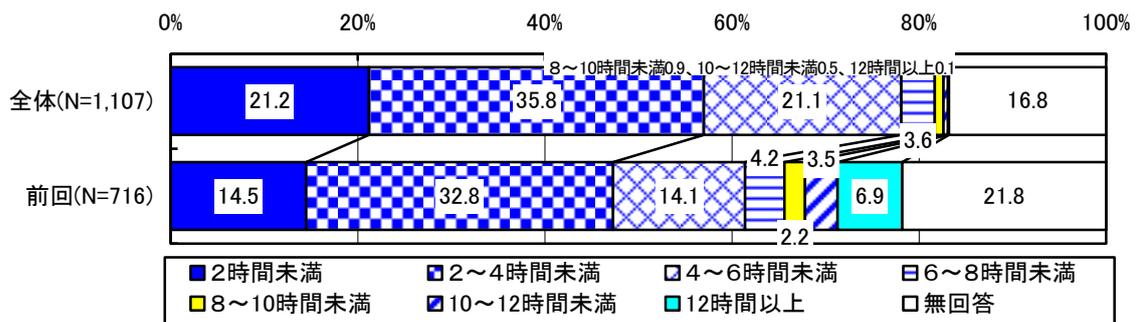
■家庭類型別 母親が子どもと一緒に過ごす時間について



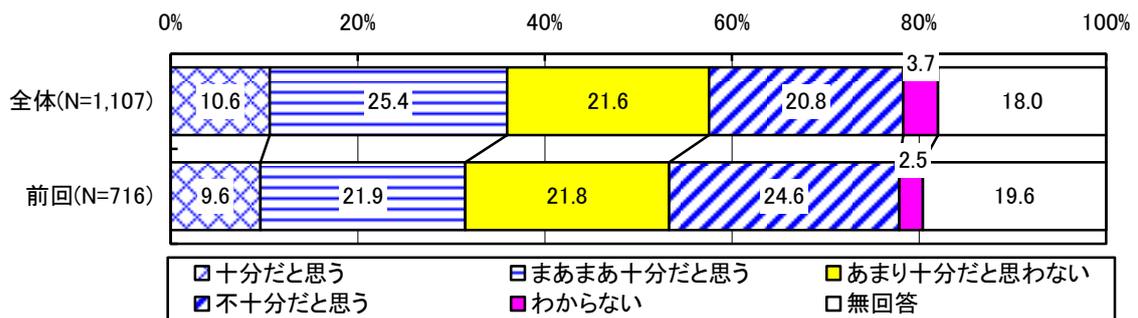
注)パート等共働き(N=3)、共に未就労(N=3)は回答数が少ないため省略

- 父親が子どもと一緒に過ごす時間は、「2～4時間未満」が35.8%、「2時間未満」が21.2%、「4～6時間未満」が21.1%などとなっています。就学前と同様に、前回調査に比べて4時間未満の率が高くなっています。
- 父親が子どもと一緒に過ごす時間について、「不十分だと思う」が20.8%、「あまり十分だと思わない」が21.6%で、合わせて【不十分】が42.4%で、前回調査と比べて若干低下しています。
- 親の就労状況による家庭類型別では、無回答が多いひとり親を除くと、【不十分】はフルタイム共働きが63.2%、フルタイム・パート等共働きが45.9%、専業主婦(主夫)が41.3%で、フルタイム共働きが最も高くなっています。

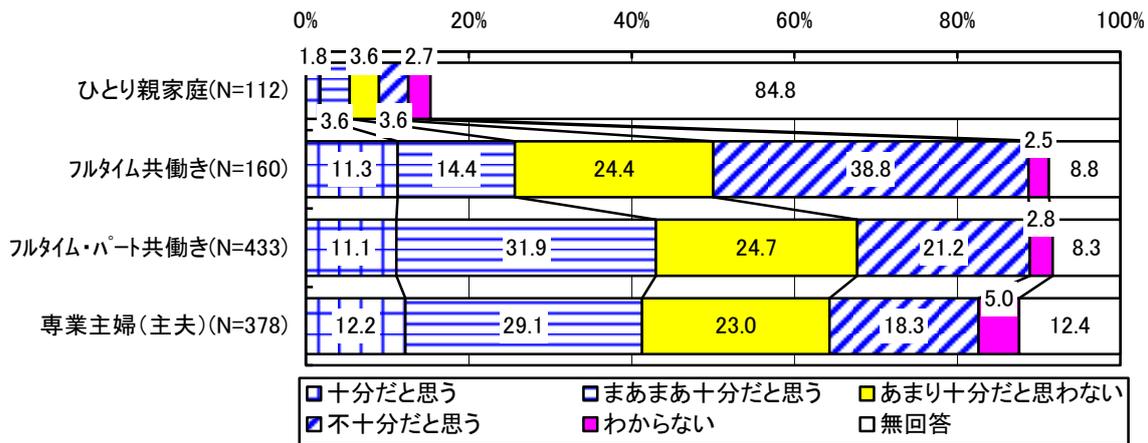
■父親が子どもと一緒に過ごす時間／前回調査との比較



■父親が子どもと一緒に過ごす時間について／前回調査との比較



■家庭類型別 父親が子どもと一緒に過ごす時間について



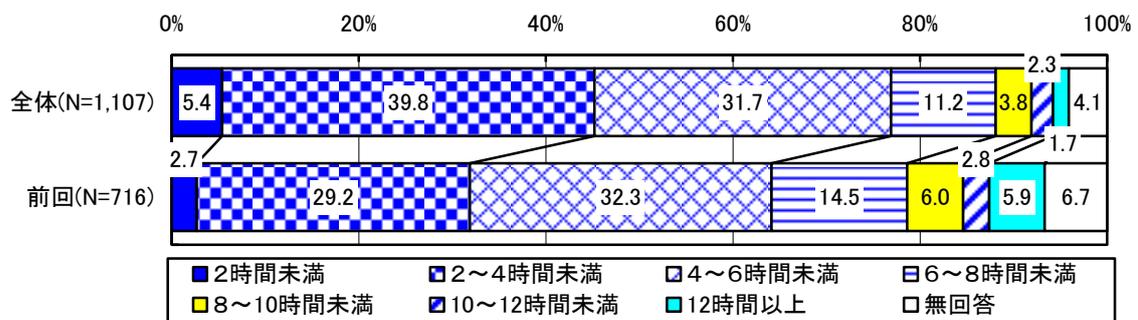
注)パート等共働き(N=3)、共に未就労(N=3)は回答数が少ないため省略

② 1日当たりの家事時間

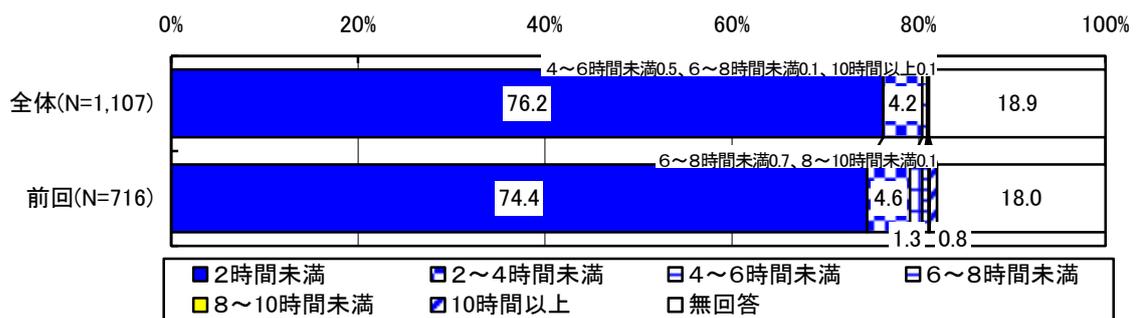
問17 1日当たりの家事を何時間くらいしますか。1週間の平均的な時間をご記入ください。(1) 母親 (2) 父親

- 母親の1日当たりの家事時間は、「2～4時間未満」が39.8%で最も高く、「4～6時間未満」が31.7%、「6～8時間未満」が11.2%などとなっています。前回調査に比べて「12時間以上」が4.2ポイント低下するなど、家事時間が短くなっています。

■母親の1日当たりの家事時間／前回調査との比較



■父親の1日当たりの家事時間／前回調査との比較

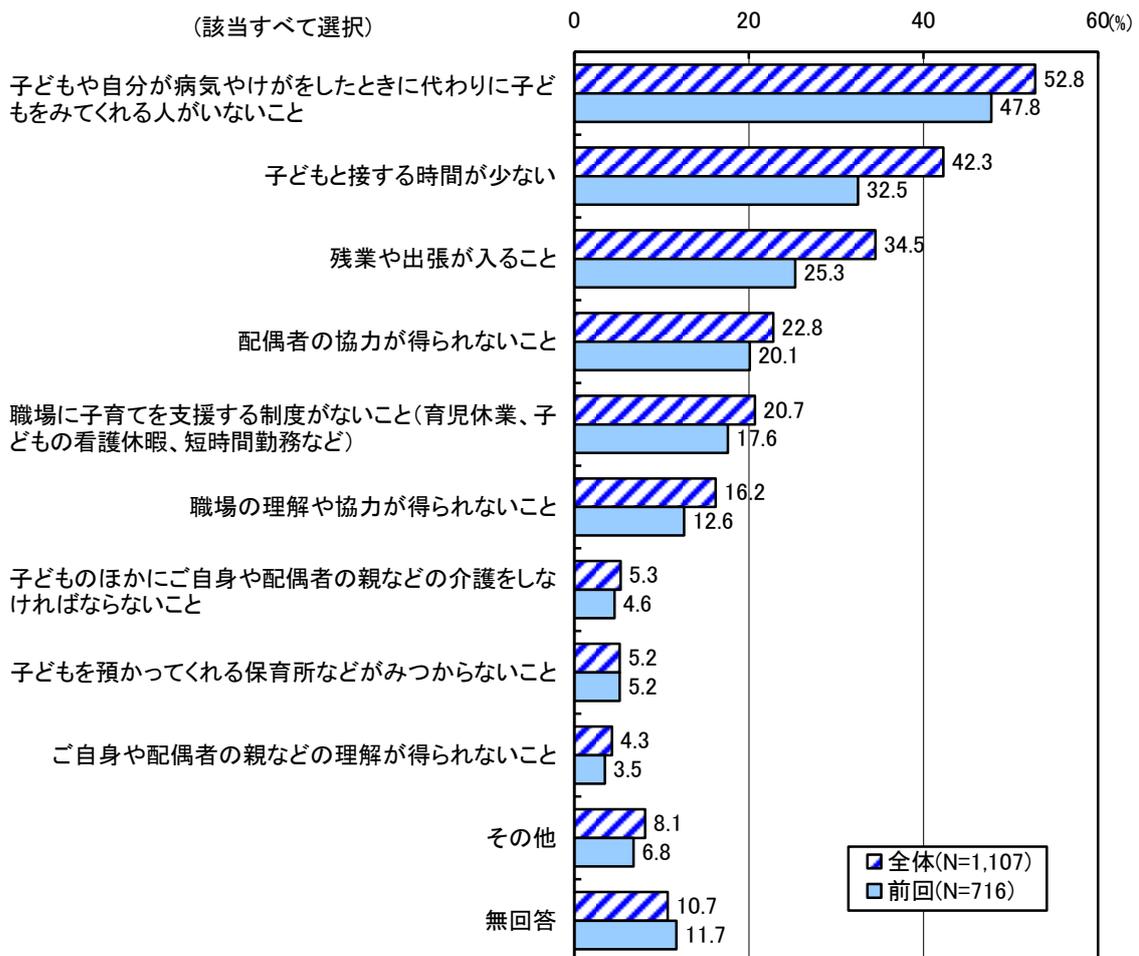


③ 仕事と子育てを両立する上で大変だと思うこと

問18 仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うことは何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 仕事と子育てを両立する上で大変だと思うことは、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」が第1位で52.8%、次いで「子どもと接する時間が少ない」が42.3%、「残業や出張が入ること」が34.5%、「配偶者の協力が得られないこと」が22.8%、「職場に子育てを支援する制度がないこと（育児休業、子どもの看護休暇、短時間勤務など）」が20.7%などと続きます。前回調査に比べて、ほとんどの項目で高くなっています。また、「配偶者の協力が得られないこと」が、就学前の第6位から小学生では第4位に上がっています。
- 同居家族による世帯類型別の第1位は、二世帯が「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」、三世帯等及び母子家庭が「子どもと接する時間が少ないこと」、父子家庭は「残業や出張が入ること」となっています。

■仕事と子育てを両立する上で大変だと思うこと



- 親の就労状況による家庭類型別の第1位は、ひとり親及びフルタイム共働き家庭が「子どもと接する時間が少ないこと」、フルタイム・パート等共働き及び専業主婦（主夫）が「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」となっています。

■ 世帯類型・家庭類型別 仕事と子育てを両立する上で大変だと思うこと

		回答数	残業や出張が入ること	子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと	配偶者の協力が得られないこと	ご自身や配偶者の親などの理解が得られないこと	職場に子育てを支援する制度がないこと（育児休業、子どもの看護休暇、短時間勤務など）	職場の理解や協力が得られないこと	子どものほかにご自身や配偶者の親などの介護をしなければならぬこと	子どもを預かってくれる保育所などがみつからないこと	子どもと接する時間が少ないこと	その他	無回答
世帯類型	二世代	888	34.8	56.2	23.8	3.9	20.7	17.9	4.8	5.5	39.8	6.6	9.7
	三世代等	107	27.1	33.6	17.8	2.8	17.8	6.5	9.3	4.7	44.9	16.8	17.8
	母子家庭	102	39.2	46.1	21.6	9.8	25.5	12.7	5.9	3.9	63.7	11.8	10.8
	父子家庭	10	40.0	20.0	—	—	—	—	—	—	20.0	10.0	30.0
家庭類型	ひとり親家庭	112	39.3	43.8	19.6	8.9	23.2	11.6	5.4	3.6	59.8	11.6	12.5
	フルタイム共働き	160	60.0	52.5	15.6	3.8	22.5	16.3	3.8	6.3	60.6	13.1	2.5
	フルタイム・パート等共働き	433	25.4	49.9	25.2	3.5	15.0	11.3	4.4	2.8	31.4	9.2	9.9
	専業主婦（主夫）	378	33.9	60.3	24.3	4.5	26.2	23.8	7.4	8.5	43.4	4.2	13.0

注) 網掛け **第1位** **第2位** **第3位**

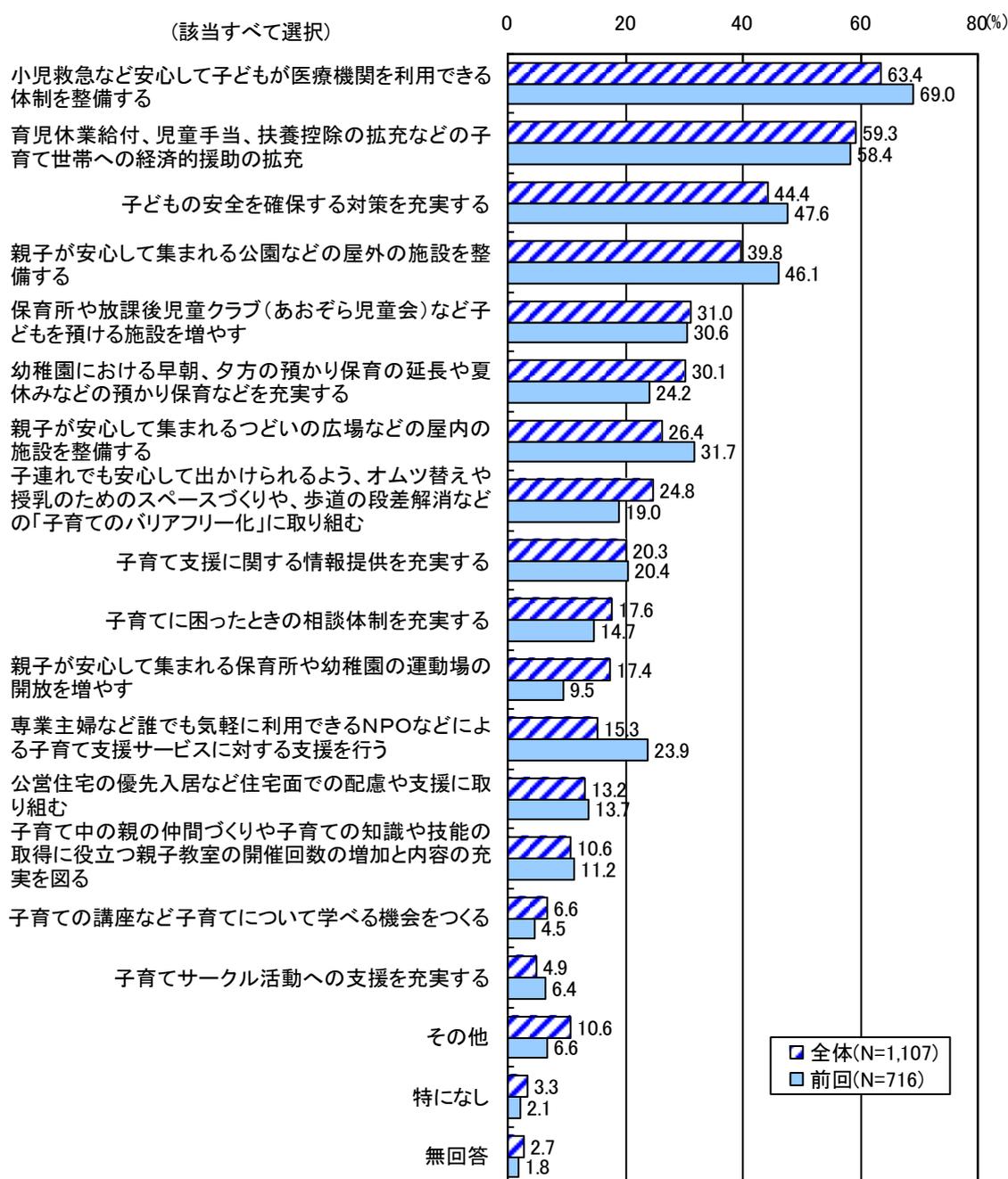
注) パート等共働き(N=3)、共に未就労(N=3)は回答数が少ないため省略

5 市役所などへの要望

問19 市役所などに対して、あなたの子育て経験などから、どのような子育て支援サービスを充実してほしいですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 子育て支援サービスに対する要望では、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が63.4%で第1位、次いで「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」(59.3%)、「子どもの安全を確保する対策を充実する」(44.4%)などで、上位は前回調査と同じ項目となっています。

■市役所などへの要望／前回調査との比較



6 子どもの生活習慣について

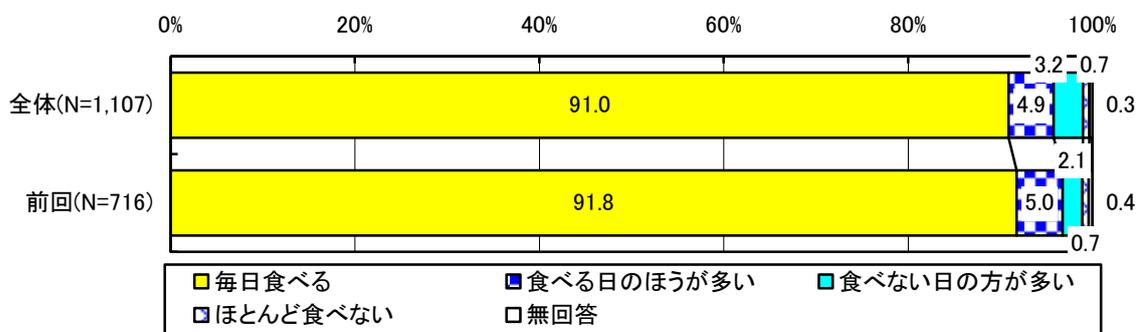
① 朝食

問20 小学生のお子さんの生活習慣について、(1)～(4)のそれぞれあてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

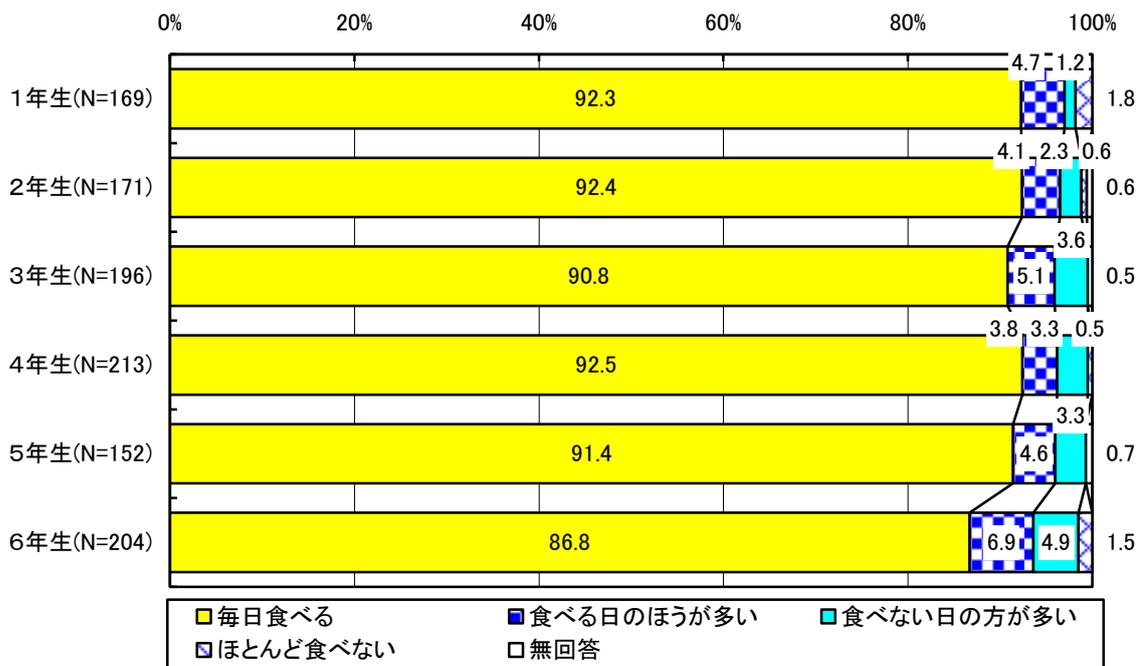
(1) 朝ごはんを食べますか。

- 全体では、朝食を「毎日食べる」が91.0%となっていますが、一方、「食べない日の方が多い」や「ほとんど食べない」を合わせた【食べない】率は3.9%で、前回調査より若干高くなっています。
- 子どもの学年別では、【食べない】率は、6年生が6.4%で最も高く、4年生が3.8%、3年生が3.6%、5年生が3.3%、1年生が3.0%、2年生が2.9%となっています。

■朝食／前回調査との比較



■子どもの学年別 朝食

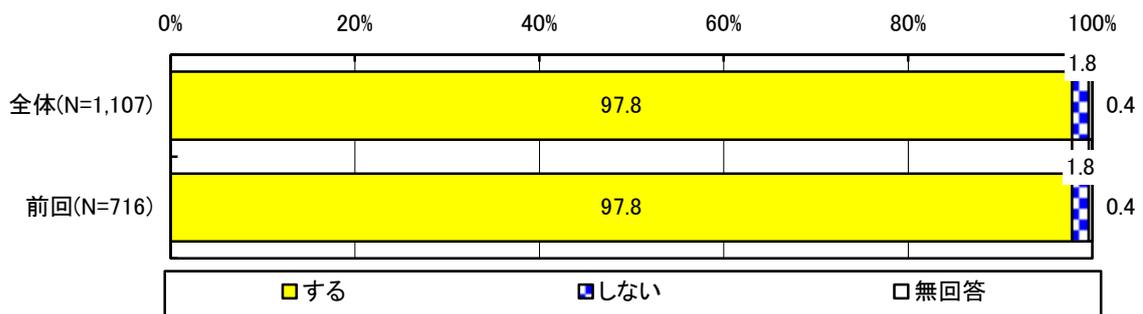


② 家族との食事

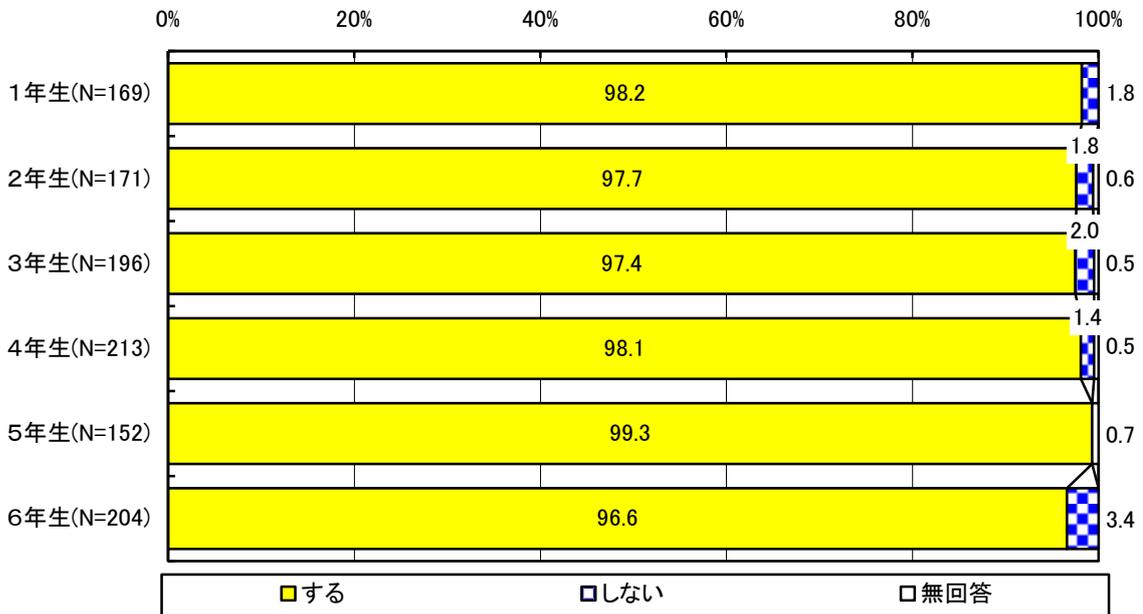
(2) 1日1回は家族と一緒に食事をしますか。

- 全体では、1日1回、家族と食事を「しない」率は1.8%で、前回調査と同率となっています。
- 子どもの学年別では、「しない」率は6年生が3.4%で最も高く、3年生が2.0%、1年生及び2年生がそれぞれ1.8%、4年生が1.4%、5年生は該当なしとなっています。

■ 家族との食事／前回調査との比較



■ 子どもの学年別 家族との食事

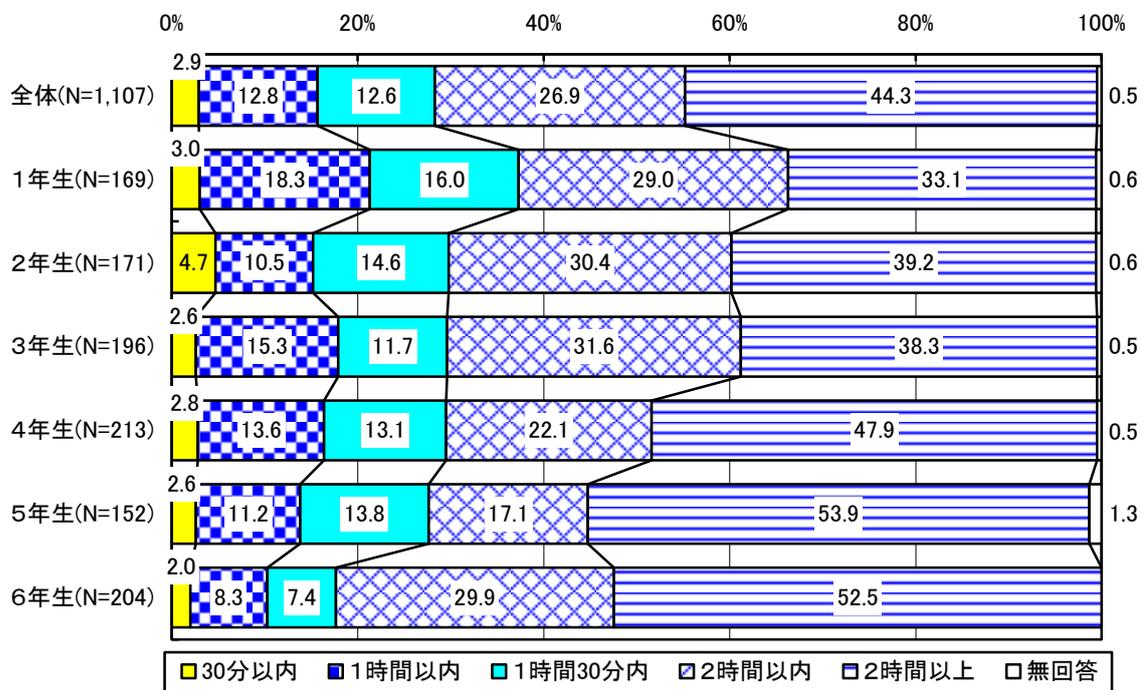


③ 視聴時間

(3) 平日のテレビ・ビデオ（ゲームも含む）の1日当たり平均視聴時間は何時間ですか。

- 平日の1日当たりのテレビ・ビデオの視聴時間は、全体では「2時間以上」が44.3%で最も高く、次いで「1時間30分以上2時間以内」が26.9%などとなっています。
- 子どもの学年別では、学年が上がるにしたがい視聴時間が長くなる傾向があり、「2時間以上」の率は、1年生が33.1%で最も低く、2年生が39.2%、3年生が38.3%、4年生が47.9%、5年生が53.9%、6年生が52.5%となっています。

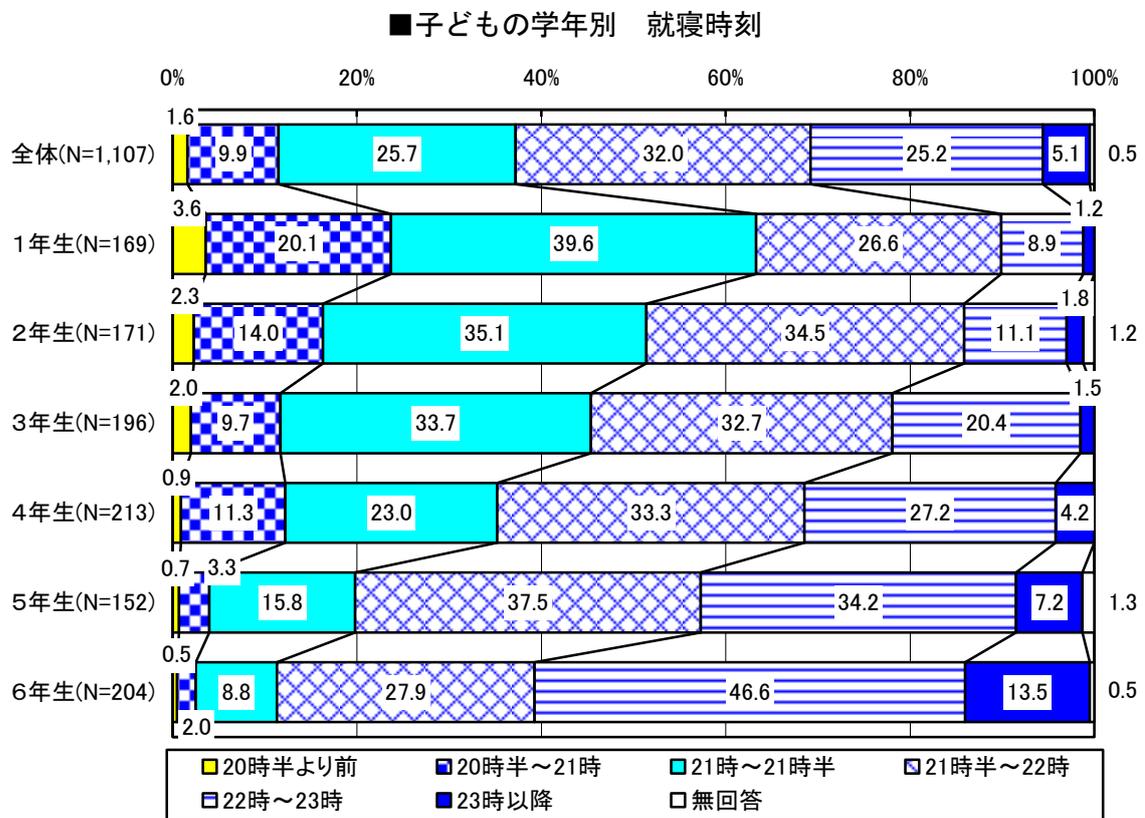
■子どもの学年別 テレビ・ビデオの視聴平均時間



④ 就寝時刻

(4) 就寝時刻は何時ですか。

- 就寝時刻は、全体では「21時半～22時」の率が32.0%で最も高く、次いで「21時～21時半」が25.7%、「22時～23時」が25.2%、「20時半～22時」が9.9%、「23時以降」が5.1%、「20時半より前」が1.6%となっています。
- 子どもの学年別では、学年が上がるにしたがい就寝時刻は遅くなります。1年生から3年生は、「21時～21時半」が最も高く、1年生が39.6%、2年生が35.1%、3年生が33.7%となっています。4年生及び5年生は「21時半から22時」が最も高く、4年生が33.3%、5年生が37.5%となっています。6年生では「22時～23時」が46.6%とおよそ半数を占めています。また、「23時以降」が13.5%となっています。



7 子どもの普段の過ごし方について

問21 小学生のお子さんの平日の放課後および休日の普段の過ごし方で1番多いものについて、時間帯ごとに、枠内(※)の選択肢の中からあてはまる番号を1つだけ選んでご記入ください。

- 平日の14時～16時は、全体では「授業などで学校にいる」が79.1%となっています。
- 子どもの学年別では、どの学年も「授業などで学校にいる」が最も高くなっていますが、1年生は47.3%と半数を割り、「放課後児童クラブ（あおぞら児童会）で過ごす」が18.9%、「家や公園などで友だちと過ごす」が14.2%などとなっています。2年生も「放課後児童クラブ（あおぞら児童会）で過ごす」が12.9%となっています。
- 平日の16時～18時は、全体では「家や公園などで友だちと過ごす」が38.7%、「学習塾や習い事へ行く」が31.0%などで、前回調査に比べて「学習塾や習い事へ行く」が高くなっています。
- 子どもの学年別では、1年生は「学習塾や習い事に行く」や「家や公園などで友だちと過ごす」「保護者や兄弟姉妹などの家族と過ごす」が24～26%で分散しています。また、「放課後児童クラブ（あおぞら児童会）で過ごす」が17.6%となっています。2年生以上は「家や公園などで友だちと過ごす」が最も高くなっています。しかし、「学習塾や習い事へ行く」が、5年生及び6年生を除いて、僅差で続きます。

■子どもの普段の過ごし方／前回調査との比較

	回答数	子どもの普段の過ごし方													
		授業などで学校にいる	放課後児童クラブ（あおぞら児童会）で過ごす	参加放課後子ども教室（こども元気広場）	保護者や兄弟姉妹などの家族と過ごす	家事育児代行サービスなどを利用する	家や公園などで友だちと過ごす	図書館などの公共の施設にいる	地域活動に参加する（子ども会・スポーツ活動）	学習塾や習い事へ行く	家でひとりで過ごす	家で勉強する	その他	無回答	
平日 14～16時	全体	1,107	79.1	5.9	0.1	2.5	0.1	6.4	—	—	1.8	0.3	—	0.3	3.5
	前回	716	60.9	7.8	—	5.4	—	13.8	—	—	1.5	0.6	3.4	0.7	6.0
平日 16～18時	全体	1,107	0.3	6.5	0.7	15.5	0.1	38.7	0.1	0.3	31.0	3.3	—	1.0	2.5
	前回	716	0.6	4.5	0.1	20.3	0.0	35.3	0.0	2.0	23.3	1.4	6.1	0.8	5.6
平日 18～20時	全体	1,107	0.1	0.1	0.1	78.0	—	0.2	—	0.9	14.9	0.9	—	1.2	3.6
	前回	716	0.1	—	—	66.9	0.1	0.1	—	2.1	11.6	1.1	8.7	1.4	7.8
平日 20時以降	全体	1,107	0.1	0.1	—	91.2	—	0.3	—	0.2	1.9	0.3	—	1.7	4.2
	前回	716	0.1	—	—	80.7	—	0.1	—	0.3	2.0	1.4	4.5	2.4	8.5
休日	全体	1,107	—	0.2	0.3	72.3	—	9.4	0.3	6.1	5.5	0.5	—	1.3	4.2
	前回	716	0.1	—	—	72.9	—	6.1	0.1	8.9	2.0	0.4	0.8	1.1	7.4

注) 網掛け **第1位** **第2位** **第3位**

注) 「家で勉強する」は今回選択肢なし

- 平日の18時～20時は、全体では「保護者や兄弟姉妹などの家族と過ごす」が78.0%と高く、「学習塾や習い事へ行く」が14.9%などとなっています。
- 子どもの学年別では、どの学年も「保護者や兄弟姉妹などの家族と過ごす」が最も高くなっています。5年生及び6年生では「学習塾や習い事へ行く」がそれぞれ22.4%、26.5%と20%を超えています。
- 平日の20時以降は、全体では「保護者や兄弟姉妹などの家族と過ごす」が91.2%と高く、「学習塾や習い事へ行く」が1.9%などとなっています。
- 子どもの学年別では、どの学年も「保護者や兄弟姉妹などの家族と過ごす」が最も高くなっています。5年生及び6年生では「学習塾や習い事へ行く」がそれぞれ2.6%、6.4%と低くなりますが挙げられています。
- 休日は、全体では「保護者や兄弟姉妹などの家族と過ごす」が最も高くなっています。それ以外では、「家や公園などで友だちと過ごす」(9.4%)や「地域活動に参加する(子ども会・スポーツ活動)」(6.1%)、「学習塾や習い事へ行く」(5.5%)などとなっています。
- 子どもの学年別では、どの学年も「保護者や兄弟姉妹などの家族と過ごす」が最も高くなっています。特に1年生では82.8%と高く、学年が上がるにしたがい低下し、5年生は65.1%、6年生は58.3%となっています。5年生や6年生は、「家や公園などで友だちと過ごす」や「地域活動に参加する(子ども会・スポーツ活動)」「学習塾や習い事に行く」が他の学年より高くなっています。

■子どもの学年別 子どもの普段の過ごし方

		回答数	授業などで学校にいる	放課後児童クラブ(あおぞら児童会)で過ごす	放課後子ども教室(子ども元氣広場)に参加	保護者や兄弟姉妹などの家族と過ごす	家事育児代行サービスなどを利用する	家や公園などで友だちと過ごす	図書館などの公共の施設にいる	地域活動に参加する(子ども会・スポーツ活動)	学習塾や習い事へ行く	家でひとりで過ごす	その他	無回答
平日14時～16時	1年生	169	47.3	18.9	—	8.3	0.6	14.2	—	—	6.5	0.6	—	3.6
	2年生	171	63.2	12.9	0.6	4.7	—	11.1	—	—	4.1	—	1.2	2.3
	3年生	196	83.7	5.1	—	1.0	—	6.6	—	—	0.5	—	0.5	2.6
	4年生	213	92.0	—	—	0.5	—	1.4	—	—	0.5	0.5	—	5.2
	5年生	152	91.4	0.7	—	0.7	—	2.6	—	—	—	—	—	4.6
	6年生	204	91.7	—	—	1.0	—	3.9	—	—	—	0.5	—	2.9
平日16時～18時	1年生	169	—	17.8	—	24.3	0.6	25.4	—	—	26.0	1.8	1.8	2.4
	2年生	171	—	13.5	0.6	20.5	—	30.4	—	—	29.8	2.3	0.6	2.3
	3年生	196	0.5	9.2	0.5	12.2	—	36.2	—	—	33.2	3.6	2.0	2.6
	4年生	213	0.5	—	1.9	12.2	—	39.4	—	0.9	37.6	4.7	0.5	2.3
	5年生	152	—	0.7	—	14.5	—	51.3	—	0.7	21.7	5.3	1.3	4.6
	6年生	204	0.5	—	1.0	11.8	—	49.0	0.5	—	33.3	2.5	—	1.5

Ⅲ 小学生保護者調査
7 子どもの普段の過ごし方について

		回答数	授業などで学校にいる	放課後児童クラブ(あおぞら児童会)で過ごす	放課後子ども教室(こども元氣広場)に参加	保護者や兄弟姉妹などの家族と過ごす	家事育児代行サービスなどを利用する	家や公園などで友だちと過ごす	図書館などの公共の施設にいる	地域活動に参加する(子ども会・スポーツ活動)	学習塾や習い事へ行く	家でひとりで過ごす	その他	無回答
平日18～20時	1年生	169	—	0.6	—	89.3	—	0.6	—	—	4.7	—	0.6	4.1
	2年生	171	—	—	—	87.7	—	0.6	—	—	7.0	0.6	1.2	2.9
	3年生	196	—	—	—	79.6	—	—	—	1.0	11.2	1.0	2.6	4.6
	4年生	213	—	—	0.5	75.1	—	—	—	0.9	16.4	1.4	0.9	4.7
	5年生	152	—	—	—	68.4	—	—	—	2.6	22.4	2.0	1.3	3.3
	6年生	204	0.5	—	—	69.1	—	—	—	1.0	26.5	0.5	0.5	2.0
平日20時以降	1年生	169	—	0.6	—	92.9	—	—	—	—	1.2	—	1.2	4.1
	2年生	171	—	—	—	94.7	—	—	—	—	—	—	2.3	2.9
	3年生	196	—	—	—	92.3	—	—	—	0.5	0.5	1.0	1.0	4.6
	4年生	213	—	—	—	90.6	—	0.5	—	—	0.5	0.5	1.9	6.1
	5年生	152	—	—	—	90.1	—	—	—	—	2.6	—	2.0	5.3
	6年生	204	0.5	—	—	87.3	—	1.0	—	0.5	6.4	—	2.0	2.5
休日	1年生	169	—	0.6	0.6	82.8	—	4.7	1.2	3.6	1.2	—	1.8	3.6
	2年生	171	—	0.6	0.6	78.4	—	7.0	—	5.8	3.5	—	—	4.1
	3年生	196	—	—	0.5	78.6	—	4.6	—	5.1	4.6	0.5	1.5	4.6
	4年生	213	—	—	—	71.4	—	9.9	0.5	4.2	5.6	1.9	1.4	5.2
	5年生	152	—	—	—	65.1	—	11.8	—	9.9	7.2	—	0.7	5.3
	6年生	204	—	—	—	58.3	—	17.6	—	8.3	10.3	0.5	2.0	2.9

注)網掛け **第1位** **第2位** **第3位**

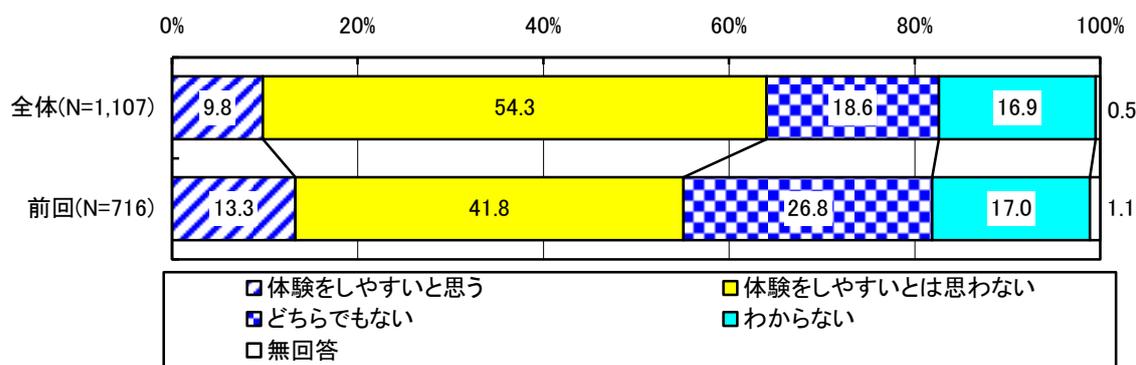
8 地域での自然体験などへの参加について

① 居住地域が自然体験をしやすい環境かどうか

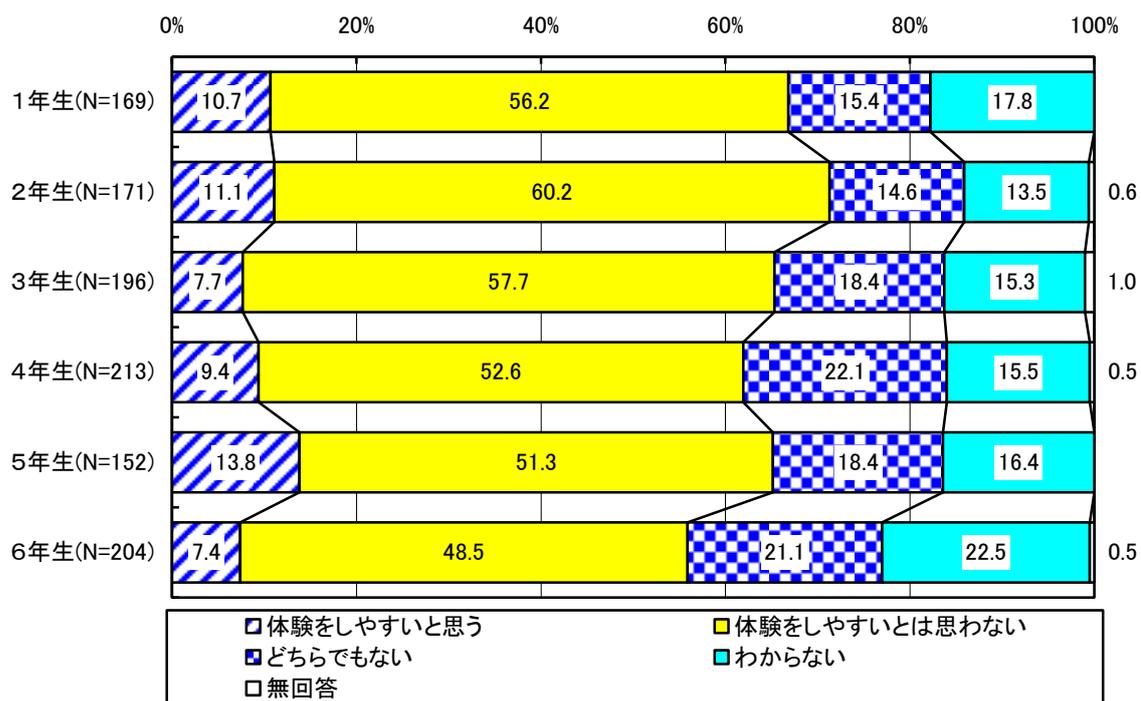
問22 お住まいの地域が、自然に囲まれている、文化施設が充実しているなど、子どもにとって自然、文化などの体験をしやすい環境であると考えますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

- 居住地域が子どもにとって自然や文化などの体験をしやすい環境であるかどうかについて、全体では、「体験をしやすいと思う」が9.8%、「体験をしやすいとは思わない」が54.3%となっています。
- 子どもの学年別では、どの学年も「体験をしやすいとは思わない」が高くなっていますが、「体験をしやすいと思う」率は、5年生が13.8%で最も高く、6年生が7.4%で最も低くなっています。

■ 居住地域が自然体験しやすい環境かどうか／前回調査との比較

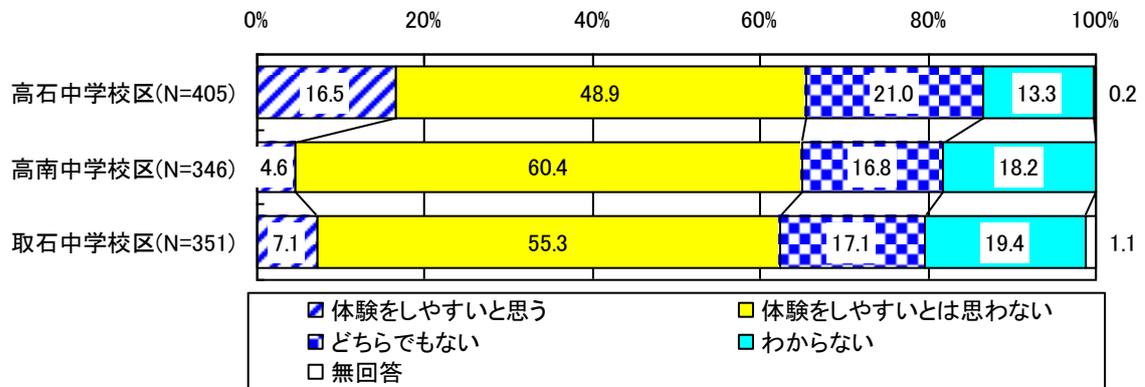


■ 子どもの学年別 居住地域が自然体験しやすい環境かどうか



- 中学校区別では、「体験をしやすいと思う」率は、高石中学校区が16.5%、取石中学校区が7.1%、高南中学校区が4.6%となっています。

■中学校区別 居住地域が自然体験しやすい環境かどうか

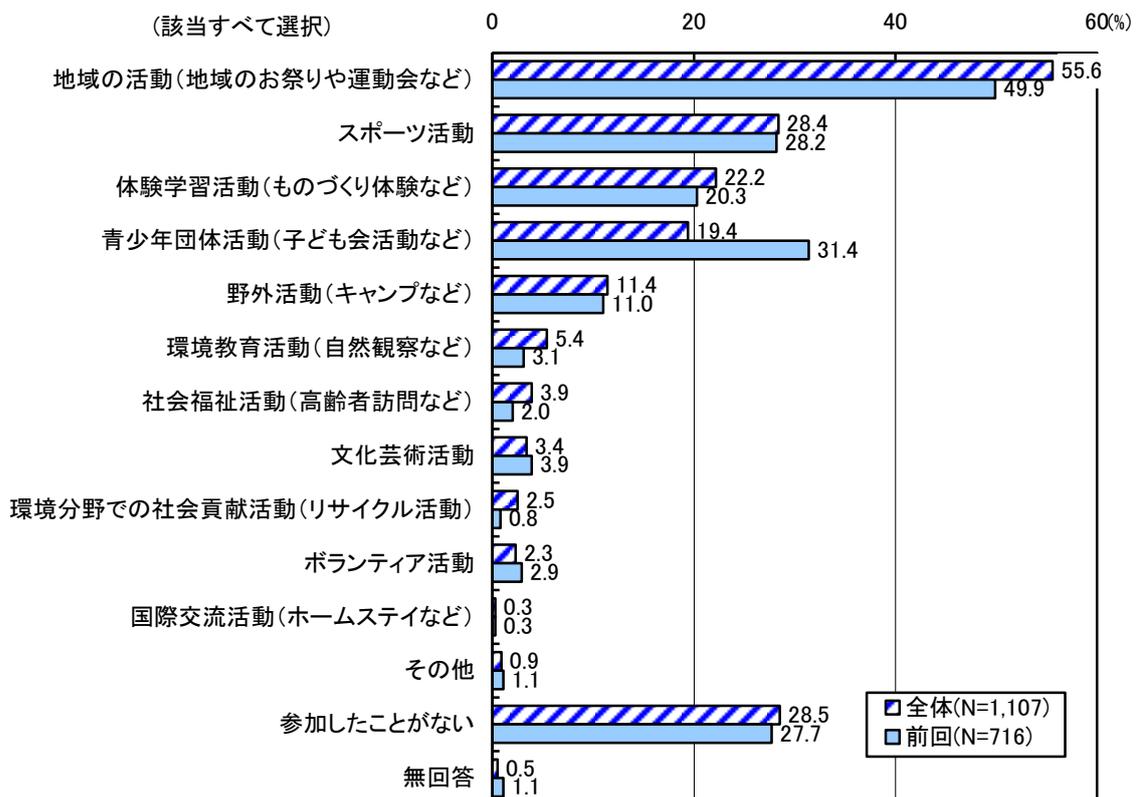


② 自然体験などへの参加状況

問23 小学生のお子さんが参加したことがある地域での自然体験、社会参加、文化活動はどれですか。あてはまる番号にすべてに○をつけてください。

- 参加したことがある活動は、「地域の活動」が55.6%で第1位、次いで「スポーツ活動」(28.4%)、「体験学習活動」(22.2%)などで、「地域の活動」は前回調査より高くなっています。一方、「青少年団体活動」は12.0ポイント低下しています。

■自然体験などへの参加状況／前回調査との比較



- 子どもの学年別では、どの学年も「地域の活動」が第1位で、特に5年生は66.4%と高くなっています。また、2年生以上は「スポーツ活動」や「体験学習活動」が20%以上で、「青少年団体活動」もおよそ20%の参加率となっています。
- 中学校区別では、どの中学校区も「地域の活動」が第1位で、高石中学校区が58.5%、高南中学校区が54.9%、取石中学校区が53.3%となっています。その他の活動の参加率も高石中学校区が高く、スポーツ活動では30.1%、体験学習活動が26.4%、青少年団体活動が21.5%などとなっています。

■子どもの学年別 自然体験などへの参加状況

	回答数	スポーツ活動	文化芸術活動	ボランティア活動	体験学習活動(ものづくり体験など)	野外活動(キャンプなど)	社会福祉活動(高齢者訪問など)	国際交流活動(ホームステイなど)	青少年団体活動(子ども会活動など)	環境分野での社会貢献活動(リサイクル活動など)	環境教育活動(自然観察など)	地域の活動(地域のお祭りや運動会など)	その他	参加したことがない	無回答
1年生	169	15.4	2.4	1.2	16.6	5.3	3.0	—	14.2	1.8	4.7	47.9	0.6	37.9	0.6
2年生	171	23.4	2.3	2.3	24.0	13.5	5.8	0.6	19.3	2.3	4.1	58.5	2.3	28.1	1.8
3年生	196	26.0	4.6	3.1	21.9	10.2	4.1	0.5	21.4	3.6	4.6	53.6	1.0	31.6	0.5
4年生	213	28.6	3.3	1.4	24.4	14.6	4.7	—	19.2	1.4	5.6	56.8	0.5	25.8	—
5年生	152	36.8	5.3	2.6	27.0	13.2	6.6	—	21.1	4.6	10.5	66.4	0.7	17.1	—
6年生	204	38.7	2.9	3.4	20.1	11.3	—	0.5	20.1	2.0	3.9	52.5	0.5	29.4	0.5

注) 網掛け **第1位** 第2位 第3位

■中学校区別 自然体験などへの参加状況

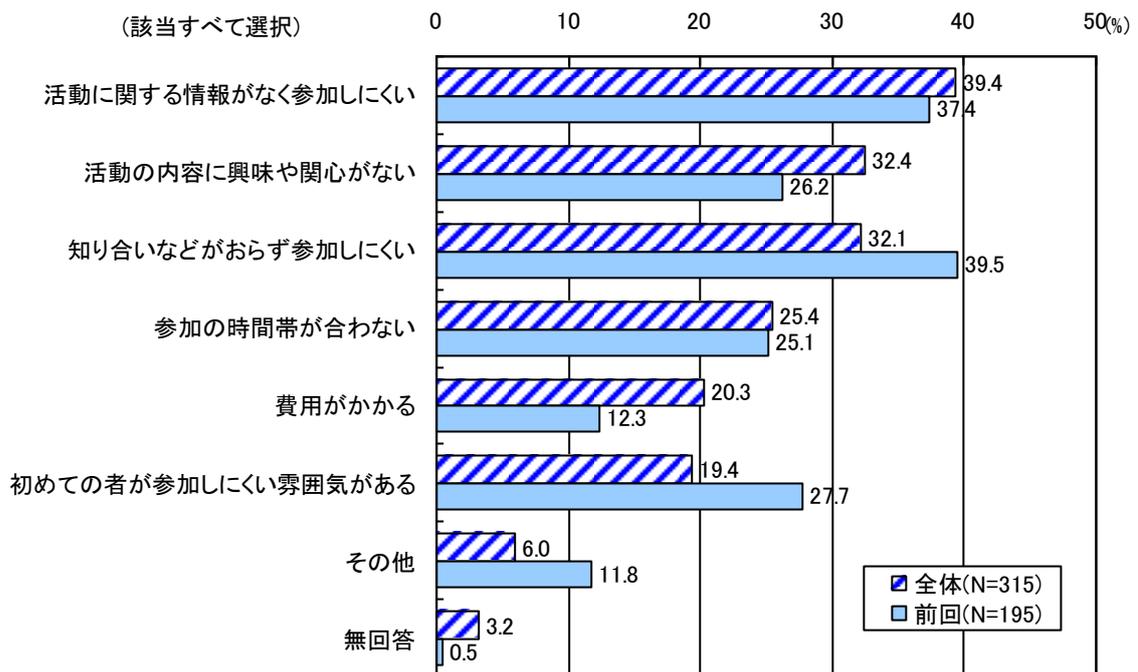
	回答数	スポーツ活動	文化芸術活動	ボランティア活動	体験学習活動(ものづくり体験など)	野外活動(キャンプなど)	社会福祉活動(高齢者訪問など)	国際交流活動(ホームステイなど)	青少年団体活動(子ども会活動など)	環境分野での社会貢献活動(リサイクル活動など)	環境教育活動(自然観察など)	地域の活動(地域のお祭りや運動会など)	その他	参加したことがない	無回答
高石中学校区	405	30.1	4.2	3.2	26.4	14.8	4.2	0.5	21.5	3.2	7.9	58.5	0.7	22.5	0.2
高南中学校区	346	26.3	2.6	2.6	21.7	11.0	3.8	—	16.5	1.4	4.6	54.9	1.4	32.9	0.3
高取中学校区	351	28.2	3.4	1.1	17.9	7.7	3.7	0.3	19.7	2.8	3.4	53.3	0.6	30.8	1.1

③ 自然体験などの活動に参加していない理由

問23-1 問23で「13. 参加したことがない」を選択した方におうかがいします。小学生のお子さんがこれまで参加していない理由は何ですか。あてはまる番号にすべてに○をつけてください。それ以外の方は問24へお進みください。

- 全体では、参加していない理由としては、「活動に関する情報がなく参加しにくい」が39.4%で第1位、次いで「活動の内容に興味や関心がない」が32.4%、「知り合いなどがおらず参加しにくい」が32.1%などとなっています。
- 子どもの学年別では、1年生から4年生までは、「活動に関する情報がなく参加しにくい」が第1位、5年生は「活動の内容に興味や関心がない」、6年生は「初めての者が参加しにくい雰囲気がある」がそれぞれ第1位となっています。
- 中学校区別では、高石中学校区及び高南中学校区では、「活動に関する情報がなく参加しにくい」が第1位、取石中学校区では「初めての者が参加しにくい雰囲気がある」が第1位となっています。また、高石中学校区及び高南中学校区では、「参加の時間帯が合わない」がそれぞれ31.9%、30.7%と高くなっています。

■ 自然体験などの活動に参加していない理由／前回調査との比較



■子どもの学年・中学校区別 自然体験などの活動に参加していない理由

		回答数	活動に関する情報がなく参加しにくい	活動の内容に興味や関心がない	知り合いなどがおらず参加しにくい	参加の時間帯が合わない	費用がかかる	初めての者が参加しにくい雰囲気がある	その他	無回答
子どもの学年	1年生	64	42.2	37.5	18.8	29.7	28.1	35.9	1.6	3.1
	2年生	48	35.4	29.2	31.3	16.7	18.8	22.9	8.3	4.2
	3年生	62	40.3	32.3	27.4	22.6	12.9	29.0	6.5	6.5
	4年生	55	49.1	36.4	9.1	29.1	27.3	27.3	5.5	—
	5年生	26	30.8	42.3	23.1	19.2	19.2	19.2	7.7	7.7
	6年生	60	33.3	20.0	10.0	30.0	15.0	50.0	8.3	—
中学校区	高石中学校区	91	45.1	30.8	17.6	31.9	15.4	28.6	6.6	3.3
	高南中学校区	114	41.2	30.7	21.9	30.7	22.8	29.8	6.1	3.5
	高取中学校区	108	33.3	35.2	18.5	13.9	22.2	38.0	5.6	2.8

注) 網掛け **第1位** 第2位 第3位

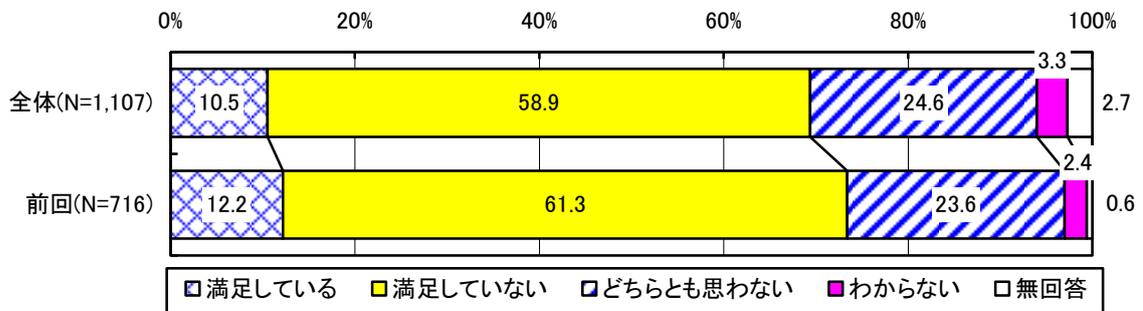
9 子育てを支援する生活環境の整備について

① 子どもの遊び場に関する満足度

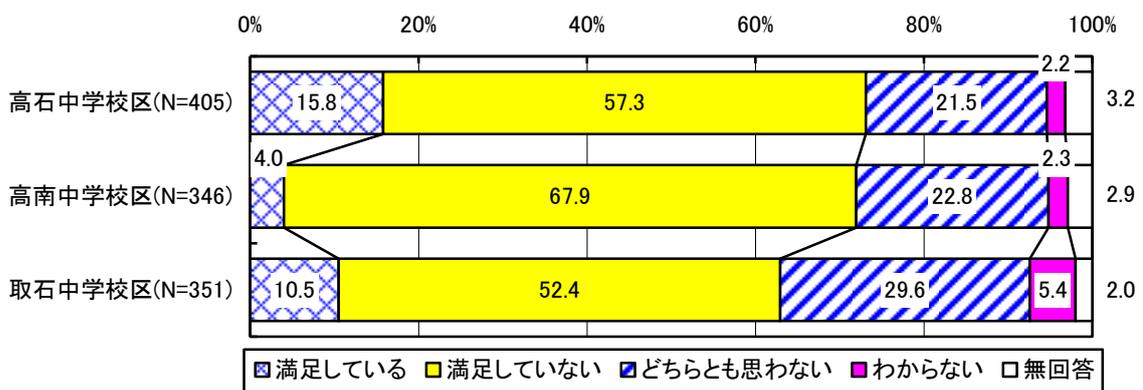
問25 お住まいの地域における子どもの遊び場に関して満足していますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

- 子どもの遊び場に関して「満足している」が10.5%、「満足していない」が58.9%で、前回調査より「満足している」が若干低下しています。
- 中学校区別では、「満足している」は高石中学校区が15.8%で最も高く、取石中学校区が10.5%、高南中学校区が4.0%で、就学前と同様な結果になっています。一方、「満足していない」は高南中学校区が67.9%と高く、高石中学校区が57.3%、取石中学校区が52.4%となっています。

■ 子どもの遊び場に関する満足度／前回調査との比較



■ 中学校区別 子どもの遊び場に関する満足度

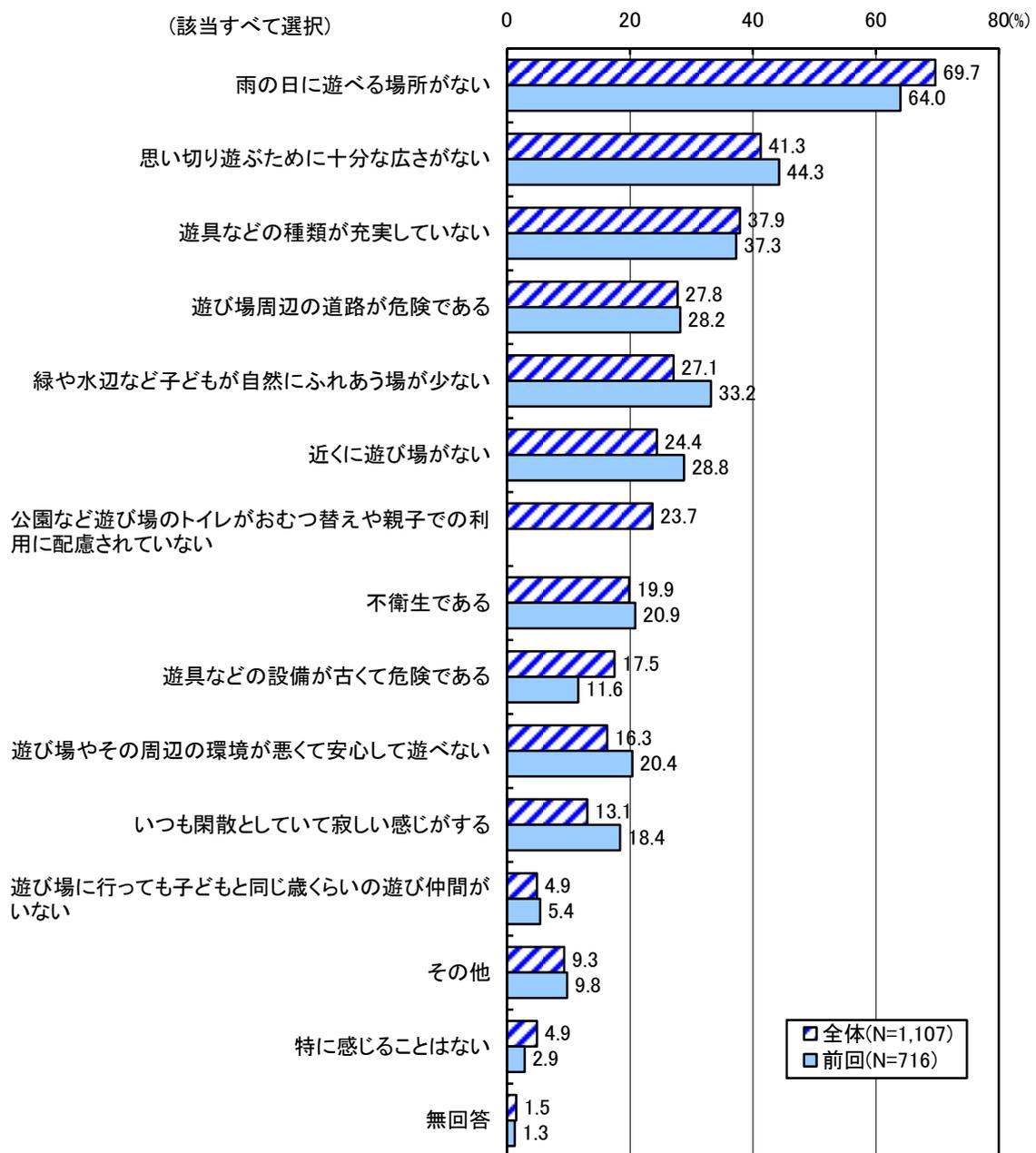


② 子どもの遊び場について感じる事

問26 お住まいの地域の子どもの遊び場について日ごろ感じることは何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

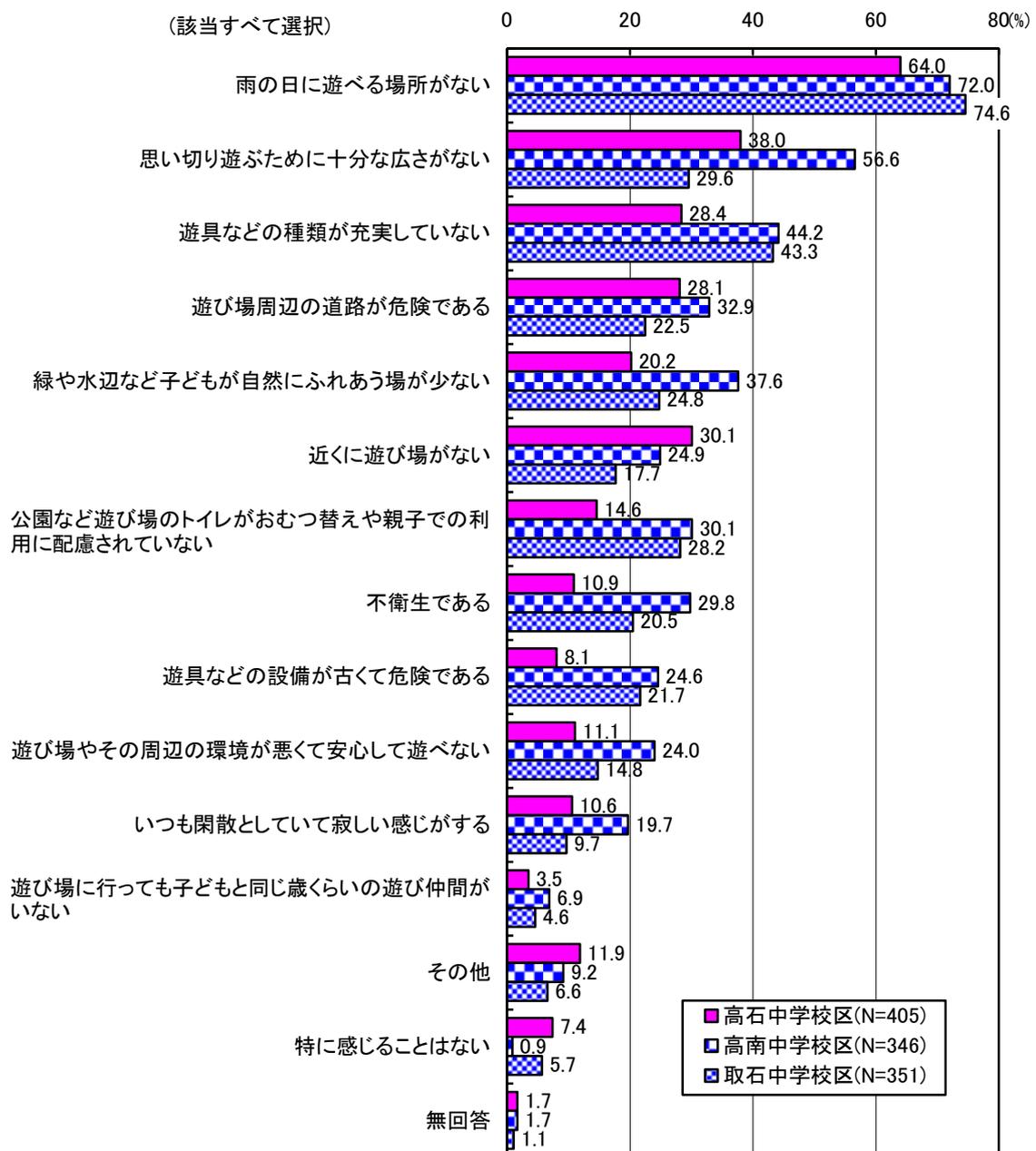
- 子どもの遊び場については、就学前と同様に「雨の日に遊べる場所がない」が69.7%で第1位、次いで「思い切り遊ぶために十分な広さがない」（41.3%）、「道具などの種類が充実していない」（37.9%）、「あそび場周辺の道路が危険である」（27.8）、「緑や水辺など子どもが自然にふれあう場が少ない」（27.1%）などと続きます。上位3位までは、前回調査と同じ項目が挙げられます。

■子どもの遊び場について感じる事／前回調査との比較



- 中学校区別では、3中学校区ともに「雨の日に遊べる場所がない」が第1位で、60%を超えています。次いで、高石中学校区は「思い切り遊ぶために十分な広さがない」(38.0%)、「近くに遊び場がない」(30.1%)、「道具などの種類が充実していない」(28.4%)などと続きます。
- 高南中学校区は「思い切り遊ぶために十分な広さがない」(56.6%)、「道具などの種類が充実していない」(44.2%)、「緑や水辺など子どもが自然にふれあう場が少ない」(37.6%)などと続きます。
- 取石中学校区は「道具などの種類が充実していない」(43.3%)、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」(29.6%)、「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」(28.2%)などと続きます。

■ 中学校区別 子どもの遊び場について感じること



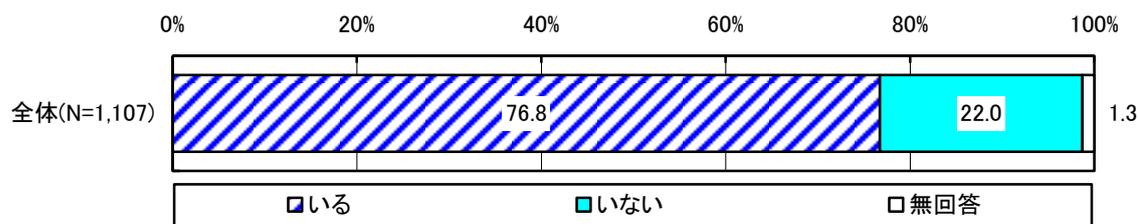
10 子育てに対する意識について

① 近所で日常的に子どもの話等をする人の有無

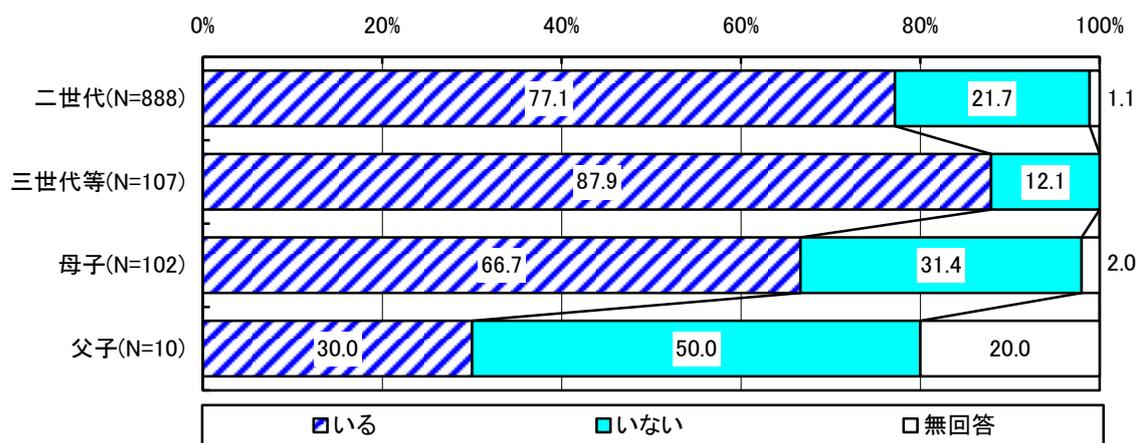
問27 近所（お住まいの近く）で日常的にちょっとした子どもの話や世間話をする人はいますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

- 全体では、近所で日常的に子どもの話等をする人が「いる」は76.8%、「いない」は22.0%となっています。
- 同居家族による世帯類型別では、「いない」率は父子世帯が50.0%と高く、母子世帯が31.4%、二世帯世帯が21.7%、三世帯等世帯が12.1%で最も低くなっています。
- 親の就労状況による家庭類型別では、「いない」率はひとり親家庭が33.0%、フルタイム共働き家庭が29.4%、専業主婦（主夫）家庭が21.4%、フルタイム・パート等共働き家庭が17.3%で最も低くなっています。
- 中学校区別では、「いない」率は取石中学校区が23.4%、高南中学校区が22.8%、高石中学校区が20.0%で、大差ありません。

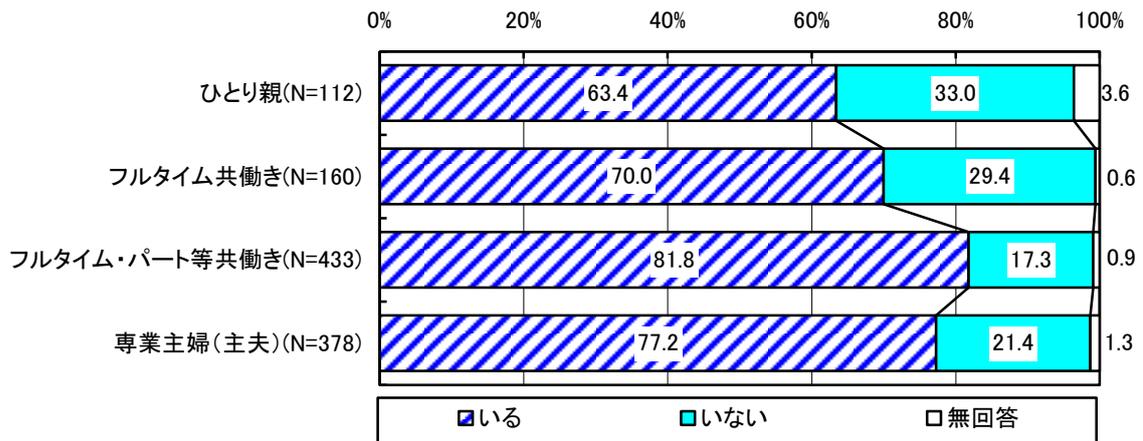
■近所で日常的に子どもの話等をする人の有無



■世帯類型別 近所で日常的に子どもの話等をする人の有無

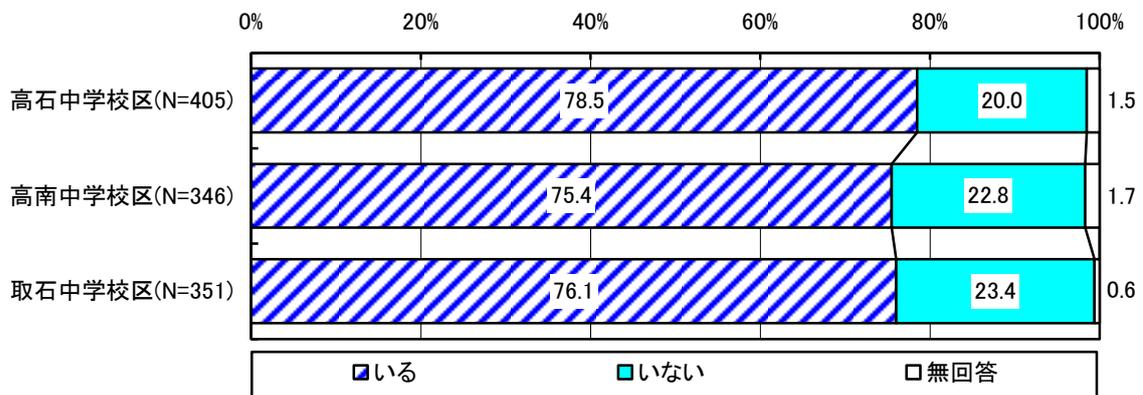


■家庭類型別 近所で日常的に子どもの話等をする人の有無



注)パート等共働き(N=3)、共に未就労(N=3)は回答数が少ないため省略

■中学校区別 近所で日常的に子どもの話等をする人の有無

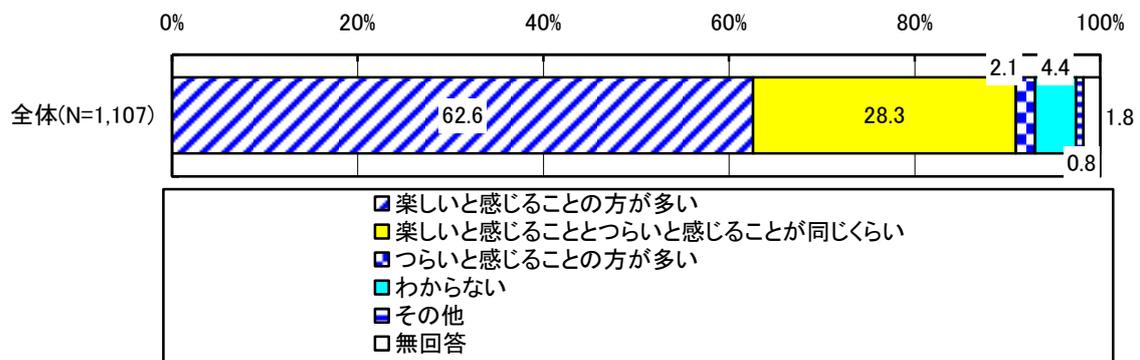


② 子育てが楽しいかどうか

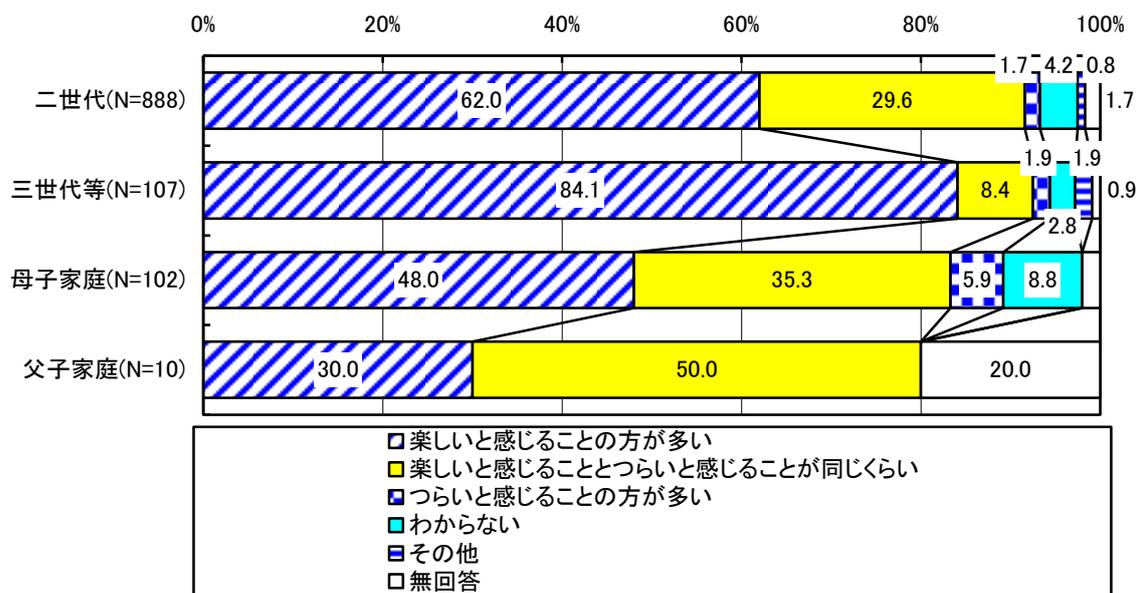
問28 ご自身にとって子育てを楽しんでいると感じることが多いと思いますか。それともつらいと感じることが多いと思いますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

- 全体では、子育てが「楽しいと感じることの方が多い」は、62.6%で、就学前より5.3ポイント低下しています。「楽しいと感じることと、つらいと感じることが同じくらい」が28.3%、「つらいと感じることの方が多い」は2.1%となっています。
- 同居家族による世帯類型別では、「つらいと感じることの方が多い」は、二世帯が1.7%、三世帯等が1.9%、母子家庭が5.9%で、母子家庭が高くなっています。
- 親の就労状況による家庭類型別では、「つらいと感じることの方が多い」は、ひとり親家庭が5.4%、フルタイム共働き家庭が1.9%、フルタイム・パート等共働き家庭が1.6%、専業主婦（主夫）家庭が1.9%となっています。

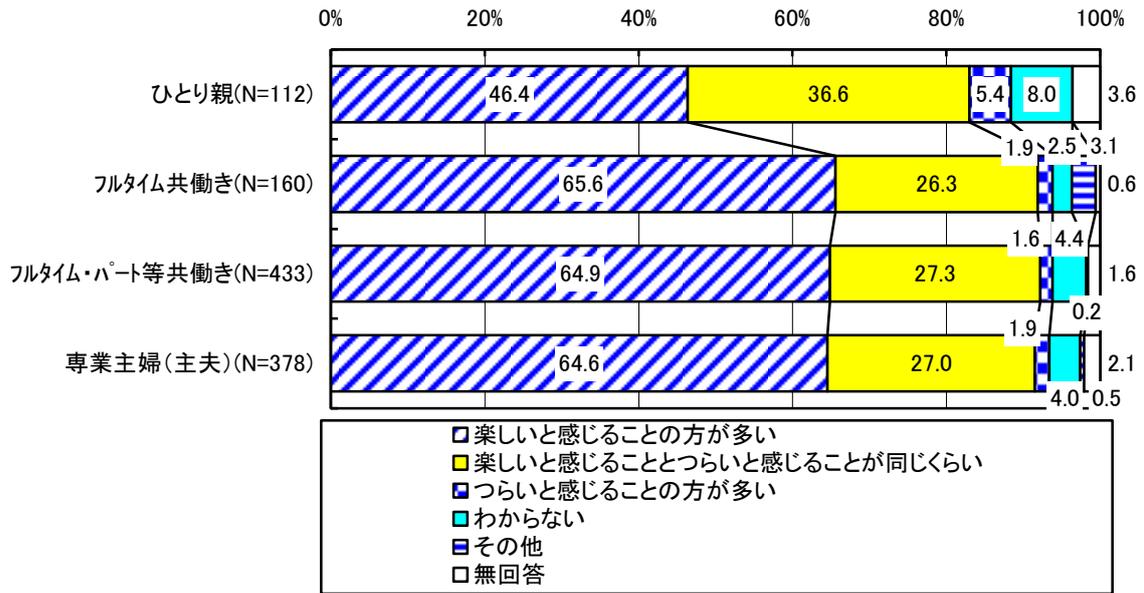
■ 子育てが楽しいかどうか



■ 世帯類型別 子育てが楽しいかどうか



■家庭類型別 子育てが楽しいかどうか



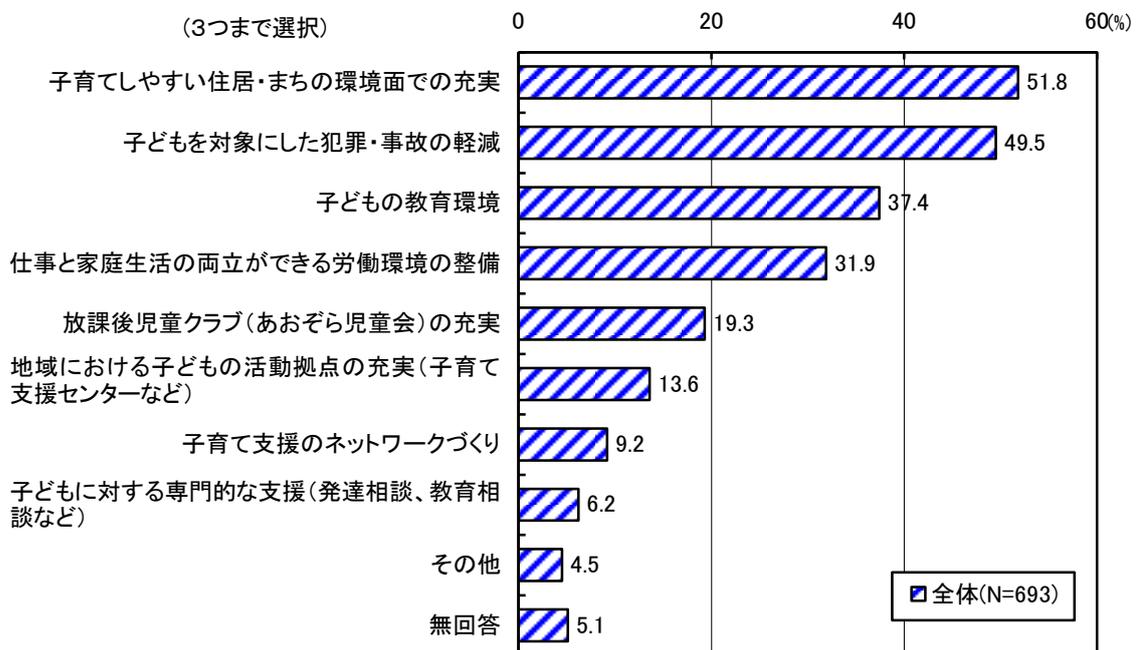
注)パート等共働き(N=3)、共に未就労(N=3)は回答数が少ないため省略

③ 子育て中に有効と感じる支援・対策

問28-1 問28で「1.」を選択した、子育てを楽しんでいる方におうかがいします。子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じていますか。あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

- 子育てを楽しんでいる人が、子育て中に有効と感じる支援・対策としては、就学前と同様に「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が51.8%で第1位、次いで「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」(49.5%)、「子どもの教育環境」(37.4%)、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」(31.9%)、「放課後児童クラブ(あおぞら児童会)の充実」(19.3%)などと続きます。
- 同居家族による世帯類型別第1位は、二世帯が「放課後児童クラブ(あおぞら児童会)の充実」、三世帯等世帯では「子育て支援のネットワークづくり」母子家庭が「地域における子どもの活動拠点の充実(発達相談、教育相談など)」で、世帯により異なります。
- 親の就労状況による家庭類型別の第1位は、ひとり親家庭及びフルタイム共働き家庭では「地域における子どもの活動拠点の充実(発達相談、教育相談など)」、フルタイム・パート等共働き家庭及び専業主婦(主夫)家庭では「放課後児童クラブ(あおぞら児童会)の充実」となっています。

■ 子育て中に有効と感じる支援・対策



■世帯類型・家庭類型別 子育て中に有効と感じる支援・対策

		回答数	子育てしやすい住居・まちな環境面での充実	子どもの教育環境	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備	放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の充実	地域における子どもの活動拠点の充実（発達相談、教育相談など）	子育て支援のネットワークづくり	子どもに対する専門的な支援（発達相談など）	その他	無回答
世帯類型	二世帯	551	19.6	9.8	13.8	37.7	53.4	29.4	47.4	6.2	4.7	4.7
	三世帯等	90	13.3	6.7	12.2	41.1	51.1	32.2	63.3	7.8	4.4	3.3
	母子世帯	49	28.6	8.2	14.3	24.5	36.7	59.2	46.9	4.1	2.0	10.2
家庭類型	ひとり親家庭	52	26.9	7.7	13.5	26.9	36.5	57.7	48.1	3.8	1.9	11.5
	フルタイム共働き	105	40.0	10.5	13.3	33.3	41.9	55.2	42.9	3.8	3.8	2.9
	フルタイム・パート等共働き	281	15.7	9.3	11.4	37.7	53.4	31.0	47.0	5.7	5.7	5.0
	専業主婦（主夫）	244	13.1	9.0	16.4	42.2	59.0	18.0	55.7	8.6	4.1	3.7

注) 網掛け 第1位 第2位 第3位

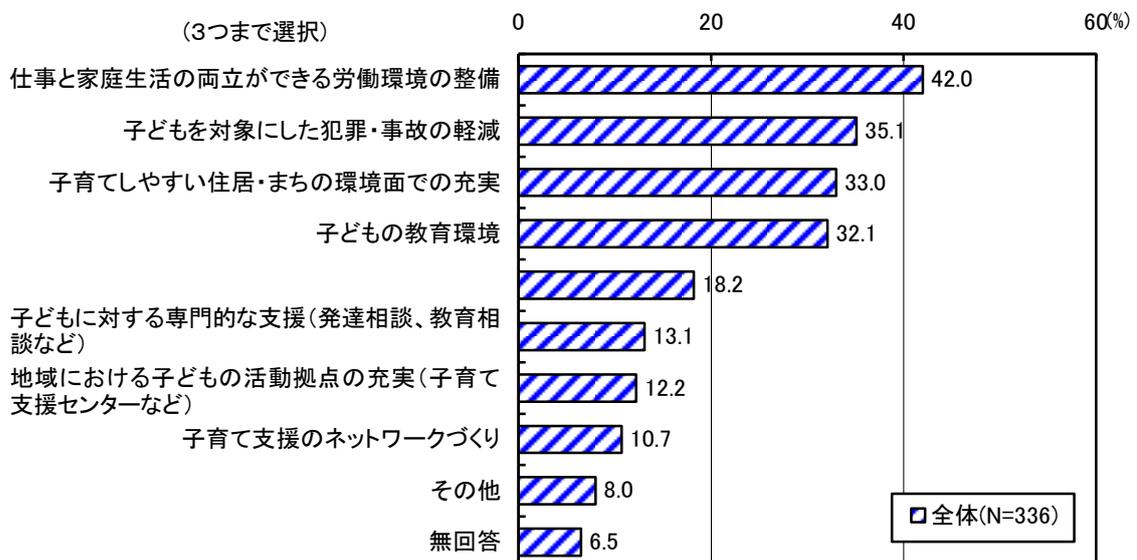
注) 父子家庭(N=3)、パート等共働き(N=1)、共に未就労(N=2)は回答数が少ないため省略

④ 子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策

問28-2 問28で「2.」「3.」を選択した方におうかがいします。あなたにとって子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策は何ですか。あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

- 子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策としては、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が42.0%で第1位、次いで「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が35.1%、「子育てしやすい住居・まちな環境面での充実」(33.0%)、「子どもの教育環境」(32.1%)などと続きます。

■子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策



- 同居家族による世帯類型別の第1位は、どの世帯も「地域における子どもの活動拠点の充実（発達相談、教育相談など）」となっていて、特に母子世帯では61.9%と高くなっています。また、母子世帯は「子育て支援のネットワークづくり」も47.6%と高くなっています。
- 親の就労状況による家庭類型別の第1位は、専業主婦（主夫）以外の家庭では、「地域における子どもの活動拠点の充実（発達相談、教育相談など）」で、専業主婦（主夫）家庭では「放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の充実」となっています。

■ 世帯類型・家庭類型別 子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策

		回答数	子育てしやすい住居・まちな環境面での充実	子どもの軽減 事故の軽減	子どもを対象にした犯罪・	子どもの教育環境	仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備	放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の充実	地域における子どもの活動拠点の充実（発達相談、教育相談など）	子育て支援のネットワークづくり	子どもに対する専門的な支援（発達相談など）	その他	無回答
世帯類型	二世帯	278	12.6	11.5	14.0	33.5	32.4	38.8	33.5	17.3	7.2	6.1	
	三世帯等	11	—	—	9.1	9.1	36.4	54.5	36.4	18.2	9.1	27.3	
	母子世帯	42	14.3	7.1	7.1	33.3	38.1	61.9	47.6	19.0	14.3	4.8	
家庭類型	ひとり親家庭	47	12.8	8.5	8.5	29.8	36.2	57.4	44.7	23.4	12.8	4.3	
	フルタイム共働き	45	22.2	11.1	11.1	33.3	24.4	57.8	31.1	13.3	11.1	4.4	
	フルタイム・パート等共働き	125	11.2	5.6	12.8	33.6	28.0	42.4	33.6	13.6	7.2	7.2	
	専業主婦（主夫）	109	9.2	18.3	14.7	32.1	41.3	30.3	34.9	22.9	6.4	5.5	

注) 網掛け **第1位** **第2位** **第3位**

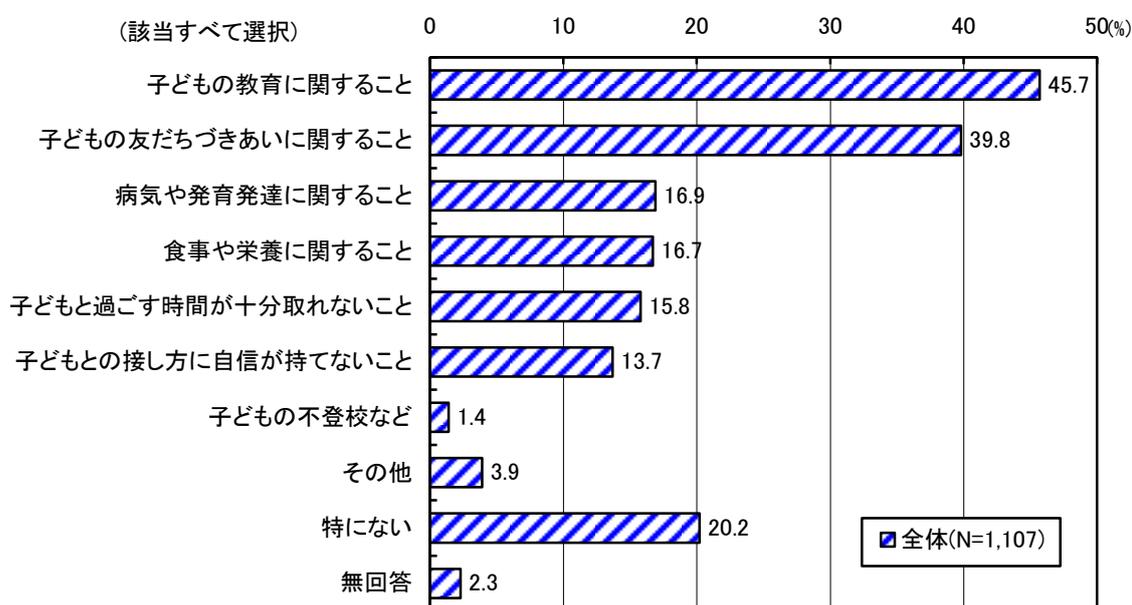
注) 父子家庭(N=5)、パート等共働き(N=1)は回答数が少ないため省略、共に未就労は該当なし

⑤ 子どもに関する悩みや気になること

問29 すべての方におうかがいします。子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。あてはまる番号にすべてに○をつけてください。
(1) 子どもに関すること (2) ご自身に関すること

- 子どもに関する悩みや気になることは、「子どもの教育に関すること」が45.7%で第1位、次いで「子どもの友だちづきあいに関すること」(39.8%)、「病気や発育発達に関すること」(16.9%)、「食事や栄養に関すること」(16.7%)、「子どもと過ごす時間が十分取れないこと」(15.8%)などと続きます。

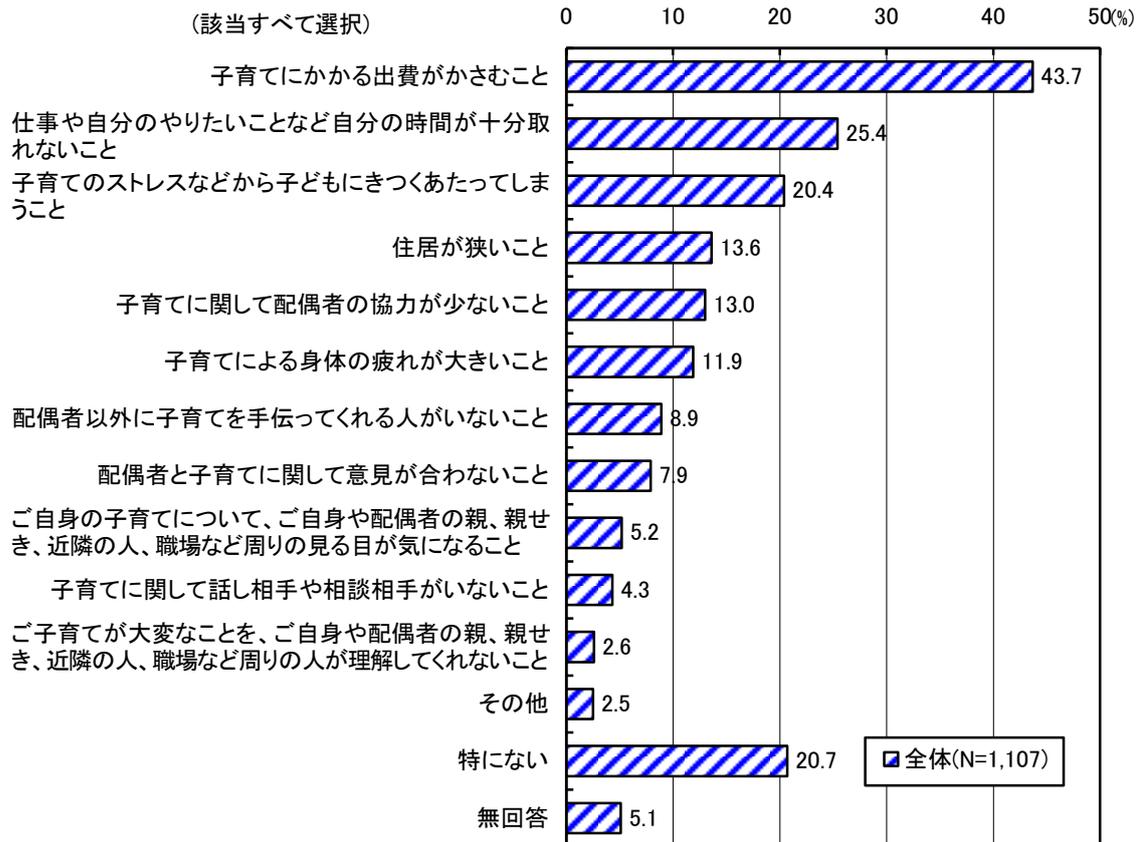
■ 子どもに関する悩みや気になること



⑥ 自身に関する悩みや気になること

- 自身に関する悩みや気になることは、「子育てにかかる出費がかさむこと」が43.7%で第1位、次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」(25.4%)、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」(20.4%)、「住居が狭いこと」(13.6%)、「子育てに関して配偶者の協力が少ないこと」(13.0%)などと続きます。

■自身に関する悩みや気になること

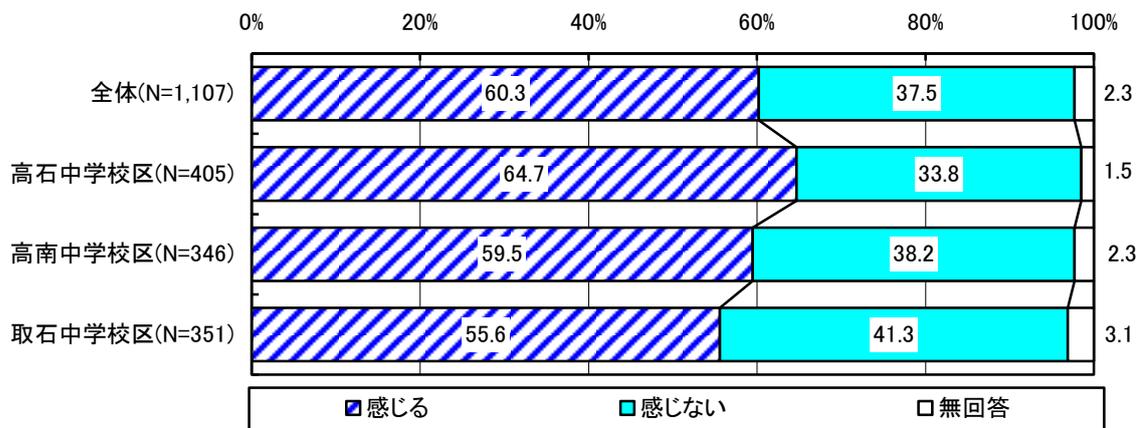


⑦ 子育てが地域の人に支えられていると感じるか

問30 ご自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

- 子育てが地域の人に支えられていると「感じる」率は、全体では60.3%で、就学前より若干高くなっています。
- 中学校区別では、「感じる」率は高石中学校区が64.7%、高南中学校区が59.5%、取石中学校区が55.6%で、就学前と同様に、高石中学校区が若干高くなっています。

■中学校区別 子育てが地域の人に支えられていると感じるか

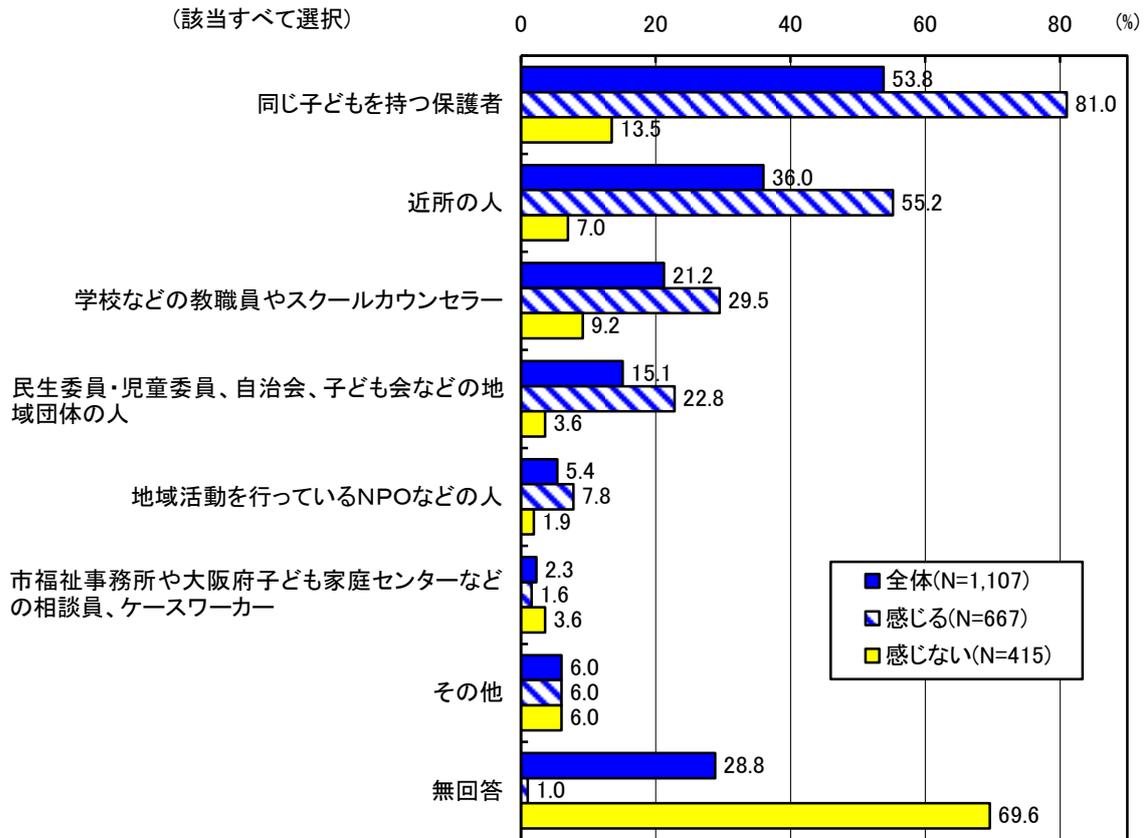


⑧ 特に誰から支えられ、誰に支えてほしいか

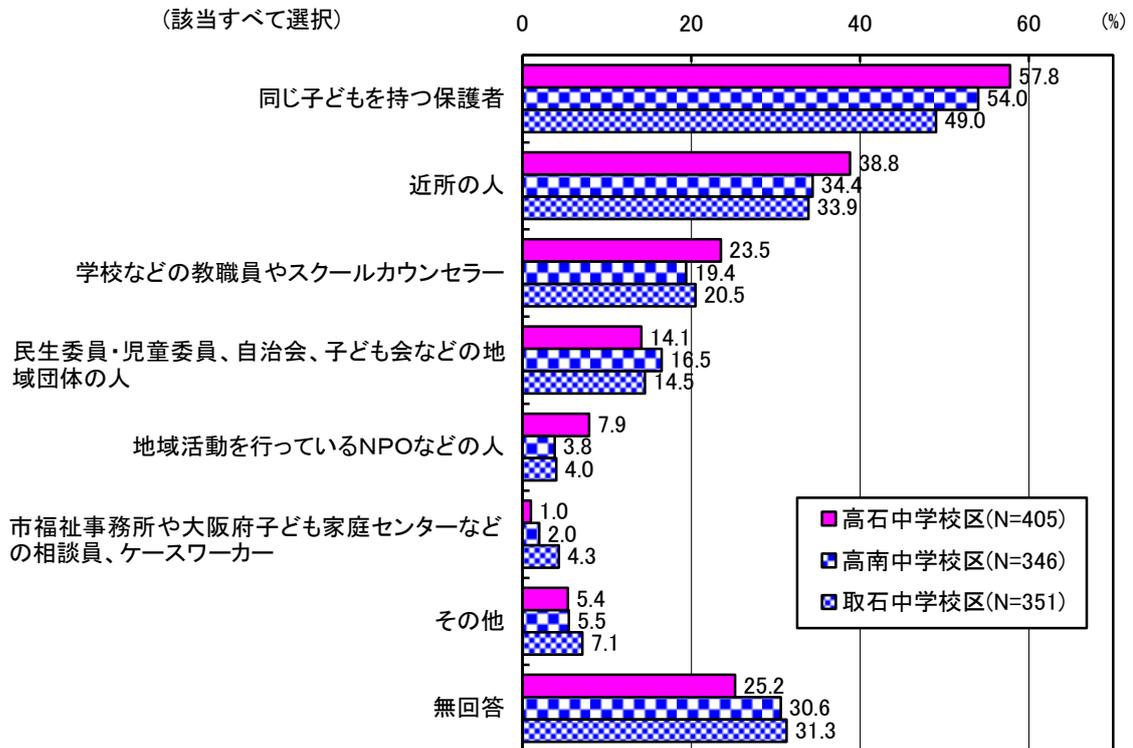
問30-1 感じる場合は、特に誰から支えられていると感じますか。感じない場合は、特に誰に支えてほしいと感じますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 感じる場合、特に誰から支えられてほしいか、また、感じない場合、誰に支えてほしいかでは、全体では「同じ世代の子どもを持つ保護者」が第1位で53.8%、次いで「近所の人」が36.0%、「学校などの教職員やスクールカウンセラー」が21.2%などと続きます。
- 子育てが地域の人に支えられていると感じる人は、「同じ子どもを持つ保護者」が81.0%、「近所の人」が55.2%、「学校などの教職員やスクールカウンセラー」が29.5%などで、一方、子育てが地域の人に支えられていると感じない人は、無回答が69.6%と高く、その中で支えてほしい人は、「同じ子どもを持つ保護者」が13.5%、「学校などの教職員やスクールカウンセラー」が9.2%、「近所の人」が7.0%などとなっています。
- 中学校区別では、「同じ世代の子どもを持つ保護者」や「近所の人」「校などの教職員やスクールカウンセラー」は、就学前と同様に高石中学校区が最も高くなっています。

■地域の人の支えられていると感じるかどうか別
特に誰から支えられ、誰に支えてほしいか



■中学校区別 特に誰から支えられ、誰に支えてほしいか

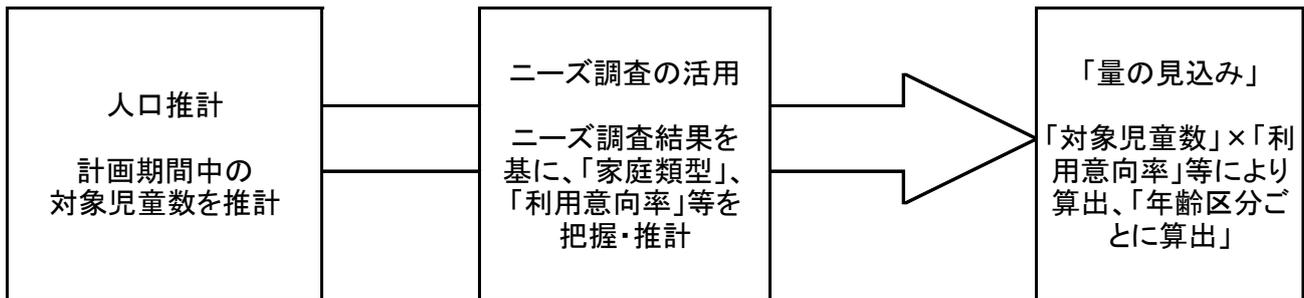


子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成する。
その計画の中で、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

1. 算出方法

〇量の見込みを、以下の方法により算出する。



2.人口推計

【コーホート変化率法により推計】

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法のことです。

基準年 平成25年

	児童数							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6～8歳	9～11歳
	人	人	人	人	人	人	人	人
24年度	465	519	526	542	536	543	1,691	1,907
25年度	498	470	517	507	527	530	1,608	1,856
26年度	456	511	450	489	499	519	1,556	1,771
27年度	432	449	496	456	500	490	1,538	1,679
28年度	417	431	444	485	446	494	1,490	1,590
29年度	405	418	427	437	476	438	1,455	1,540
30年度	395	406	414	421	426	470	1,375	1,523
31年度	388	398	402	407	412	421	1,359	1,475

3.「量の見込みの算出結果」(市全域分について記載)

①教育・保育

	1号認定	2号認定		3号認定	
	3・4・5歳	教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳計
		3・4・5歳	3・4・5歳		
	人	人	人	人	人
24年度(実績)	883	-	553	103	330
25年度(実績)	888	-	551	108	334
26年度(5月)	772	-	576	86	339
27年度	691	128	514	185	375
28年度	681	126	507	178	347
29年度	645	120	480	173	335
30年度	629	117	468	169	325
31年度	592	110	441	166	317

②時間外保育事業・一時預かり保育

	時間外保育事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)		幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外
		1号認定による利用	2号認定による利用	
	人	人日	人日	人日
24年度(実績)	480	-	-	
25年度(実績)	671	-	-	
26年度(見込)		-	-	
27年度	231	1,109	32,081	29,342
28年度	222	1,093	31,615	28,213
29年度	213	1,036	29,974	27,017
30年度	207	1,010	29,219	26,298
31年度	199	951	27,511	25,234

③病児保育事業・ファミリーサポートセンター(就学児)・放課後児童健全育成事業)

	病児保育事業	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (就学児のみ)	放課後児童健全育成事業	
			5歳時点での利用意向を基にした 「量の見込み」	
			小学1～3年生	小学4～6年生
	人日	人日	人	人
24年度(実績)	-	-	429	-
25年度(実績)	-	-	428	-
26年度(5月)	-	-	449	-
27年度	4,309	31	518	336
28年度	4,147	30	502	318
29年度	3,970	29	490	308
30年度	3,865	27	463	304
31年度	3,706	27	458	295

◆特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

1. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

(1) 確認を受ける施設・事業者に対しては、以下の事項が求められる。

① 学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可基準」を満たすこと。

② 市町村の条例で定める運営に関する基準(運営基準)を満たすこと。

(子ども・子育て支援法第34条第2項、第46条第2項)

(2) 市町村で定める運営基準の策定にあたって、国が定める基準(内閣府令)を踏まえ、策定する。

(国が定める基準)

○ 従うべき基準「従うべき基準」と異なる内容は定めることは認められず、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容

● 「利用定員」

● 「小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持」

● 「小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」

○ 「参酌すべき基準」「参酌すべき基準」を十分参照をしたうえであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

● それ以外の事項

(高石市の対応方針) 運営基準において、国が定める基準(内閣府令)によると、従うべき基準と参酌すべき基準が混在しているが、基本的には国の基準どおりとする。→本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため。

【1】利用定員に関する基準（※）従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

(1)利用定員

項目	国の示す基準の内容	※
①利用定員の設定に関すること	<p>確認を受ける施設・事業の利用定員については、以下のとおりとする。</p> <p>【特定教育・保育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認定こども園は、利用定員の数を20人以上とし、1号・2号・3号認定子どもの区分を定める。 ● 保育所は、利用定員の数を20人以上とし、2号・3号認定子どもの区分を定める。 ● 幼稚園は、1号認定子どもの区分を定める。 <p>【特定地域型保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭的保育事業は、利用定員の数を1人以上5人以下とし、3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。 ● 小規模保育事業A型・B型は、利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型は、利用定員の数を6人以上10人以下とし、3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める（C型については経過措置有）。 ● 居宅訪問型保育事業は、利用定員の数を1人とし、3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。 ● 事業所内保育事業は、その雇用する労働者の子どもとその他の子ども・3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。 <p>3号認定子どもの区分については、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分する。</p>	従
②定員の遵守	<p>やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受け入れを行ってはならない。</p> <p>年度中における特定教育・保育、特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	参

【2】運営に関する基準（※）従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

(1) 利用開始に伴う基準

項目	国の示す基準の内容	※
①内容・手続きの説明、同意、契約	<p>※【従】 教育・保育の提供開始に当たって、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。</p> <p>※【参】 事前説明の方法は、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。 その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。</p>	従・参
②応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)	<p>利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 施設・事業者は、市町村の行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	従
③定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	<p>※【従】 定員を上回る利用の申込みがあった場合、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法については明示を求める。 ・教育標準時間認定(1号)を受けた子どもの場合、「抽選」、「先着順」、「建学の精神等設置者の理念」などに基づく選考。 ・保育認定(2号、3号)を受けた子どもの場合は、市が利用調整を行う。</p> <p>※【参】 支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	従・参
④支給認定証の確認、支給認定申請の援助	<p>保護者の受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認(利用期間等)を行うこととする。 支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がされるよう援助をすることとする。</p>	参

【2】運営に関する基準（※）従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

(2)教育・保育の提供に関する基準

項目	国の示す基準の内容	※
①幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	<p>幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園要領、地域型保育事業は保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。</p> <p>小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において円滑な接続に資するよう、情報提供等、連携に努めなければならない。</p> <p>支給認定子どもの心身の状況の把握に努め、その子ども又は保護者の相談に適切に応じるとともに、必要な助言、援助を行わなければならない。</p> <p>運営に当たり、地域住民やその活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流に努めなければならない。</p>	従
②子どもの心身の状況の把握	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなくてはならない。</p>	参
③子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)	<p>①利用児童の平等取扱い 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。②虐待等の禁止 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。③懲戒に係る権限の乱用防止 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。</p>	従
④連携施設との連携(地域型保育事業のみ)	<p>※【従】地域型保育事業を行う事業者に対し、「保育内容に関する支援」「卒園後の受け皿」の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にするよう努めることを求めることとする。居宅訪問型保育事業は、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設の確保が必要。利用定員が20名以上の事業所内保育事業は、保育内容に関する支援等については連携協力を求めない。</p> <p>※【参】特定地域型保育事業者は、支給認定子どもが卒園後に、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、連携に努めなければならない。</p>	従・参

【2】運営に関する基準（※）従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

(2)教育・保育の提供に関する基準

項目	国の示す基準の内容	※
⑤利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)	<p>施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領することを求め、その上で、それ以外に、実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。</p> <p>実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求め、保護者に対して説明、文書による同意を得なくてはならない(第4項の規定による支払いは除く)。</p> <p>施設・事業者は、法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、その額を保護者に通知しなくてはならない。</p>	従
⑥利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)	<p>給付(委託費)を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知することを求めることとする。</p>	参
⑦特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)	<p>特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育・特定利用地域型保育(※)を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。</p> <p>※「特別利用保育」：教育標準時間認定(1号)子どもが、特定教育・保育施設(保育所に限る)から受ける保育をいう。</p> <p>※「特別利用教育」：満3歳以上保育認定(2号)子どもが、特定教育・保育施設(幼稚園に限る)から受ける教育をいう。</p> <p>※「特別利用地域型保育」：教育標準時間認定(1号)子ども、特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。</p> <p>※「特定利用地域型保育」：満3歳以上保育認定(2号)子どもが、特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。</p>	従

【2】運営に関する基準（※）従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

(3)管理・運営に関する基準

項目	国の示す基準の内容	※
①施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、提示	<p>運営規程において定めるべき重要事項を定めた運営規程の策定、提示を求めることとする。</p> <p><運営規程></p> <ol style="list-style-type: none"> 1.施設・事業の目的及び運営の方針 2.提供する教育・保育の内容 3.職員の職種、員数及び職務の内容 4.教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日） 5.利用料等に関する事項（実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む） 6.利用定員（確認制度上の定員設定） 7.施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む） 8.緊急時等における対応方法 9.非常災害対策 10.虐待防止のための措置に関する事項 11.その他施設・事業の運営に関する重要事項 <p>施設・事業者は、利用申込者の選択に資すると認められる重要事項（運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担等）を施設の見やすい場所に掲示しなければならない。</p>	参
②個人情報保護（秘密保持）	<p>施設・事業の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講じなければならない。</p> <p>地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要となる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておかなければならない。</p>	従
③事故発生及び事故発生時の対応	<p>事故の発生（再発）防止ため、事故発生時の対応、報告方法等が記載された指針作成や分析や改善策の周知体制の整備、研修の実施等の措置を講じなければならない。</p> <p>事故発生時の保護者（家族）や市町村に対する速やかな報告・記録・損害賠償を行うことを求めることを基本とする。</p>	従
④評価（事項評価、学校関係者評価、第三者評価）	<p>自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求めることとする。</p> <p>保護者、特定教育・保育施設の関係者又は外部の評価を受けて、その結果を公表し改善を図るよう努めなければならない。</p>	参

【2】運営に関する基準（※）従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

(3) 管理・運営に関する基準

項目	国の示す基準の内容	※
⑤ 苦情処理	苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講ずることとする。 苦情に関して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善、報告等を行う旨を求めることとする。	参
⑥ 会計処理	他の事業の会計と区分しなければならない。	参
⑦ 記録の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 ① 特定教育・保育の提供に当たっての計画 ② 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③ 支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	参
⑧ 管理・運営に関するその他の事項	① 勤務体制の確保 適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求めることとする。 ② 誇大広告の禁止 その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。 ③ 利益供与等の禁止 施設・事業者は、利用者支援事業者等、その他施設・事業者等に施設・事業を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与または、收受してはならない。	参

資料3-2

◆家庭的保育事業等の 設備及び運営 に関する基準を定める条例

1. 地域型保育事業の概要

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

◇小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下)
 …比較的小規模な家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施 ※C型は 6～10人以下(経過措置あり)

◇家庭的保育事業(利用定員5人以下)
 …家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施

◇居宅訪問型保育事業
 …保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

◇事業所内保育事業
 …企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

地域型保育事業の位置付け

認可定員	19人～6人	小規模保育(実施主体:市町村、民間事業者等)	居宅訪問型保育 実施主体:市町村、 民間事業者等	事業所内保育 事業主体:事業主等
	5人～1人	家庭的保育(実施主体:市町村、民間事業者等)		
保育の実施場所等		保育者の居宅その他の場所、施設	保育を必要とする 子どもの居宅	地域型事業所の従業員の子 ども(従業員枠) + 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の制定にあたって

地域型保育事業では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、

①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。

②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとする。(保育所に関する認可制度と同様)。

●地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。

(児童福祉法34条の16 第1項)

●国が定める基準について

「従うべき基準」と異なる内容は定めることは認められず、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容

職員の資格、員数

乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

「参酌すべき基準」を十分参照をしたうえであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

上記以外の事項

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の制定に係る高石市の基本的な考え方

●本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、基本的に国の基準を高石市の基準とするものとする。

2、家庭的保育事業等(地域型保育事業)の設備及び運営に関する基準(案)について

家庭的保育事業者等の一般原則

- 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 家庭的保育事業所等それぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。(居宅訪問型保育事業は除く)
- 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。(居宅訪問型保育事業は除く)

家庭的保育事業等の共通事項

項目	国が示す基準の内容	※
連携施設	連携施設の設定が必要(経過措置あり) ※居宅訪問型保育事業は除く [連携の内容] ・保育内容の支援 集団保育の体験、相談・助言 ・代替保育・卒園後の受皿	従
一般的要件及び資質、職員の基準	職員は健全な心身、豊かな人間性と倫理観を備え、必要な知識及び技能の修得向上に努める。他の社会福祉施設をあわせて設置するときは保育に直接従事する職員以外は兼ねることは可。嘱託医及び調理員を置かなければならない。(居宅訪問型保育事業は除く)	従
非常災害	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回実施すること。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	参
利用者との関わり	国籍、信条、社会的身分、費用負担等で差別的取り扱いをしてはならない。 心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。虐待及び懲戒に係る権限乱用の禁止	従
衛生管理	利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	参
食事	献立は変化に富み健全発育に必要な栄養量を含有し、身体的状況及び思考を考慮したもの。 調理業務の全部委託可。搬入施設からの運搬可。 調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	従
健康診断	利用開始時の健康診断、定期健康診断の実施。職員の健康診断について、特に乳幼児の食事を調理するものは、綿密な注意を払うこと。※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	参
重要事項の関する規程	事業の目的及び運営方針・提供する保育の内容・職員の職種、員数及び職務の内容・保育の提供を行う日・乳児、幼児の区分ごとの利用定員・利用の開始、終了に関する事・緊急時災害対策・虐待防止・その他運営に関する事	参
帳簿・秘密保持・苦情	職員、財産、収支、及び乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備 正当な理由なく、知りえた秘密を漏らしてはならない。 苦情に対し、迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じると共に、市町村からの指導助言に必要な改善を行わなければならない。	従・参

【家庭的保育事業】

項目		国が示す基準の内容	※
保育従事者		家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者	従
職員数		乳幼児 3人につき1人（家庭的保育補助者を置く場合には、5人につき2人）	従
設備・面積	保育室等	保育を行う専用の部屋 ※部屋の面積自体は9.9㎡以上必要（3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積であること） 便所を備える	参
	屋外遊戯場	同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近の代替地可）※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上	
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従
	設備	調理設備	
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。 ※保育を行う乳幼児が3人以下の場合は、家庭的保育補助者で対応可。	
耐火基準等		火災報知機・消火器の設置 消火訓練・避難訓練の定期実施	参
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参
保育内容		保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従

【小規模保育事業】①小規模保育事業A型

項目		国が示す基準の内容	※
保育従事者		保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従
職員数		乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。※特例地域型保育給付の対象:満3歳以上満4歳に満たない児童ーおおむね20人につき1人、満4歳以上の児童ーおおむね30人につき1人の職員数とする。	従
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上保育に必要な用具、便所を備える。	参
	屋外遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上	
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従
	設備	調理設備	
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。	
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。(注)追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など	参
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参
保育内容		保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従

【小規模保育事業】②小規模保育事業B型

項目		国が示す基準の内容	※
保育従事者		保育士 保育従事者(市町村長が行う研修を修了した者) ※保育士割合は1/2以上 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従
職員数		乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象:満3歳以上満4歳に満たない児童ーおおむね20人につき1人、満4歳以上の児童ーおおむね30人につき1人の職員数とする。	従
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	参
	屋外遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上	
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従
	設備	調理設備	
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。	
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。(注)追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など	参
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参
保育内容		保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従

【小規模保育事業】③小規模保育事業C型

項目		国が示す基準の内容	※
保育従事者		家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者	従
職員数		乳幼児 3人につき1人（家庭的保育補助者を置く場合には、5人につき2人）	従
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき3.3㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	参
	屋外遊戯場	屋外遊戯場（付近の代替地可）※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上	
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従
	設備	調理設備	
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。	
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。（注）追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など	参
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参
保育内容		保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従

【居宅訪問型保育事業】

項目	国が示す基準の内容	※
事業の内容	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育など	従
保育従事者	家庭的保育者 ※必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者	従
職員数	乳幼児 1人につき1人	従
居宅訪問型 保育連携施設	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児については、障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設、その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	従
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従

【事業所内保育事業】①保育所型事業所内保育事業(利用定員20人以上)

項目		国が示す基準の内容	※
保育従事者		保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従
職員数		乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※特例地域型保育給付の対象: 満3歳以上満4歳に満たない児童－おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童－おおむね30人につき1人の職員数とする。	従
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室は1人につき1.65㎡以上、ほふく室は3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室は1人につき1.98㎡ 保育に必要な用具、便所を備える。	参
	屋外遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上	
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従
	設備	調理室 ※保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む	
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。	
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注)追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など	参
連携施設に関する特例		連携施設を確保しないことができる。	従

【事業所内保育事業】②小規模型事業所内保育事業(利用定員19人以下)

項目		国が示す基準の内容	※
保育従事者		保育士 保育従事者(市町村長が行う研修を修了した者) ※保育士の割合は1/2以上。 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従
職員数		乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。※特例地域型保育給付の対象:満3歳以上満4歳に満たない児童—おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童—おおむね30人につき1人の職員数とする。	従
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	参
	屋外遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上	
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可	従
	設備	調理設備	
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。	
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注)追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など	参
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参
保育内容		保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従

業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れについて

・事業所内保育事業を行う者は下表の定員区分に応じて、それぞれ、その他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める幼児数以上の定員枠を設ける。

定員区分		国基準 (地域枠の定員)
1名～10名	1名～5名	1名
	6名・7名	2名
	8名～10名	3名
11名～20名	11名～15名	4名
	16名～20名	5名
21名～30名	21名～25名	6名
	26名～30名	7名
31名～40名		10名
41名～50名		12名
51名～60名		15名
61名～70名		20名
71名以上		20名

放課後児童健全育成事業の条例化される基準について

1. 条例の名称

高石市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例(仮称)

2. 高石市の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営に関する基準条例(案)の考え方

○児童福祉法の改正に基づき、政省令の定めに従い、高石市として放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める。

明確な基準のもとに運営されることにより、質が担保でき、安心して利用することができる。

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の条例制定にあたっては、国が定める基準(内閣府令)を踏まえ、策定する。

(国が定める基準)

○「従うべき基準」「従うべき基準」と異なる内容は定めることは認められず、その基準の従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容。

●「従事する者」

●「員数」

●「員数」

○「参酌すべき基準」「参酌すべき基準」を十分参照したうえであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容。

●それ以外の項目

3. 内容

市条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例の骨子案は以下のとおりとする。

放課後児童健全育成事業の条例化される基準について

項目	国が示す基準の内容
最低基準の目的	<p>市が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は以下のとおりとする。</p> <p>○放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障する。</p>
最低基準の向上	<p>最低基準の向上は以下のとおりとする。</p> <p>○市は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>○市は、最低基準を常に向上させるように努める。</p> <p>(最低基準と放課後児童健全育成事業者)</p> <p>○放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>○最低基準を超えて設備を有し、又は運営している放課後児童健全育成事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p>

放課後児童健全育成事業の条例化される基準について

項目	国が示す基準の内容
事業の目的	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>○放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p>
事業者	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、以下のことを行う。</p> <p>○利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>○地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>○運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>○放課後児童健全育成事業を行なう場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、喚起等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な配慮を払って設けられなければならない。</p> <p>○軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>○訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。</p> <p>○職員に対し、その資質の向上のための研修機会を確保しなければならない。</p>

放課後児童健全育成事業の条例化される基準について

項目	国が示す基準の内容
<p>(従) 従事する者</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件)</p> <p>○健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(放課後児童健全育成事業の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>○常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>○放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するもの(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条第2項各号のいずれかに該当する者(「児童の遊びを指導する者」を基本)であって、大阪府知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・社会福祉士 ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ・教員免許を有する者 ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又は、これらに相当する課程を修めて卒業した者。 ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの <p>(職員の経過措置)</p> <p>○経過措置として、施行日から平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含める。</p>

放課後児童健全育成事業の条例化される基準について

項目	国が示す基準の内容
(従)員数	<p>(職員)</p> <p>○放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>○放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。</p> <p>○放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。</p> <p>ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合はその他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>
児童の集団の規模	<p>(職員)</p> <p>○支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p>

放課後児童健全育成事業の条例化される基準について

項目	国が示す基準の内容
施設・設備	<p>(設備の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ○専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。 ○専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りではない。 ○専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。
開所日数	<ul style="list-style-type: none"> ○1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること。

放課後児童健全育成事業の条例化される基準について

項目	国が示す基準の内容
開所時間	<p>○小学校の授業の休業日については、1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること。</p>
その他の基準	<p>(利用者平等に扱う原則) ○利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止) ○職員は利用者に対し虐待行為、その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(衛生管理等) ○利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ○感染症又は食中毒の発生、まん延の防止に努める。 ○必要な医薬品その他の医薬品を備え、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>

放課後児童健全育成事業の条例化される基準について

項目	国が示す基準の内容
その他の基準	<p>(運営規定)</p> <p>○放課後児童健全育成事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・開所している日及び時間 ・支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ・利用定員 ・通常の実業の実施地域 ・事業の利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他事業の運営に関する重要事項 <p>(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)</p> <p>○職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>○職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、漏らさないよう必要な措置を講じなければならない。</p>

放課後児童健全育成事業の条例化される基準について

項目	国が示す基準の内容
その他の基準	<p>(苦情等への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、必要な措置を講じなければならない。 ○行った支援に対し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をしなければならない。 ○社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできるだけ協力をしなければならない。 <p>(保護者との連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 <p>(関係機関との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。 <p>(事故発生時の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者に対する支援により事故が発生した場合は市、当該利用者の保護者等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ○利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。